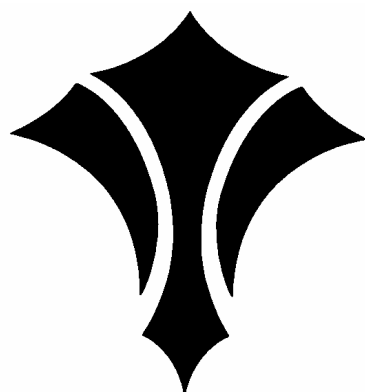


和泉市の環境

令和 6 年 3 月



和 泉 市

和泉市民憲章

昭和 45 年 11 月 3 日制定

私たちは 古い歴史と美しい環境に恵まれたまち 和泉市民であることを誇りとし いずみの名にふさわしい 活気のあるゆたかな都市をきずくためこの憲章を定めます

- ・ 親切をつくし あたたかい心でまじわる社会をきずきましょう
- ・ きまりを守り 人に迷惑をかけないようにつとめましょう
- ・ 教育に力をそそぎ 若い力を育てましょう
- ・ 働くことに喜びをもち 生活の向上にはげみましょう
- ・ 自然と文化遺産を大切にし きれいなまちをつくりましょう

は じ め に

和泉市は、豊かなみどりと水に恵まれ、四季折々の自然と歴史的・文化的遺産に育まれ、自然と調和した美しいまちとして発展してきました。

これらの豊かな環境とその環境がもたらす恵みは、私たちのかけがえのない財産です。私たちは、この共有財産を守り、良好な形で次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、急速な都市化や社会経済の発展に伴い、様々な環境問題が生じてきており、私たちの生活にも影響を及ぼすようになってきています。

こうした複雑・多様化する環境問題に適切に対応するためには、今までの生活スタイルや事業活動を見つめ直し、市民・事業者・行政が、より一層協働して、環境負荷の少ない社会を構築していく必要があります。

このため、平成 11 年度においては「和泉市環境保全条例」を見直し、「和泉市環境基本条例」及び「和泉市生活環境の保全等に関する条例」を制定しました。

平成 27 年度には本市独自の環境マネジメントシステムである「I-EMS」を構築し、また平成 30 年度には第 4 次和泉市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉を策定し、事務事業に係る施設を対象とした温室効果ガス削減の取組や、本市職員の環境に対する意識の向上を図るなど環境施策を進めているところでございます。

これらに加え、本市の環境施策の大綱となる「第 3 次和泉市環境基本計画」を令和 3 年 3 月に策定しました。市民の皆様や事業者の方々と協働しながら、本計画が目指す、脱炭素化の実現や生物多様性の保全、循環型社会の構築に取り組んでまいります。

「和泉市の環境」は、令和 4 年度の和泉市における「環境の状況と対策」についてとりまとめたものです。本書が幅広く活用され、皆様の環境問題についての理解を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

令和 6 年 3 月

和泉市長 辻 宏 康

目 次

本 編

第 1 部 総 説

第 1 章 環境行政の概況	1
第 1 節 和泉市の概況	1
1 地 勢	1
2 人 口	1
3 土地利用	1
4 用途地域指定面積	2
5 人口・世帯数の推移	2
第 2 節 行 政 機 構	3
1 環境保全課事務分担	3
2 審議会・協議会制度	4
第 2 章 環 境 問 題 の 概 要	5
第 1 節 背景	5
第 2 節 環境汚染の状況	7
1 大 気 環 境	7
2 水 環 境	8
3 騒音・振動	8
4 悪 臭	8

第 2 部 環境の状況

第 1 章 大気環境	9
第 1 節 大気汚染の現状	9
1 大気汚染に係る環境基準	9
2 大気汚染測定結果	9
第 2 節 大気環境の防止対策	15
1 工場等に対する規制	15
2 自動車排出ガスに対する規制	15
3 環境監視	16
第 3 節 悪 臭	17

第4節	光化学スモッグ	19
1	光化学スモッグの現状	19
2	光化学スモッグの対策	20
第2章	水環境	21
第1節	水環境の現状	21
1	環境基準	21
2	現 状	21
第2節	水環境保全対策	29
1	河川水質の監視	29
2	生活排水対策の推進	29
3	工場・事業場排水対策	35
4	大津川水域水質保全対策協議会	36
第3節	地盤環境	37
第3章	騒音・振動	38
第1節	騒音・振動の現状	38
1	概 要	38
2	環境基準及び環境保全目標	39
3	環境騒音等調査結果	39
第2節	騒音・振動の対策	42
1	法律・条例による規制	42
2	工場等の立入調査	42
3	航空機騒音対策	42
4	交通騒音・振動対策	43
5	生活騒音対策	43
第4章	ダイオキシン類	47
第1節	ダイオキシン類の現状	47
1	環 境 基 準	47
2	ダイオキシン類の排出抑制対策と規制	48
第5章	公害苦情	49
第6章	定期環境調査結果	50
第7章	空き地の管理	52
第8章	環境保全啓発	53
第1節	星空観察会	53

第2節	自然観察会	55
1	水辺の自然観察会	55
2	緑の自然観察会	57
第9章	自然環境調査	58
第1節	生きものの観察会	58
第2節	自然環境調査	60
第10章	循環型社会に向けた取り組み	62
第1節	第3次和泉市環境基本計画	62
1	計画の目的	62
2	計画の位置づけ	62
3	計画の対象及び期間	62
4	施策の体系	63
5	重点プロジェクト	63
6	代表指標とモニター指標	64
7	計画の推進体制	66
8	計画の進行管理	67
第2節	和泉市地球温暖化対策実行計画	68
第3節	和泉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	70
1	現状及び課題	70
2	削減目標	70
第4節	和泉市役所本庁舎における環境マネジメントシステムの 取組推進	72
1	和泉市環境マネジメントシステムの目的	72
2	庁舎全体での取り組みの進捗状況	72
3	環境監査の実施	73
資料編	1 調査測定結果及び参考資料	74
資料編	2 環境基準及び大阪府環境保全目標等	117
資料編	3 環境関係用語	127

本 編

第1部 総 説

第1章 環境行政の概況

第1節 和泉市の概況

1 地 勢

本市は大阪府南部の泉州地域のほぼ中央に位置し、東西6.9km、南北18.8kmと細長く、面積84.98km²、南は和泉山脈、和歌山県、北は堺市、高石市、西は泉大津市、岸和田市、忠岡町、東は河内長野市に接しています。

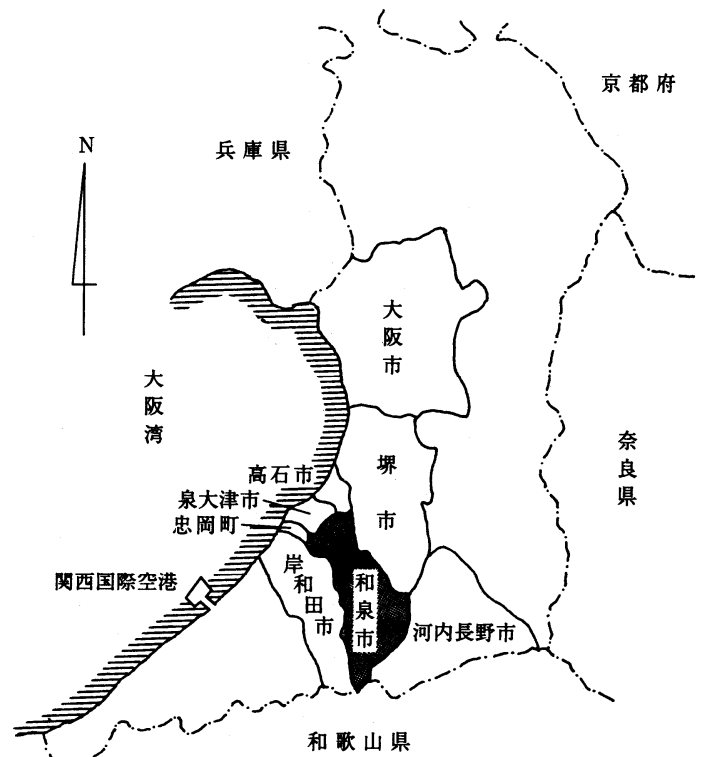
地形は南高北低で、南部には和泉山脈が連なり、中部・北部は丘陵、平地が広がっています。また、南部から北部に向かって槇尾川、松尾川が流れています。

2 人 口

令和5年3月末現在の本市の人口は183,214人、世帯数81,570世帯で、前年度より971名減少しました。

3 土地利用

本市は、全市域が都市計画法に基づく都市計画区域に含まれています。市街化区域が全市域面積の30.7%、市街化調整区域が69.3%です。市街化区域全域について用途地域が定められています。



図－1

表－1

市 役 所 の 位 置			面 積	広 ぼ う	
所 在 地	東 経	北 緯		東 西	南 北
大阪府和泉市府中町二丁目7番5号	135° 25' 25"	34° 29' 01"	84.98km ²	6.9 km	18.8 km

4 用途地域指定面積

表－２

令和５年３月末現在

用 途 別	面 積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
第１種低層住居専用地域	452	5.3
第１種中高層住居専用地域	543	6.4
第２種中高層住居専用地域	91	1.1
第１種住居地域	533	6.3
第２種住居地域	139	1.6
準住居地域	24	0.3
近隣商業地域	30	0.4
商業地域	37	0.4
準工業地域	655	7.7
工業専用地域	104	1.2
無指定地域	5,890	69.3
計	8,498	100

5 人口・世帯数の推移

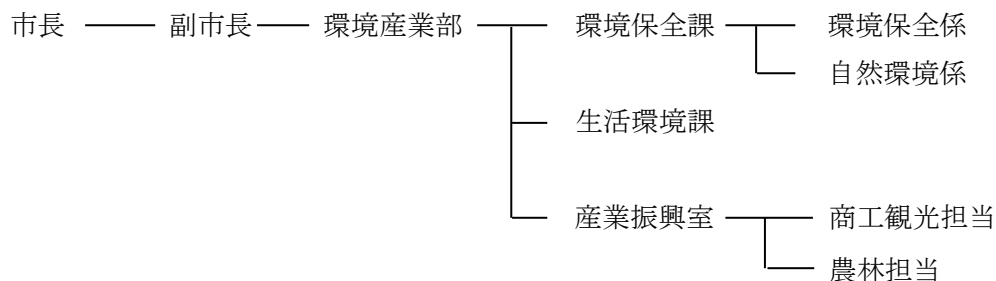
表－３

(各年度３月末時点)

年 度	人 口 (人)			世 帯 数 (世帯)
	総 数	男	女	
平成１５	180,167	88,083	92,084	64,841
１６	181,083	88,446	92,637	65,767
１７	182,005	88,796	93,209	66,875
１８	182,554	88,993	93,561	67,886
１９	183,529	89,401	94,128	69,092
２０	184,718	89,942	94,776	70,414
２１	186,166	90,571	95,595	71,575
２２	186,953	90,925	96,028	72,537
２３	187,334	91,046	96,288	73,547
２４	187,108	90,905	96,203	74,092
２５	187,279	90,992	96,287	74,921
２６	187,166	90,855	96,311	75,771
２７	186,601	90,481	96,120	76,396
２８	186,370	90,324	96,046	77,122
２９	185,936	90,050	95,886	77,809
３０	185,890	90,017	95,873	78,823
令和元	185,790	89,869	95,921	79,885
２	184,813	89,407	95,406	80,526
３	184,185	88,918	95,267	80,900
４	183,214	88,489	94,725	81,570

第2節 行政機構

1 環境保全課事務分担



(令和5年4月1日現在)

・環境保全課

環境保全係

- (1) 和泉市生活環境の保全等に関する条例に係る進行管理及び総合調整に関すること。
- (2) 環境保全に係る企画、立案及び調整に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (4) エネルギーに関すること。
- (5) 水質汚濁に関すること。
- (6) 大気汚染に関すること。
- (7) ダイオキシン類に関すること。
- (8) 騒音及び振動に関すること。
- (9) 土壌汚染に関すること。
- (10) 悪臭に関すること。
- (11) 地盤沈下に関すること。
- (12) 電波障害に関すること。
- (13) 岩石採取に関すること。
- (14) 産業廃棄物及び残土埋立て処分に関すること。
- (15) 空き地の管理指導等に関すること。
- (16) 墓地等の経営許可等に関すること。
- (17) 専用水道及び簡易専用水道に関すること。
- (18) 生活排水対策に係る市民意識の啓発等に関すること。
- (19) 前号に掲げるもののほか、生活排水対策に係る総合的な調整に関すること。

自然環境係

- (1) 和泉市環境基本条例に係る進行管理及び総合調整に関すること。
- (2) 自然環境に係る現状把握及び調査研究に関すること。
- (3) 自然環境に係る企画、立案及び総合調整に関すること。
- (4) 自然環境に係る市民意識の啓発及び市民団体の育成に関すること。
- (5) 鳥獣の飼養登録等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境に関すること。
- (7) 他の係の所掌に属しないこと。

2 審議会・協議会制度

(1) 和泉市環境審議会

市長の諮問に応じて良好な環境の確保に関する必要な事項を調査・審議する機関で、現在、市議会議員代表2名、学識経験者10名、公共団体等の代表8名、関係行政機関の職員1名、市民公募者1名で構成されています。

(2) 和泉市生活排水対策推進協議会

和泉市の生活排水対策を適切かつ円滑に推進するための機関で、現在学識経験者1名、公共団体等の代表7名で構成されています。

(3) 大津川水域水質保全対策協議会

大津川水系の水質の保全を図るため、和泉市、岸和田市、泉大津市、忠岡町の3市1町で、昭和45年に結成し、河川の水質調査、水生生物調査、河川の水質保全についての流域住民に対する広報・啓発活動などを実施しています。令和5年度に解散予定です。

第2章 環境問題の概要

第1節 背景

環境問題には、自動車排ガスによる大気汚染、生活排水による河川の水質汚濁、騒音、廃棄物など都市生活型公害に見られる地域的規模のものに加え、酸性雨や地球温暖化、さらにオゾン層の破壊など地球的規模のものがあります。

2015年9月、ニューヨーク国連本部において開催された国連持続可能な開発サミットにて、複数の課題の統合的解決を目指すSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、環境政策を契機として世界的に経済、地域、国際などに関する諸問題に総合的に取り組むこととなりました。また、同年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決定が採択され、我が国においても2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目標にあらゆる取組を進めているところです。

環境政策を取り巻く状況の変化の中、国においては、平成30年4月に第四次環境基本計画を見直し、パートナーシップの下、環境・経済・社会の総合的向上の具体化を図り、経済社会システムライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出するため、分野横断的な6つの重点戦略を設定した第五次環境基本計画を策定しました。

- （1）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- （2）国土のストックとしての価値の向上
- （3）地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- （4）健康で心豊かな暮らしの実現
- （5）持続可能性を支える技術の開発・普及
- （6）国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

大阪府においては、平成6年に「大阪府環境基本条例および関連条例」を制定し、平成14年に「大阪21世紀の環境総合計画」を、平成22年に「大阪21世紀の新環境総合計画」を策定し、令和3年に策定した「2030大阪府環境総合計画」に基づき、府域のCO₂排出量実質ゼロ、資源循環型社会の実現、持続可能な社会の構築等を推進しています。

本市においても、平成11年に「和泉市環境基本条例および生活環境の保全等に関する条例」の制定を行い、これに基づき、環境の保全に関する施策の総合的・計画的な推進のための「和泉市環境基本計画」を平成13年9月に策定、平成23年3月には「第2次和泉市環境基本計画」を策定し、令和3年3月に「第3次和泉市環境基本計画」を策定しました。

また、本市では、平成 11 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市職員が地球温暖化防止対策に向けて、日常業務を通じて環境に配慮した取り組みを実行していくため、本庁舎において ISO 14001 の認証を平成 13 年 11 月 14 日に取得するとともに、「和泉市地球温暖化対策実行計画」を平成 14 年 3 月に策定しました。和泉市地球温暖化対策実行計画は過去 3 度改訂しており、現在は平成 31 年 3 月に策定した「第 4 次和泉市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編＞」に基づき、庁内の省エネや省資源化、廃棄物の減量化などの取組を進めているところです。

さらに、市域における温室効果ガスの削減のための具体的な目標、市民や事業者等各主体の取組項目・推進体制等を定めた「第 3 次和泉市環境基本計画」を、令和 3 年 3 月に策定しており、脱炭素社会への移行、循環型社会の形成や自然共生社会の構築などの社会的な要請に対応することを目指して取組を進めております。この計画では、市民や事業者、民間団体や行政などのあらゆる主体が協働して、広範多岐にわたる環境問題により効果的な取組みを推進していくこととしています。

第2節 環境汚染の状況

■大阪府域の状況

大阪府域全般の環境の状況は、大気汚染では二酸化硫黄や一酸化炭素については環境保全目標を大きく下回る水準で推移しており、二酸化窒素や浮遊粒子状物質では、おおむね環境保全目標を達成しており近年緩やかな改善傾向で推移しております。微小粒子状物質（PM2.5）においては、本格的に測定を始めた2011年度以降緩やかな改善傾向にあります。

令和4年度において、長期的評価による環境基準（環境保全目標）の達成状況は、二酸化硫黄及び一酸化炭素が全測定局（有効測定局）で100%達成でした。

また、二酸化窒素は、一般環境大気測定局及び自動車排ガス局ともに100%達成でしたが、光化学オキシダントは全測定局（有効測定局）で達成していませんでした。

河川の水質汚濁では、生活環境項目の代表的な汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）をみると、近年概ね横ばい傾向で推移しています。

■本市の状況

本市の環境の状況は、大阪府下では比較的良好な環境と考えられ、大気汚染のうち光化学オキシダントは環境基準を達成していませんが、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）と二酸化窒素は達成しています。

河川水質のBODについては、本市域の調査地点のうち上流域では基準の達成率が高いものの、中下流域においては同基準の達成率が低くなっています。

道路騒音については、環境基準の達成率は概ね横ばいの傾向にあります。

なお、本市における項目ごとの環境の概況は、次のようになっています。

1 大気環境

本市の大気汚染の概況は、気象条件の影響を受けやすい光化学オキシダントが環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準を達成しています。

市域における二酸化窒素の濃度分布は、自動車交通量や人家の多い北部で濃度が高く、自動車交通量が少なく、緑が多い南部で低くなっています。

経年変化では、光化学オキシダント、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）とともに概ね横ばいで推移しています。

2 水 環 境

公共河川の 11 地点において、水質調査を実施しています。本市の河川水質の概況は、健康項目については、全地点で、環境基準を達成しています。

また、生活環境項目のうち、代表的な項目の BOD については、上流域では基準の達成率が高いものの、中・下流域においては同基準の達成率が低くなっています。BOD の年平均値の推移をみると、近年は概ね横ばい傾向になっています。

3 騒音・振動

騒音振動公害は感覚公害であり、日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすく、令和 4 年度の公害苦情の発生件数は 17 件で、その内、騒音が 10 件でした。また、全公害苦情件数の 58.8%を占めております。

道路騒音は、道路に面する地域（道路端）での環境基準への適合率は、昼間は 85.7%、夜間は 100%でした。また、背後地での適合率は昼間、夜間ともに 100%でした。

4 悪 臭

悪臭は人に不快感や嫌悪感を与える代表的な感覚公害です。そのため、市民の住環境整備を希求するなかにあつて、悪臭は極めて身近な公害事象といえます。

令和 4 年度の公害苦情発生件数 17 件の内、悪臭は 3 件で、全公害苦情件数の約 17.6%を占めております。

第2部 環境の状況

第1章 大気環境

第1節 大気汚染の現状

大気汚染は、工場や事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から排出される窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素及び一酸化炭素などにより引き起こされます。令和4年度における本市の大気汚染は、気象条件の影響を受けやすい光化学オキシダントは環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質(PM_{2.5})については環境基準を達成しています。

なお、大気汚染の濃度は、近年横ばいの状況で推移しています。

1 大気汚染に係る環境基準

平成5年11月19日に「環境基本法」が制定され、第16条で人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めています。環境基準は従来の公害対策基本法でも定められていました。

大気汚染については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM_{2.5})、一酸化炭素及び光化学オキシダントについて定められています。

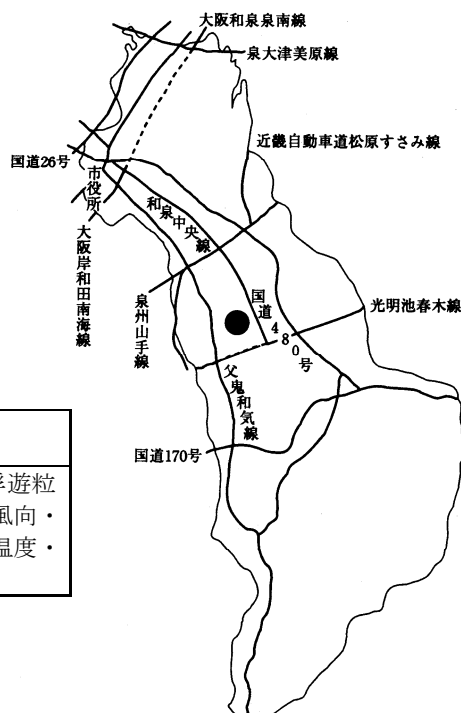
2 大気汚染測定結果

本市における大気汚染の常時監視測定は、大阪府の一般環境大気測定局である緑ヶ丘小学校で行っています。

また、簡易的な方法により、市内の二酸化窒素濃度の測定を定点で年2回行っています。

表－4 大気汚染常時監視測定局

一般環境大気測定局	所管	測定項目
緑ヶ丘小学校	大阪府	一酸化窒素・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質・風向・風速・光化学オキシダント・温度・日射量



(1) 窒素酸化物

窒素酸化物は、その大部分が“物の燃焼”に伴って発生するものであり、排出時はそのほとんどが一酸化窒素として発生し、これが大気中の酸素やオゾンによって徐々に酸化され、二酸化窒素に変化します。これら窒素酸化物の主な発生源としては、自動車や工場・事業場のボイラーなどの各種燃焼施設があげられます。

工場・事業場からの排出については、法律による規制の強化などにより、かなり抑制されてきました。

① 一酸化窒素・二酸化窒素

大気汚染常時監視測定局である緑ヶ丘小学校の令和4年度の測定結果は、一酸化窒素 0.001 ppm（年平均値）、二酸化窒素 0.006ppm（年平均値）でした。

また、二酸化窒素の環境基準と比較する際の値である「日平均値の年間 98%値」は 0.013ppm であり、環境基準である 0.04ppm 以下を達成しています。

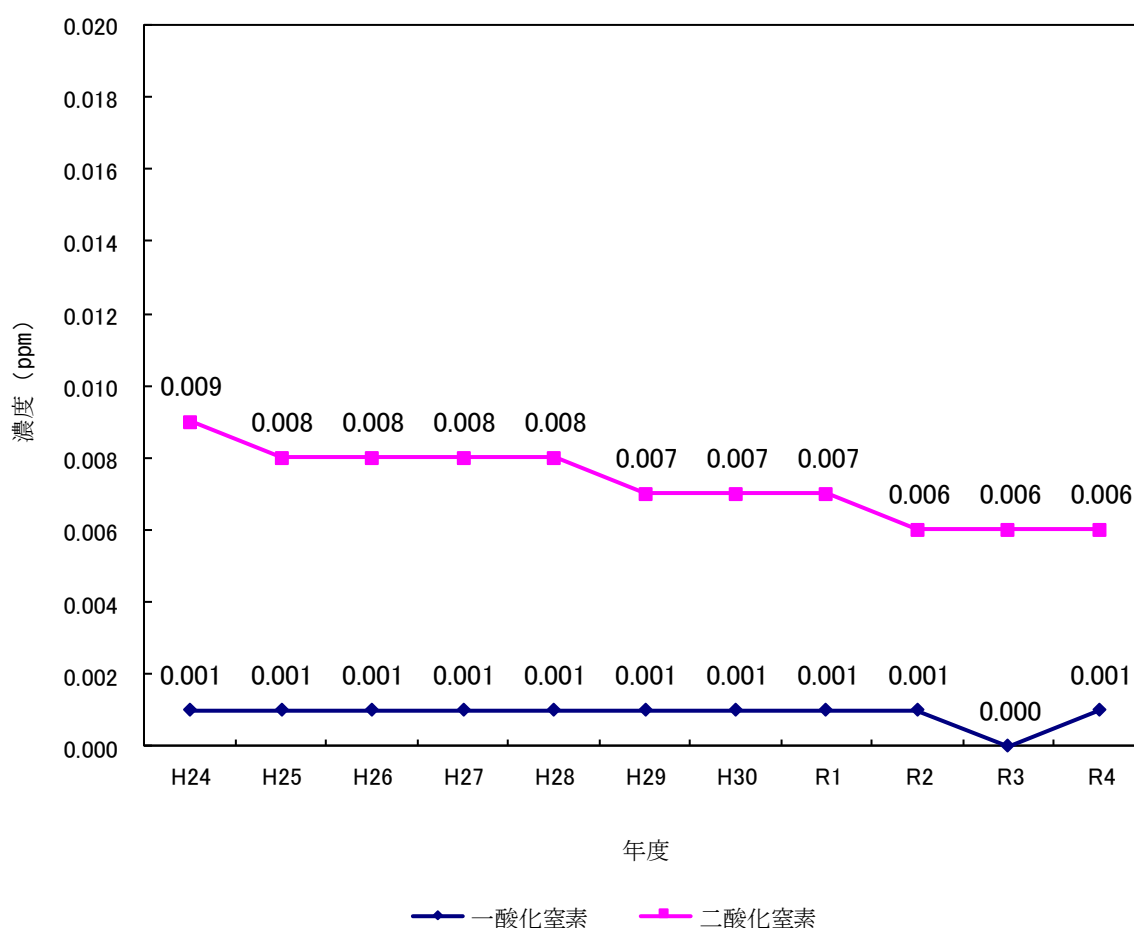
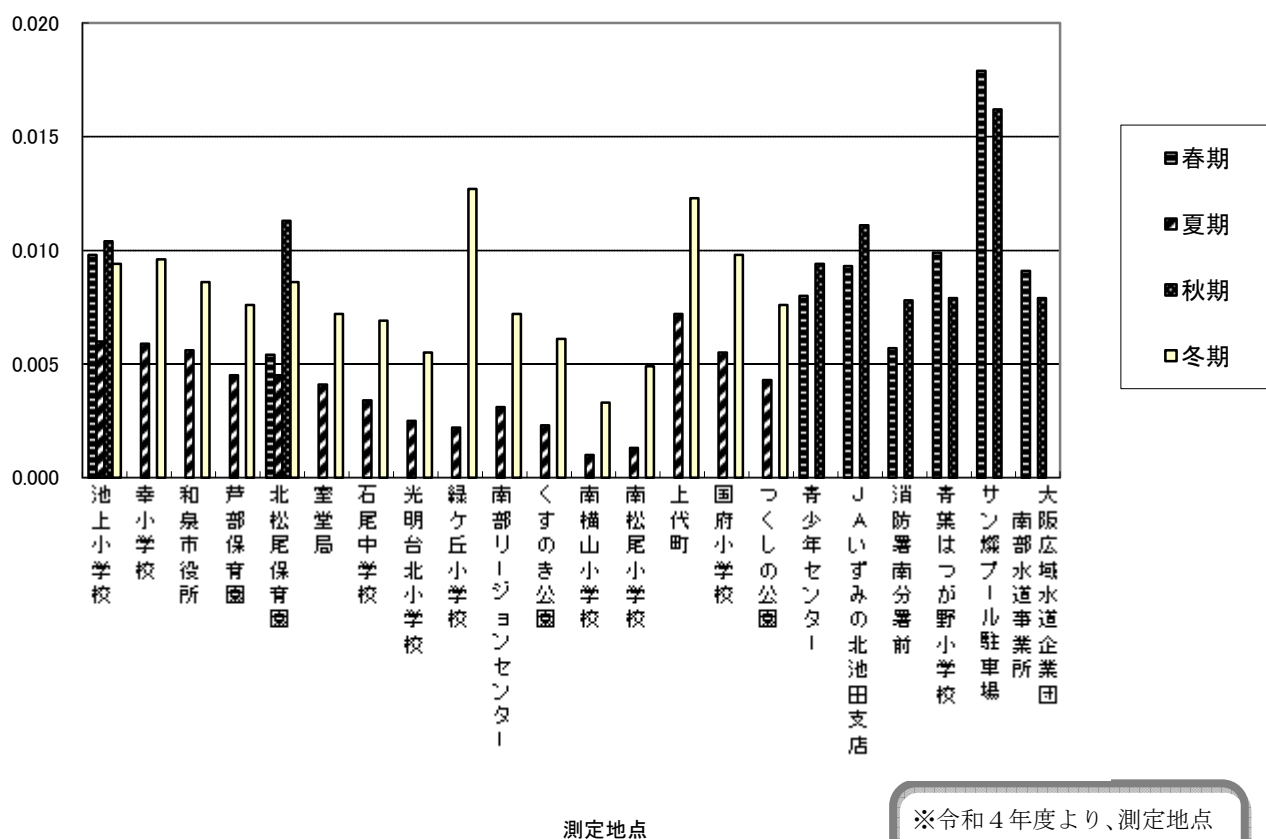


図-3 大気汚染物質経年変化（一酸化窒素・二酸化窒素）

② 簡易法による二酸化窒素濃度測定

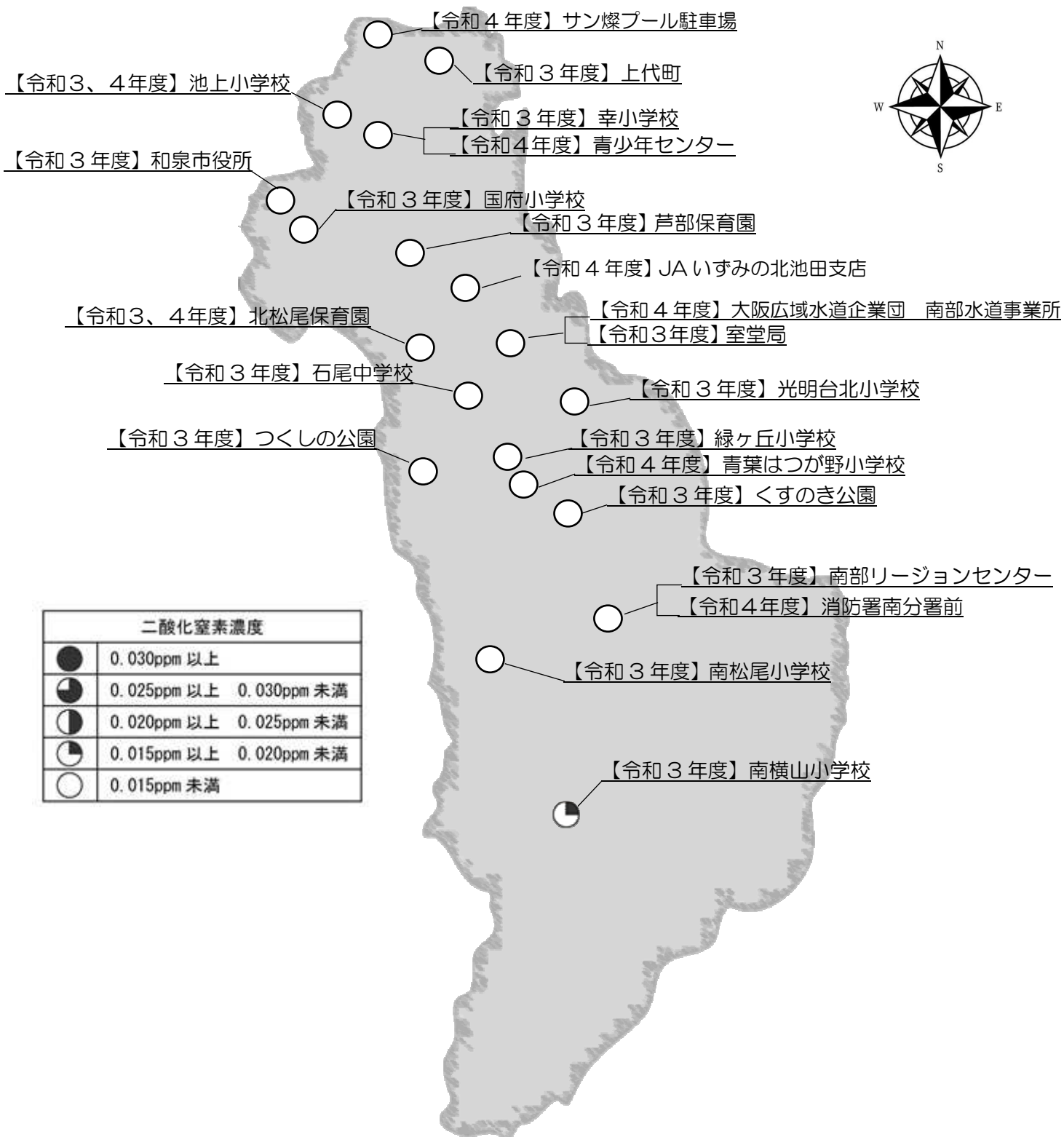
本市では、昭和 61 年度より簡易測定法である TEA 法（トリエタノールアミンろ紙法）により、市内十数地点で大気中の二酸化窒素濃度の測定を行っています。令和 3 年度は、16 地点で、夏及び冬に測定し、令和 4 年度は 8 地点に変更し、春及び夏に測定しました。

市内における二酸化窒素の濃度分布としては、自動車交通量や人家が多く、かつ緑の少ない北部では濃度が高く、一方、自動車交通量や人家が少なく、かつ緑の多い南部では濃度が低くなっています。



※令和 4 年度より、測定地点を 16 地点から 8 地点へ変更しています。

図-4 二酸化窒素濃度四季別比較



※令和 3 年度：16 地点 令和 4 年度：8 地点

図－5 二酸化窒素濃度分布図（令和 3・4 年度）

(2) 浮遊粒子状物質

大気中に存在する浮遊粉じん等は、工場・事業場や交通機関等からの人為的な原因によって発生するものの他、砂塵の舞い上がりや火山活動等の自然的な原因によって発生するものがあります。

粗大な粒子は、発生源の近くで比較的速やかに地表に落ちて、「降下ばいじん」となりますが、それ以外の粉じん・ばいじんは、大気中に浮遊して、一般に「浮遊粉じん」といわれるものになります。

浮遊粉じんは、固体や液体（硫酸ミスト等）の状態の粒子状物質であり、粒子が小さいものほど落ちてくる速度が遅く、人体への影響も大きいことから、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子について「浮遊粒子状物質」として、環境基準が設定されています。

令和4年度における緑ヶ丘小学校の浮遊粒子状物質の測定結果は、年平均値で 0.013 mg/m^3 でした。また、環境基準の長期的評価による日平均値が 0.1 mg/m^3 を越えた日数はなく、基準を達成していました。

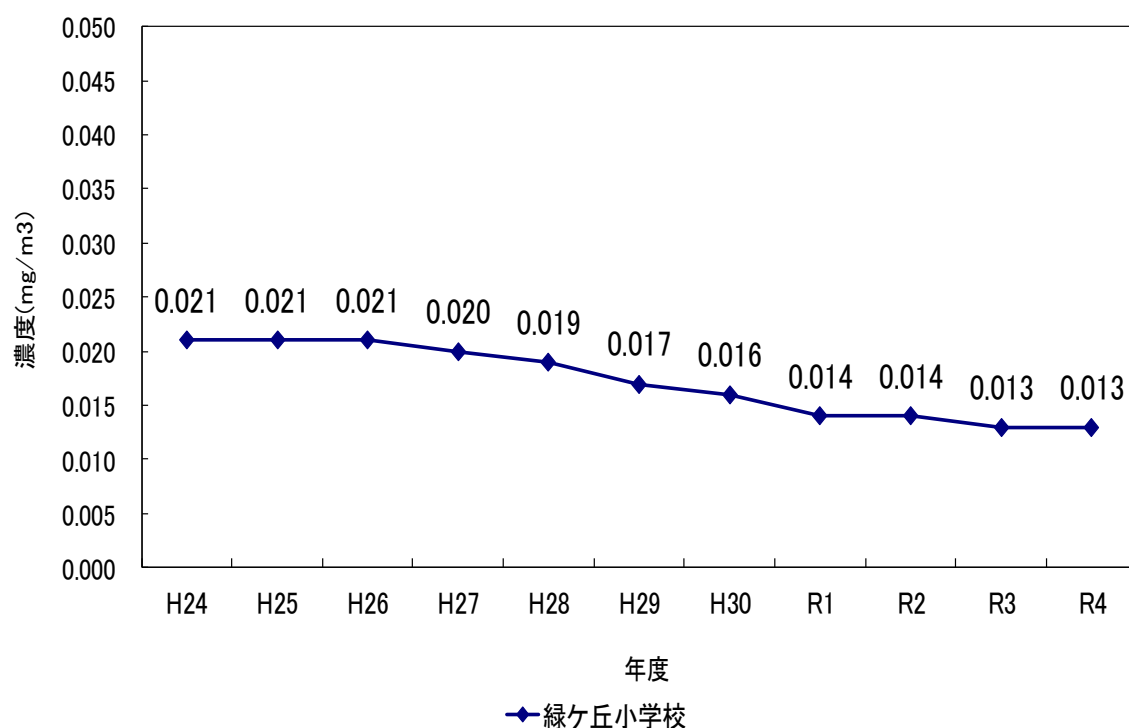


図-6 浮遊粒子状物質濃度経年変化

(3) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) は、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子のことをいい、大気汚染の原因物質として環境基準がすでに設定されている浮遊粒子状物質よりも粒径が小さい粒子ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系などへの影響が懸念されています。

令和4年度では、緑ヶ丘小学校において、環境基準を達成していました。

表－5 微小粒子状物質調査結果

測定項目	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 超過日数	日平均値の 年間 98% 値
微小粒子状物質	緑ヶ丘小学校	8.0	0	17.2

環境基準：1 年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ、1 日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

注意喚起のための暫定的な指針値：1 日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物と炭化水素類が強い紫外線によって光化学反応を起こした結果、生成される酸化性物質の総称で、オゾンや PAN（ペルオキシアシルナイトレート）などが主な物質です。これらの物質の生成は、日照時間や気温等といった気象条件に大きく影響されるため、年度により濃度が著しく変動します。

光化学オキシダントに係る環境基準は、6 時から 20 時までの 15 個の 1 時間値について評価を行うこととされています。

令和4年度では、緑ヶ丘小学校において、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は 111 日で、環境基準を達成していませんでした。

(5) 酸性雨

雨水の酸性化は、大気に放出された窒素酸化物や硫黄酸化物が大気中で酸化されて硝酸や硫酸となり、さらにそれらが雨水に溶け込むことによって起こります。つまり、雨水による浄化の結果が、雨水の酸性化を引き起こしてしまいます。

一般的に、大気中の二酸化炭素が水に溶け込むと、pH（水素イオン濃度）が 5.6 となるので、pH がこの値以下の雨のことを、酸性雨と呼んでいます。

酸性雨が降ると、湖沼が酸性化され魚類等が住めなくなったり、また樹木が枯れてしまったり、さらには、建築物や石像が侵食される等の被害が出ると考えられています。

第2節 大気環境の防止対策

1 工場等に対する規制

法による規制については、昭和43年6月10日に「大気汚染防止法」が制定され、大気汚染物質の排出の規制と、自動車排出ガスに係る許容限度が定められました。現在は、全国一律の規制基準が導入され、規制対象物質も拡大されています。

また、工場・事業場が集中している地域には、硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制基準を適用し、その他の工場には燃料使用基準を適用しています。なお、本市は窒素酸化物については、総量規制の指定地域外となっています。

条例等による規制については、平成6年11月1日施行の「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で、ばい煙、ばいじん、有害物質、炭化水素類、特定粉じん、一般粉じんの届出施設と排出基準等を設定しています。

さらに、「和泉市生活環境の保全等に関する条例」では、工場等の設置者に対して特定施設や規則で定める施設の設置・変更を行う場合、あらかじめ市長と協議することを義務づけています。

2 自動車排出ガスに対する規制

自動車排出ガスによる大気汚染を防止するために、自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質についての規制が実施されています。

自動車排出ガスの規制は、昭和41年9月のガソリン車の一酸化炭素排出規制にはじまり、昭和43年6月に大気汚染防止法において許容限度が定められて以来、規制が強化されてきました。

大阪府は、府民の健康を守り、生活環境を保全するため、自動車交通の集中、増大等に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気汚染について、これまでは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）に基づき、関係機関との連携・協力のもと、自動車環境対策を総合的に推進してきました。

その結果、平成22年度において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を大阪府内の全監視測定局において達成しましたが、平成23年3月に閣議決定された総量の削減に関する基本方針を踏まえ、府域の実情を勘案し、継続的・安定的に大気環境基準を達成するために「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が策定されました。

そして、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（府、学識経験者、府公安委員会、関係市町、国の地方行政機関等で構成）において平成27年度の目標やその対策などを検討し、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」を策定するとともに、その目標の達成に向けて関係者相互の連携・協力のもと自動車環境対策を総合的に推進しています。

3 環境監視

大阪府は、府域の大気汚染状況を常時監視により把握しており、本市域での監視局は緑ヶ丘小学校区におかれています。

この他、市内における二酸化窒素濃度の分布と経年的な変化を把握するため、TEA 法（トリエタノールアミンろ紙法）により、定期的に環境調査を実施しています。

第3節 悪臭

私たちが日常生活をする上で、“鼻をつく臭い”を感じる場合があります。「悪臭」とは、人間の嗅覚をととして感じるもので、自分自身では「これは悪臭ではないか？」と感じても、他人には全く感じないという場合もあり、その時の気持ちや環境で感じ方が左右されます。したがって、「悪臭」とは「不特定多数の人々の嗅覚によって、人に嫌悪感を与えるガス状物質」と定義されています。

悪臭による被害は、「せきが出る」「正常な判断が妨げられる」「心情不安定」「食欲不振」「頭痛」「吐き気」等があげられます。また、大阪府では悪臭に関して、環境保全目標で「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であること」としています。

悪臭防止法では、悪臭の原因となる物質のうち22物質を指定しており、工場・事業場からの排出を防止するため、規制地域の指定（大阪府は全域）及び規制基準が設定されています。また、排水に含まれる悪臭物質についても、硫化水素等4物質について規制基準が設定されています。

本市では、悪臭問題のほとんどが苦情の形態で現れています。令和4年度の悪臭の苦情受付件数は3件で、全苦情受付件数の約17.6%でした。

表－6 悪臭物質の規制基準（敷地境界線での基準）

悪臭物質（22項目）	規制基準値(ppm)	に お い の 種 類
アンモニア	1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のようなにおい

※ 悪臭物質のうち、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの13物質については、排出口における規制基準が設定されています。

表－7 悪臭物質の規制基準（排出水中の基準）

排出水量（m ³ /秒） 物質明（4項目）	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

- (注) (1) Q：当該事業場の排出水量
(2) 有効数字は1桁
(3) 濃度の単位はmg/L

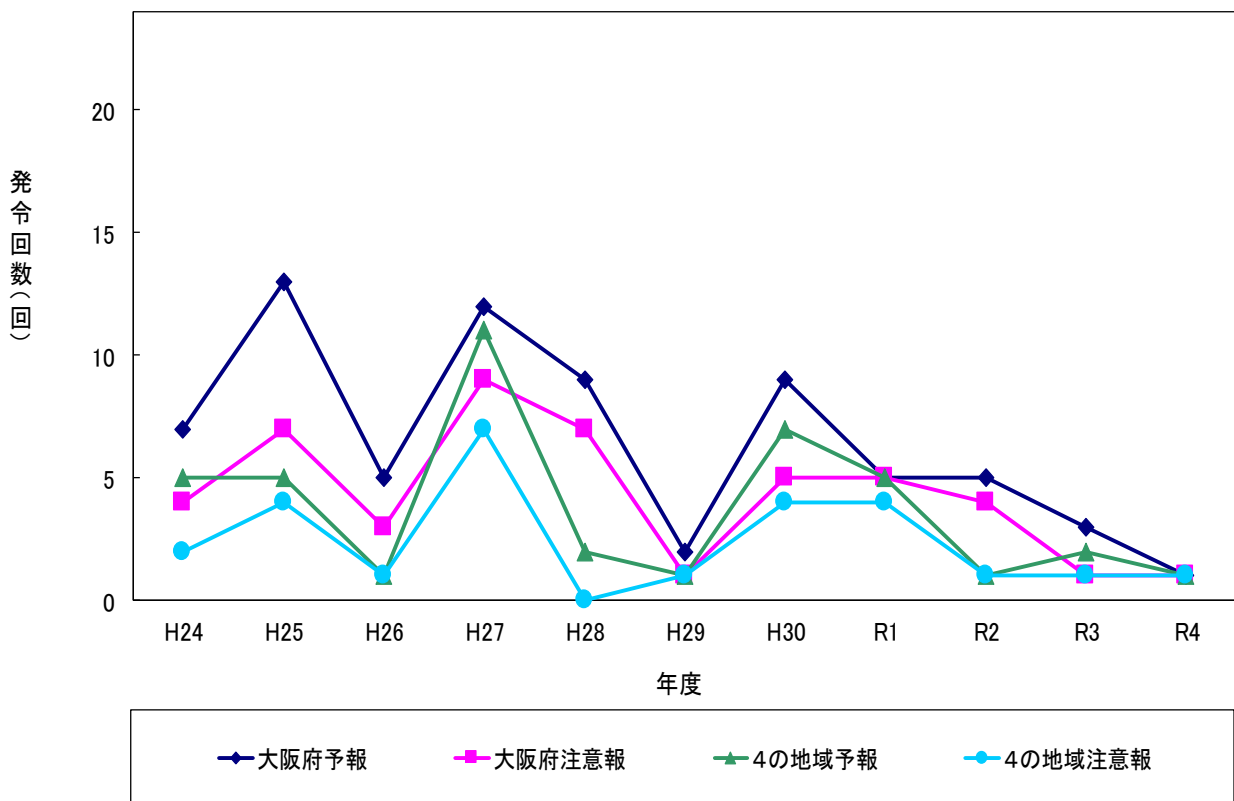
第4節 光化学スモッグ

1 光化学スモッグの現状

光化学スモッグは、気象状況に大きく影響され、気温が高く、日ざしの強い微風時に発生しやすく、特に本市では和泉山脈がかすんで見えるとき、あるいは、全くみえないときに発生することが多いです。

症状としては、「目がチカチカする」「のどがいがらっぽい」等、目やのどの刺激が大部分です。この他、頭痛やはきけ、さらには息苦しいといった症状が出ることもあります。

令和4年度の本市を含む堺市及びその周辺地域における光化学スモッグ予報等の発令状況は、予報1回、注意報1回（前年度予報2回、注意報1回）でした。また、本市の光化学スモッグによる被害の訴えはありませんでした。



図ー7 光化学スモッグ発令推移

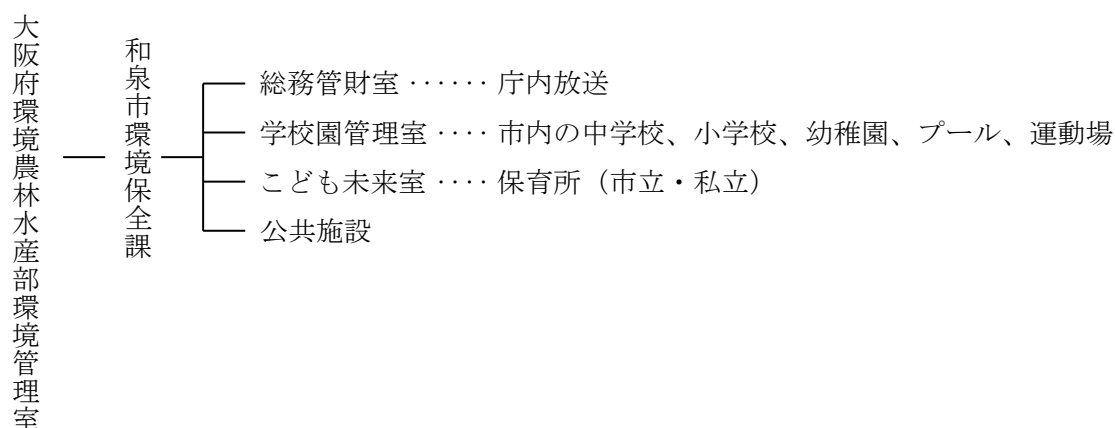
(注) 4の地域とは、「堺市及びその周辺地域」のことで、和泉市、大阪市住之江区・住吉区・東住吉区・平野区、堺市、泉大津市、松原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、忠岡町が含まれます。

2 光化学スモッグの対策

光化学スモッグが発令されると、関係機関に連絡するとともに、市役所、市内小・中学校、幼稚園、保育園、消防署などに旗（予報は緑、注意報は黄、警報はだいたい、重大緊急警報はエンジ色）や標識板を掲示して市民への周知を図り、被害の防止に努めています。また、自動車使用の自粛協力の呼びかけを行っています。

・光化学スモッグの通報連絡体制

光化学スモッグが上記の発令基準により発令されたとき、市域の人に、次の連絡体制により知らせます。



表－8 予報等の発令時における周知事項

区分	周 知 事 項
予 報	1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2. 屋外での特に過激な運動は避けること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
注 意 報	1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動を避け屋内に入ること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
警 報	1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
重 大 緊 急 警 報	1. 屋外に出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては警報と同じ措置をとっていることの再認識を行うこと。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。

第2章 水 環 境

第1節 水環境の現状

本市を流れる主な河川は、槇尾川、松尾川、父鬼川及び東槇尾川で、それぞれ和泉山脈を源流として市内をほぼ南北に縦断して流れています。

槇尾川は、上流にて父鬼川と東槇尾川が合流し、市内を流れ下流にて牛滝川と合流して大津川となり大阪湾へ注いでいます。一方、松尾川は、市内の西部を流れ下流にて牛滝川に合流しています。(図-8)

本市の河川水質の概況は、健康項目については、全地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目のうち、代表的な項目の BOD（生物化学的酸素要求量）については、上・中流域では同基準が達成されており、下流域においては主として生活排水などの影響を受けて、次第に水質が悪化し、同基準の達成率が低くなっています。

このため、和泉市生活排水対策推進計画（平成8年3月策定・平成24年3月見直し、平成30年8月見直し）に基づいて、下水道整備などによる生活排水対策の推進や法令に基づく工場等の排水規制などにより水環境保全に努めています。

1 環 境 基 準

平成5年11月19日に「環境基本法」が制定され、第16条で人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めています。

人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目）は、全公共用水域を対象に一律に設定されており、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境基準項目（生活環境項目）については、河川や水域類型ごとに設定されています。

また、大阪府は、環境基準項目に「特殊項目」を追加し、「環境保全目標値」を設定しています。

2 現 状

(1) 河川水質調査結果

本市では、11地点の河川水質継続監視点（大阪府4地点測定、和泉市7地点測定、東條橋を除く10地点が環境基準設定河川）があります。

上下水道部測定地点を除く9地点で、健康項目、生活環境項目及び特殊項目について水質調査を実施しています。

本年度の調査結果では、健康項目については、全地点で環境基準を達成しています。

生活環境項目のうち溶存酸素量、浮遊物質量は全地点で、同基準を達成しています。

一方、大腸菌群数は、ほとんどの地点で基準未達成となっています。

また、BOD については、上流域では同基準の達成率が高いものの、中・下流域においては主として生活排水などの影響を受けて、次第に水質が悪化し、同基準の達成率が低くなっています。(表－9)

特殊項目については、全地点で環境保全目標値を達成しています。

なお、BOD の年平均値の推移をみると、近年は、概ね横ばいの傾向で推移しています。(図－9)

その他、主要河川に流入する支川等7地点にて健康項目等（有害物質項目等）32 項目について水質検査を実施しています。

表－9 BODに係る環境基準達成状況（令和4年度）

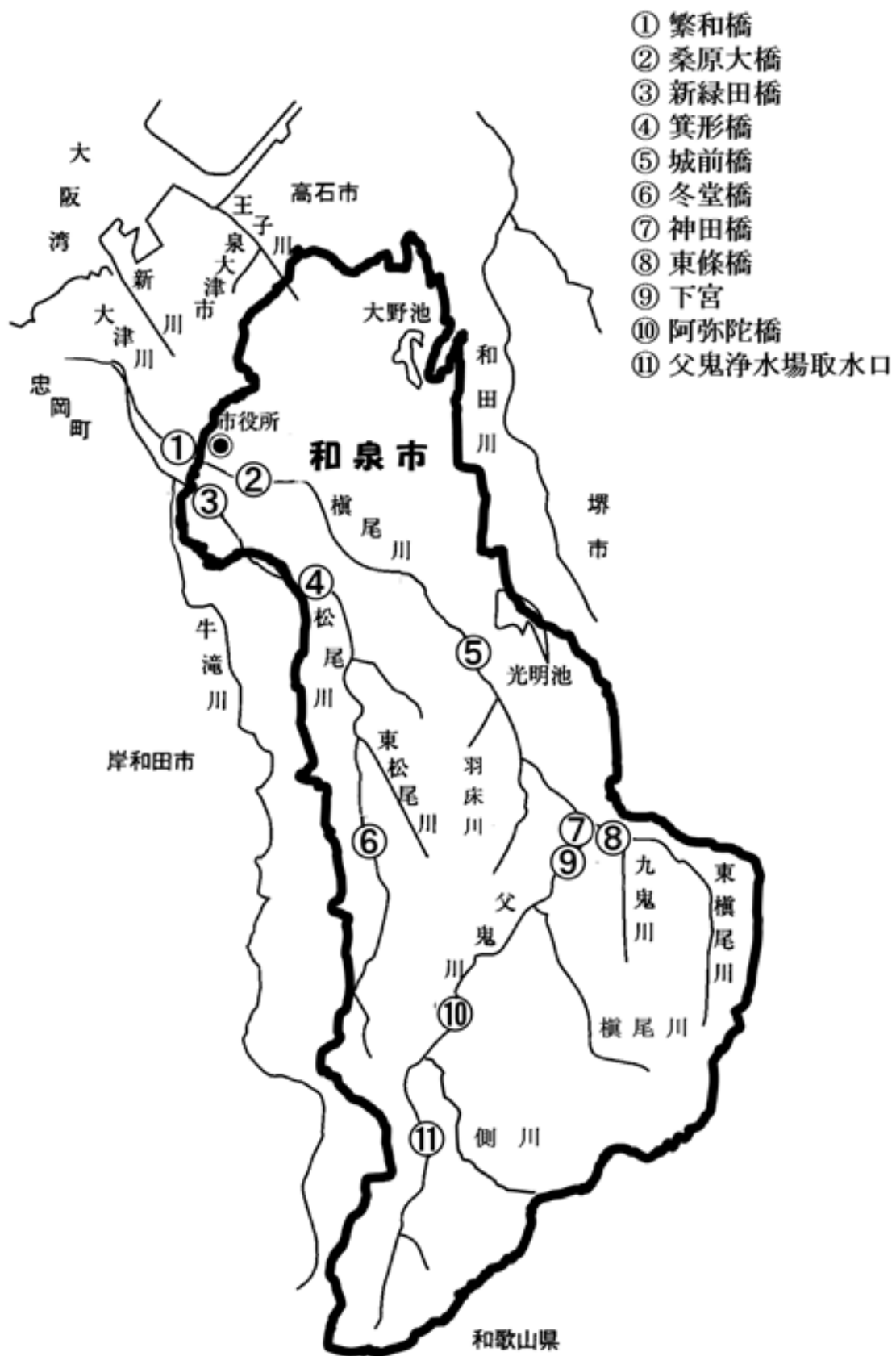
河川名	調査地点	類型	BOD 基準値	平均値 (mg/L)	75%値 (mg/L)	m/n	評価	調査機関
父鬼川	父鬼浄水場 取水口	A	2 mg/L 以下	1.0	1.0	1/8	○	和 泉 市 (上下水道部浄水課)
	阿弥陀橋			1.5	1.8	0/4	○	和 泉 市 (環境保全課)
	下 宮			1.1	1.6	0/8	○	和 泉 市 (上下水道部浄水課)
	神 田 橋			1.3	1.7	0/12	○	大 阪 府
槇尾川	城 前 橋	B	3 mg/L 以下	2.0	2.0	0/4	○	和 泉 市 (環境保全課)
	桑原大橋			2.3	2.0	1/4	○	和 泉 市 (環境保全課)
	繁 和 橋			1.7	2.0	1/12	○	大 阪 府
松尾川	冬 堂 橋	B	3 mg/L 以下	2.2	2.5	0/4	○	和 泉 市 (環境保全課)
	箕 形 橋			1.9	2.0	0/4	○	和 泉 市 (環境保全課)
	新緑田橋			2.3	2.4	1/12	○	大 阪 府

*n:総検体数 m:環境基準未達成の検体数

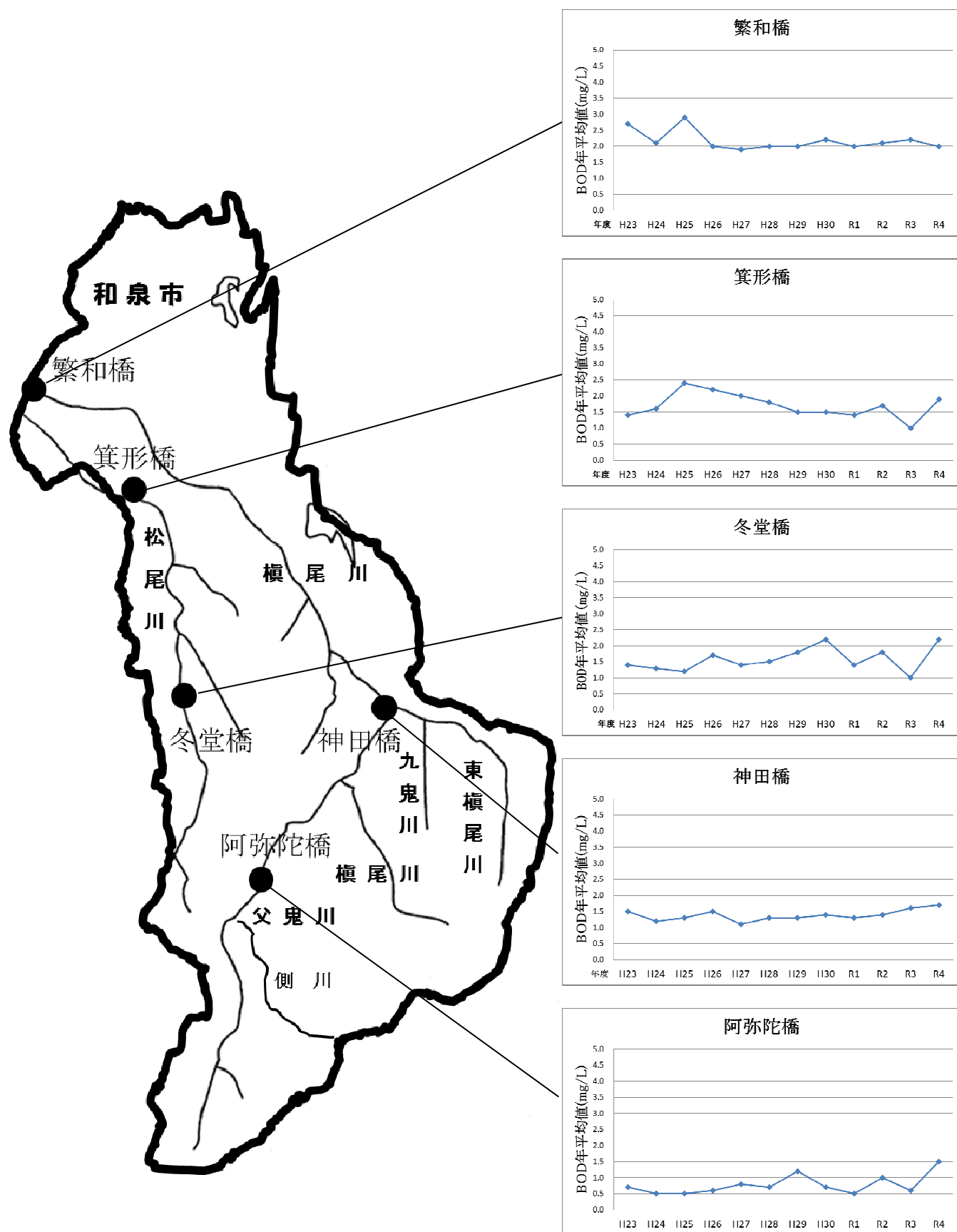
*75%値:日間平均値の年間の75%値(データ数4の場合、小さい方から3番目の値)

*評価:環境基準の達成状況(75%値で評価:年間を通じて日平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。)

*類型:利水目的に応じ、水域を区切ってAA、A、B、C、D、Eの6つの類型を設けている。各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより当該水域の環境基準



図－８ 和泉市周辺のおもな河川と水質測定点



図－9 河川水質の年推移（BOD 年平均值の推移）

(2) 市街地水路等の水質調査結果

市街地などを流れる中小の水路は、旧来から主に農業用水路として利用されてきたもので、住宅開発などで生活排水が多く流れ込むことにより、水質が悪くなり、ドブ川化すると農業用水としての利用に支障が出たり、合流先の河川に対して大きな水質汚染源となったりします。

このため、比較的市街地を流れる水路（10 地点）において水質調査を実施し、状況把握をすると共に生活排水対策の基礎データとしています。

調査結果では、住宅からの生活排水の影響が顕著に表れており、BOD や COD（化学的酸素要求量）などの総合的な汚れの度合いを示す項目、窒素やリンなどの富栄養化を助長する項目、洗濯排水などの洗剤成分を示す項目などが河川水に比べて、高くなっています。（表－10、図－10、図－11）

平成 23 年度から令和 4 年度の BOD の調査結果（図－12）では、概ね市街地になるにつれ、水路の水質が悪くなる傾向になっています。また、比較的住宅が集中する北西部の地域では、汚染度の高い水路が多く、このため下流河川への水質悪化の大きな原因となっています。

表－10 市街地水路等の水質調査結果（令和 4 年度）

水質項目	単位	市街地 水路等	最小値	最大値	市内 河川水質	水路/河川
		平均値 (A)			平均値 (B)	
BOD	mg/L	2.4	1.5	3.5	1.9	1.3
COD	mg/L	5.4	3.6	7.3	4.2	1.3
窒素	mg/L	1.7	0.9	3.0	1.1	1.6
りん	mg/L	0.15	0.016	0.37	0.07	2.3
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.03	<0.01	0.09	0.014	1.8

※市内河川水質：市内河川水質調査地点（新緑田橋・繁和橋・神田橋・冬堂橋・城前橋・箕形橋・阿弥陀橋・桑原大橋）の平均値

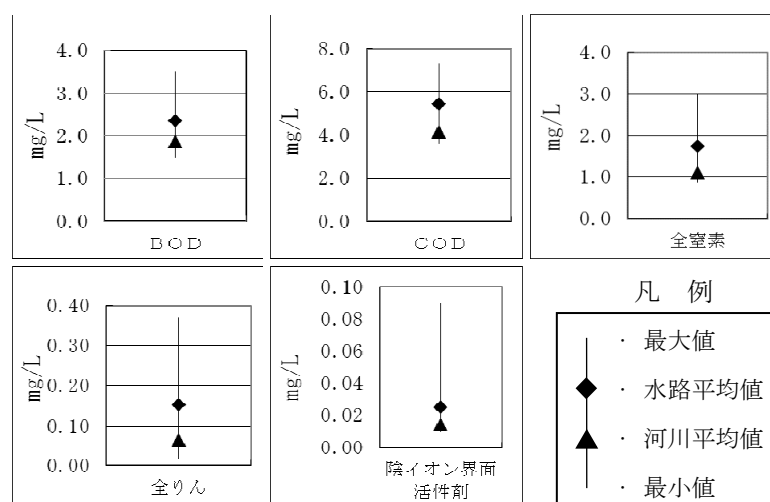


図-10 市街地水路等の水質調査結果（令和 4 年度）

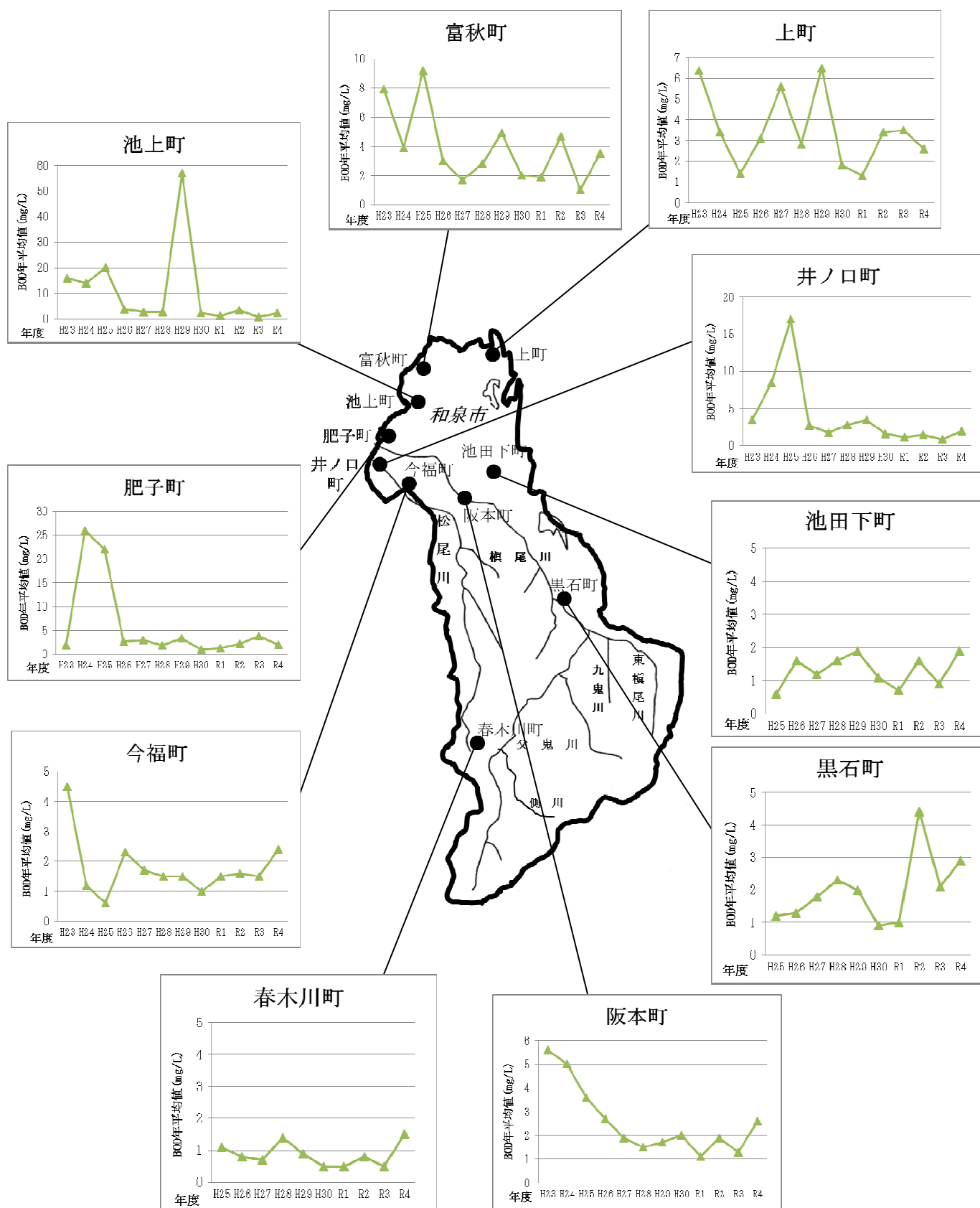


図-11 市街地水路等 10 地点の水質調査結果

(3) 河川生物調査結果

河川の水質監視方法のひとつとして、川底にすむ水生生物などを観察し、その地点の河川水質の「きれいさ」を判定する調査方法（水生生物調査による生物指標）が用いられています。

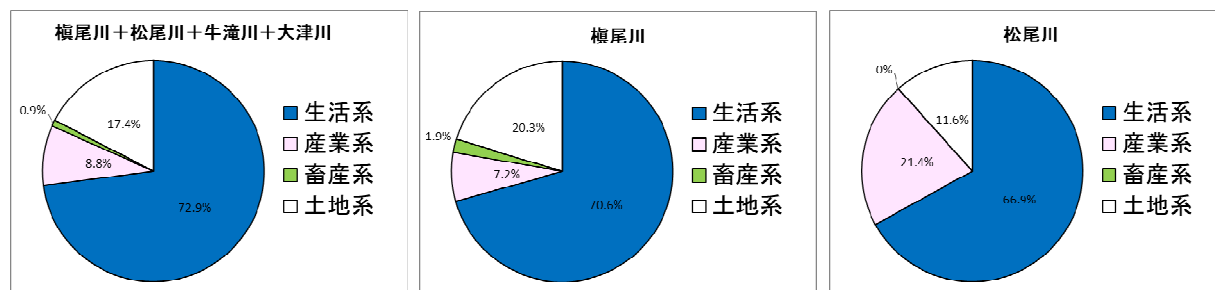
大津川水域水質保全対策協議会では、大津川水域において、水生生物調査を実施しており、その調査結果は、中流域では「ややきれいな水」、下流域では「きたない水」という結果になっています。

(4) 水質汚濁負荷量

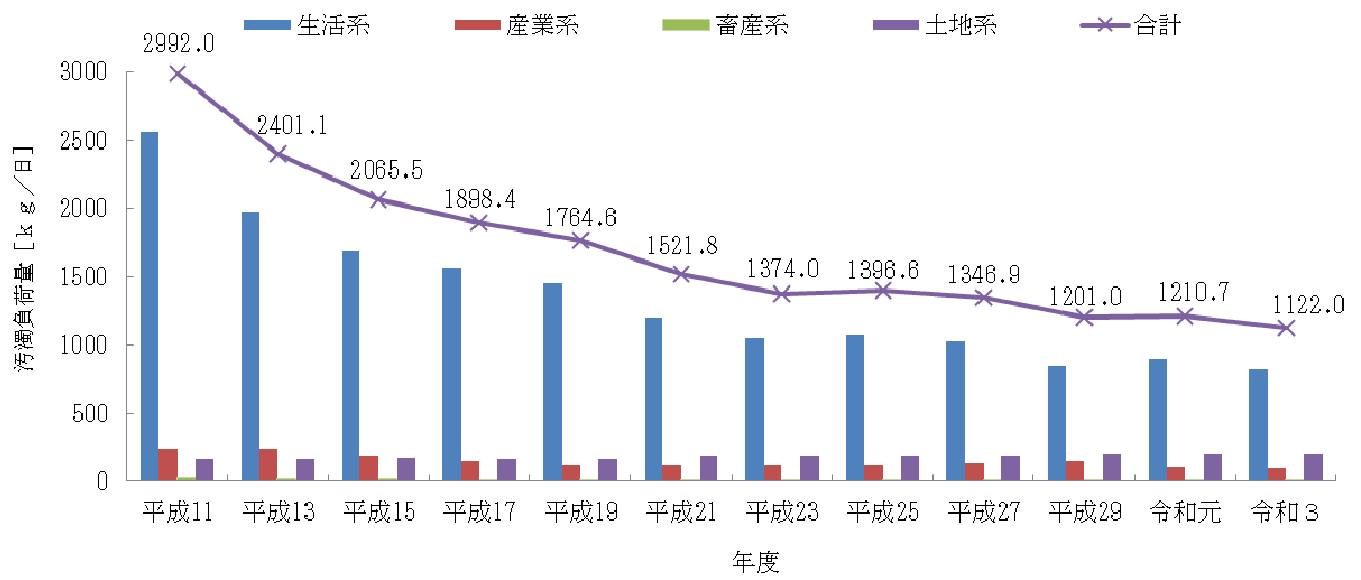
本市では、大津川水域（榎尾川・松尾川・牛滝川）へ流れ込む BOD の汚濁負荷量を隔年ごとに調査しています。

調査の結果（令和 4 年 3 月末）、1 日に 1122.0 kg の BOD 成分が大津川水域へと流れ込んでおり、そのうち生活系の負荷量が全体の 72.9% を占め、このほとんどが規制のかからない一般家庭排水による負荷量となっています。

負荷量の減少要因の大部分が、生活排水対策によるもので、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置、家庭での生活排水対策の実践などが、負荷量減少に大きく寄与しているものと考えられます。



図－12 BOD 汚濁負荷量調査結果



図－13 BOD 汚濁負荷量（槇尾川＋松尾川＋牛滝川）経年変化

第 2 節 水環境保全対策

1 河川水質の監視

市内の河川水質を継続して監視している定点は、大阪府水質基準点が 4 地点、和泉市が 7 地点（環境保全課 5 地点、上下水道部浄水課 2 地点）の合計 11 地点あり、それぞれ健康項目、生活環境項目及び特殊項目についての水質調査を実施しています。

これらの定点の水質監視に加えて河川生物調査や支川等での水質調査を実施しています。

これらの調査を継続的に実施し、公共用水域における水質を把握すると共に、異常値等を確認した場合には、必要な追跡調査や原因調査等を行い、水環境の保全に努めています。

2 生活排水対策の推進

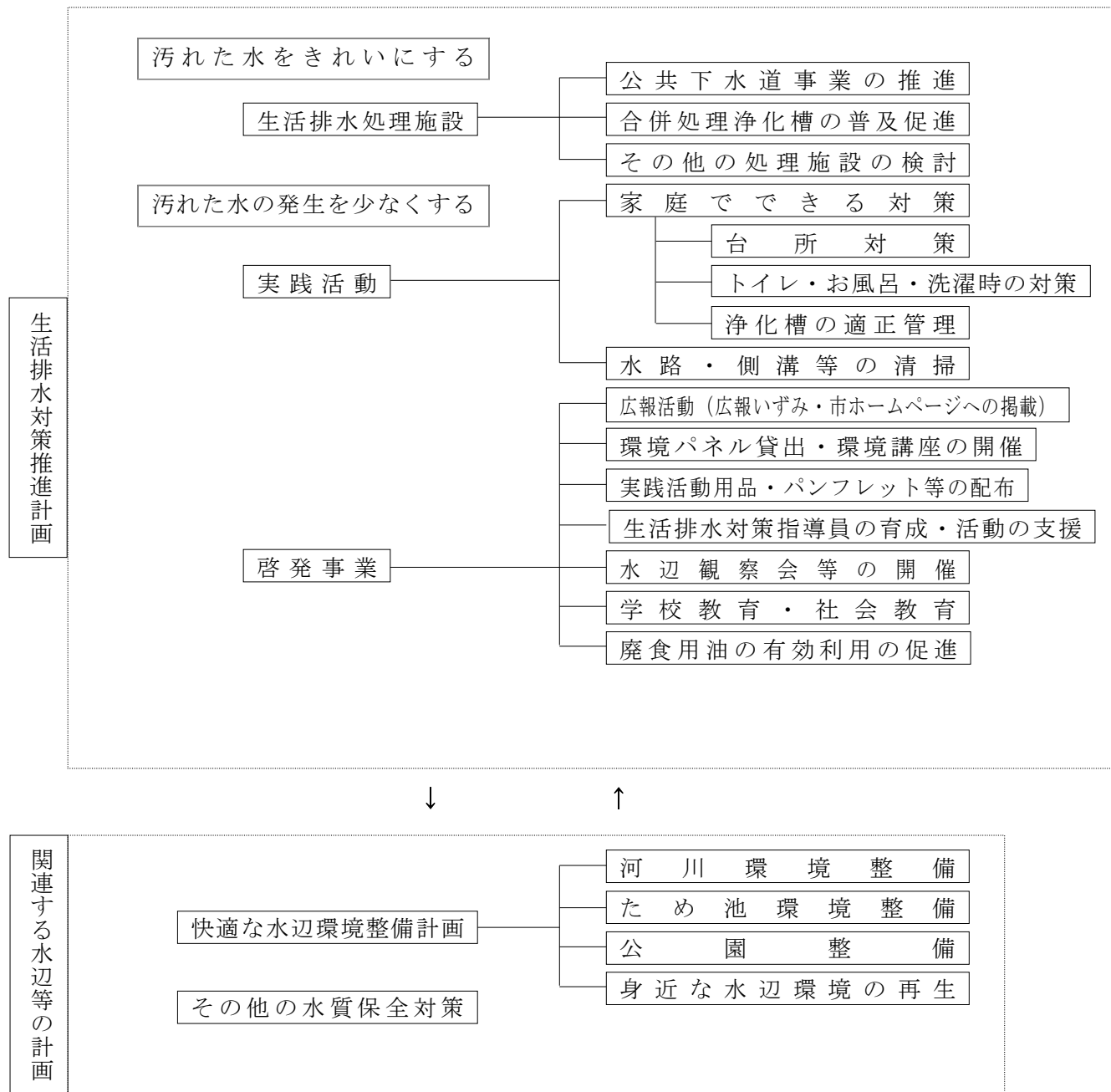
(1) 第 2 次和泉市生活排水対策推進計画～いずみの清流いきいきプラン～

私たちのまわりの水路や河川を流れている水の汚れる原因別の割合は、家庭の生活排水が最も大きく、全体の約 8 割を占め工場・事業所等の約 2 割弱に比べて圧倒的に高くなっています。このため河川など公共用水域の水質を改善するには、家庭からの生活排水による影響を低減することが必要です。

このことから、本市では平成 8 年 3 月に水質汚濁防止法に基づき「和泉市生活排水対策推進計画」を策定し、その後、平成 24 年 3 月には公共用水域の水質に関する現状の把握や施策課題の抽出を行い、今後の推進方針をまとめた「第 2 次和泉市生活排水対策推進計画～いずみの清流いきいきプラン～」を策定しています。本推進計画は平成 30 年 8 月に中間見直しを行っております。（図－14）

この第 2 次和泉市生活排水対策推進計画に基づく事業推進のために、市民代表、学識経験者および関係機関で組織する「和泉市生活排水対策推進協議会」や生活排水対策実践活動等の地域リーダーである「和泉市生活排水対策指導員」などを母体として取り組みを進めています。

主要な推進事業として、公共下水道整備事業、和泉市浄化槽整備推進事業、合併処理浄化槽設置整備事業及び啓発事業を実施しています。



図－14 生活排水対策推進施策の体系

(2) 公共下水道整備事業

下水道は市民の生活環境の改善や低地での浸水対策に加えて公共用水域の水質改善と
りわけ生活排水対策に大きな効果があります。

本市では、南大阪湾岸流域下水道の整備と整合しながら積極的に推進しています。

令和4年度末の整備状況は、下水道整備人口 165,076 人、下水道整備面積 2,258ha、普
及率 90.1%となっています。(図-15、図-16)

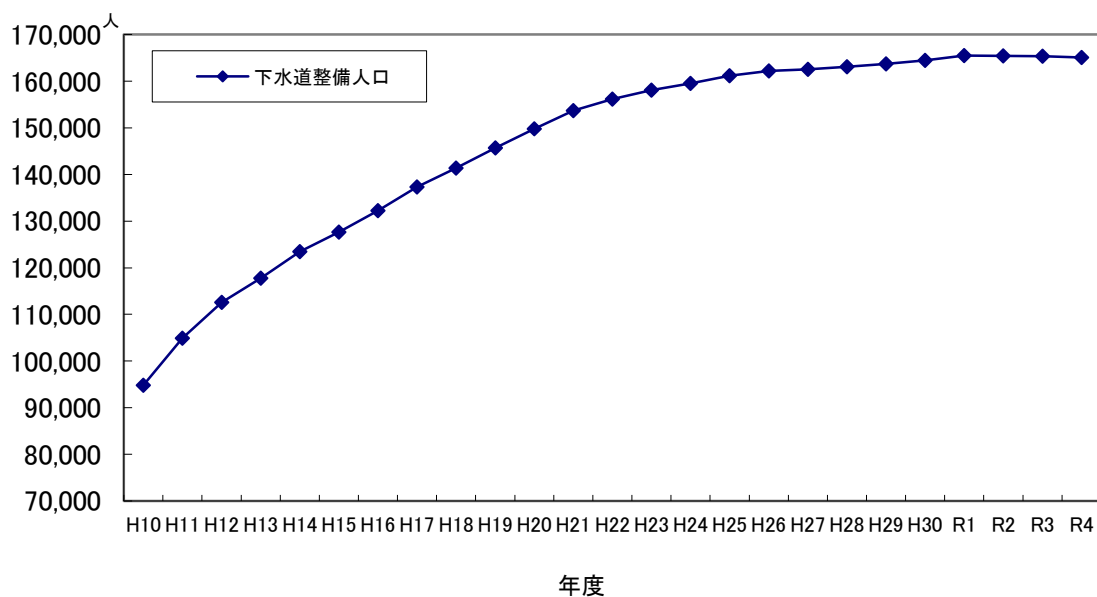


図-15 下水道整備人口

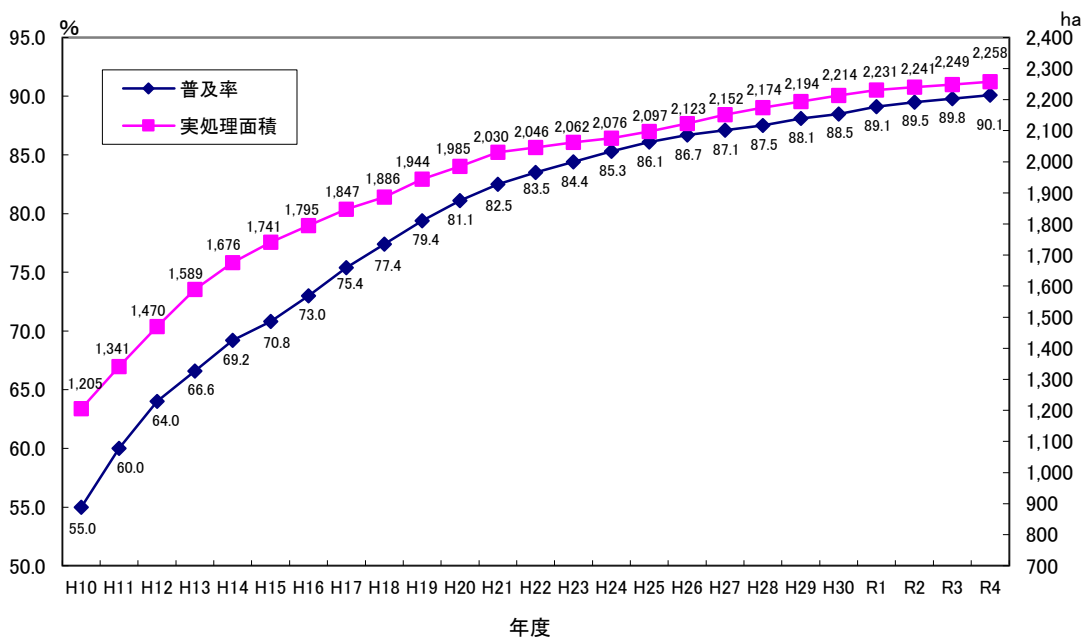


図-16 下水道整備面積，下水道普及率

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

し尿に加えて生活雑排水（台所、風呂、洗濯など）を合わせて処理する合併処理浄化槽は、し尿のみを処理するだけの単独処理浄化槽に比べ、公共河川水質への影響度が小さく生活排水対策にすぐれた効果があります。

また、合併処理浄化槽では単独処理浄化槽に比べ、汚れの量を約8分の1にまで軽減することができます。

本市では、合併処理浄化槽設置整備事業（平成4年度から）により、合併処理浄化槽の普及促進を推進しています。

令和4年度における設置補助基数は5基でした。

① 和泉市合併処理浄化槽設置整備事業の補助制度

(a) 補助制度の目的及び経過

近年、公共用水域の汚れのほとんどが生活排水によるものです。

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、平成4年6月1日より下水道の全体計画区域外の地域を対象に、住宅用の小型合併処理浄化槽に対する設置補助を実施しています。

また、平成7年6月に水質汚濁防止法による生活排水対策重点地域の指定を受けたことに伴い、平成7年10月1日より、公共下水道整備の事業計画区域外の市街化調整区域を補助対象区域としています。

(b) 補助対象の条件

＊住宅用に限る。

（ただし、店舗等併用住宅の場合は、住宅用部分の床面積が2分の1以上必要）

＊処理対象人員が10人槽以下の浄化槽に限る。

＊このほか、対象地域等市が定めている条件に適合する必要がある。

表－11 和泉市合併処理浄化槽設置整備事業の設置基数の推移

設置年度	設置人槽別設置基数				合計基数
	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	11～20人槽	
H 4		5	3		8
H 5		1	6		7
H 6		5	5		10
H 7		9	12	3	24
H 8	4	15	26	2	47
H 9	3	20	47	2	72
H10	9	31	16		56
H11	5	23	13	2	43
H12	8	29	8	1	46
H13	6	34	5		45
H14	15	31	3		49
H15	12	35			47
H16	9	21	4		34
H17	12	30	1		43
H18	16	23	2		41
H19	10	26	3		39
H20	6	31	4		41
H21	16	30			46
H22	8	23	5		36
H23	3	27			30
H24	15	16	2		33
H25	4	9			13
H26	7	5			12
H27	3	7	2		12
H28	4	1			5
H29		3			3
H30	1	3	1		5
R 1		3			3
R 2	1	2			3
R 3	1	1			2
R 4	1	3	1		5
合計	179	502	169	10	860

※H21 に地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業で 30 人槽の浄化槽を 1 基設置しているが、住宅用でないため、上記表にはカウントしていない。

(4) 生活排水対策推進啓発事業

生活排水対策推進にかかる住民の意識を高めるため、広報啓発、指導員活動及び生活排水対策推進月間事業等を実施しています。

① 広報・啓発

広報いずみ・市ホームページへの啓発記事掲載、各種水質保全協議会活動による駅前街頭啓発などの啓発活動、環境パネルの貸し出しや環境講座の実施および啓発用品・パンフレット等の配布を行います。

② 生活排水対策指導員活動

生活排水対策を推進するための地域リーダーとして、校区等の推薦及び公募により生活排水対策指導員を設置し、台所での対策など家庭でできる生活排水対策について、地域の会合や集会での啓発ビデオ上映および啓発用品の配布など、地域に根ざした啓発活動を行っています。令和4年度末まで16名の指導員を委嘱しています。

③ 生活排水対策推進月間

生活排水の河川への影響が特に冬期に大きくなることから、2月を「生活排水対策推進月間」と定め、市内全域で生活排水対策の重要性のPRや各家庭における生活排水による負荷を抑える取り組み等、生活排水対策実践の徹底を促進しています。

④ 水辺の自然観察会

水辺において水生生物や植物などの自然観察会を実施し、河川水質や自然の状態を知り、水辺環境や河川水質保全の重要性についての理解と認識を深めてもらうよう啓発しています。(P. 55)

令和4年度は、7月30日に一般市民等50名の参加を得て、父鬼川（大野町地内）の川原にて実施し、きれいな水域にすむ指標生物のサワガニやヘビトンボ類などの水生生物が観察されました。

3 工場・事業所排水対策

(1) 特定工場等の規制

水環境の保全を図るため、特定の工場等は法律や条例に基づいて様々な規制を受けています。瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び和泉市生活環境の保全等に関する条例には、特定施設や届出施設を設置・変更する場合には許可、届出及び事前協議などの手続きや排水基準を規定しています。

特定工場等では、規模により排出水中の有害物質項目や一般項目の水質基準、排出する汚濁物質(COD)・窒素・リンの総量基準が適用されます。

その他、ゴルフ場や廃棄物処分場等にかかる水質汚染対策としては、大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱や環境保全協定などに基づき、排水の水質調査や立入調査・指導を実施しています。

(2) 立入調査・指導

法・条例の対象工場や事業場へ定期的に立入調査や排水の水質検査を実施し、特定施設や届出施設及び排水処理施設の適正稼働状況、排水基準の遵守状況などを点検・確認し、その状態に基づき必要な改善指導等を行っています。

4 大津川水域水質保全対策協議会

(1) 広域的・総合的水質保全事業

大津川は和泉山脈を源流に和泉市、岸和田市、忠岡町並びに泉大津市の3市1町を流れ下り大阪湾に流入する大阪府下最大の2級河川で、流域面積は102.2 km²、流路延長約は68.0 km(うち2級河川指定区間流路延長56.6 km)となっています。

この3市1町の水道と環境担当において昭和45年に組織され、連携して広域的・総合的な水質保全事業や記念誌の発行などを実施してきました。令和5年度に解散予定です。

(2) 事業活動内容

(a) 調査事業

- ① 河川水質分析調査（水質の監視）
- ② 河川生物調査

(b) 啓発事業

- ① 河川パトロール
- ② 生活排水対策推進啓発

(c) その他

- ① 月例会議・幹事会・総会
- ② 研修
- ③ 今後の活動方針等検討

第3節 地盤環境

地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染にかかる環境問題は、互いに関連するため総合的にとらえて「地盤環境問題」として保全を図る必要があります。

地盤沈下は、主として地下水を過剰に汲み上げることなどによって起こり、場合によっては家屋等の損壊や都市機能のマヒなどの被害が生じます。

また、地下水汚染や土壌汚染は、有害物質等が地下浸透し、水脈を汚染して地下水の利用が不可能となったり、土壌へ混入して農作物等の成育障害や食用不適などの被害が生じたりし、ひいては健康被害をも発生することがあります。

これらの地盤環境の保全をはかるため、環境基準や環境保全目標が設定され、そして、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法や大阪府生活環境の保全等に関する条例などの法令及び関係指針が整備されています。

このほか、「大阪府地下水質保全対策要領」などにより地下水汚染の対策や監視等を実施しています。

本市では、これらの規定に基づき、工場・事業場への啓発や指導、必要な環境監視を実施し未然防止に努めています。

第3章 騒音・振動

第1節 騒音・振動の現状

1 概 要

騒音は「好ましくない音」、「ない方がよい音」、振動は「人為的なゆれ」とされ、これらは共に私たちに心理的・生理的に影響を与えるなど、主として感覚的な面で生活環境を損ねて公害苦情となります。

騒音や振動の発生源は様々で、工場・事業場、建設工事、交通機関などでは、法令により規制基準などが定められており、必要に応じて改善対策がとられます。

しかし、エアコン、ピアノ、ペット、車の空ぶかしなど日常生活からの騒音は、基準による規制に馴染みにくく、一人ひとりの心がけや配慮に委ねられます。

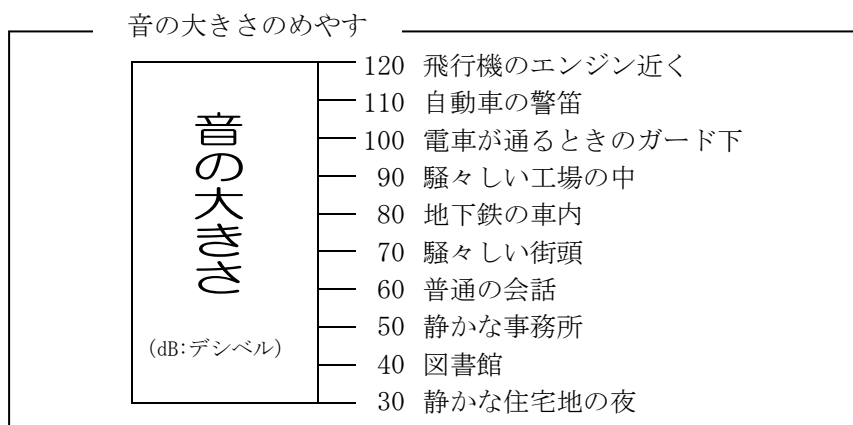
令和4年度の本市における騒音と振動の新規公害苦情受付件数は、騒音10件で、全公害苦情受付件数（17件）の内、騒音・振動が58.8%を占めていました。

環境騒音は、不特定多数から発生する騒音が複合されたもので、地域により主音源も様々です。

環境騒音の現況は、市内12地点での環境騒音モニタリング調査を、道路の面する地域と、道路に面しない地域において実施しました。（図－17）

身近な騒音や振動の例を表－12、13に示します。

表－12 騒音の大きさの目安



表－13 振動の大きさの目安

振動レベル (dB)	震度階級	振 動 の 感 じ 方 等
55 以下	0 無感	
55 以上～65 未満	I 微震	静止している人にだけ感じる。
65 以上～75 未満	II 軽震	一般の人が感じ、戸や障子がわずかに動く。
75 以上～85 未満	III 弱震	家屋が動揺し、電灯、器中の水面の動揺が分かる。
85 以上～95 未満	IV 中震	家屋の動揺が激しく、すわりの悪い器物が倒れる。
95 以上～105 未満	V 強震	家屋の壁に亀裂が生じ、墓石、石灯籠が倒れる。
105 以上～110 未満	VI 烈震	木造家屋が 30%以下倒壊する。
110 以上	VII 激震	木造家屋が 30%以上倒壊する。

2 環境基準及び環境保全目標

環境基本法において、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められ、大阪府環境総合計画においても、生活環境を保全するための望ましい基準として環境保全目標が定められています。

道路に面しない地域並びに道路に面する地域の環境基準が、平成10年9月に、従来の時間率騒音レベル（中央値）から等価騒音レベルへの評価手法の変更等の改正がなされ、平成11年4月1日より新環境基準が施行されています。

3 環境騒音等調査結果

(1) 道路騒音

道路沿道の境界（道路端）及び道路に面していない2列目以降の家屋における地点（背後地）で騒音の現況を把握し、環境基準や要請限度に適合しているかどうかを確認し、環境保全施策に資するため市内7地点（背後地については5地点）にて調査を実施しています。

道路端7地点の結果は、環境基準への適合率は、昼間は85.7%、夜間は100%でした。

調査地点		対象路線
①	池田下町	阪和自動車道
②	池上町	国道26号
③	善正町	国道170号
④	池田下町	国道480号
⑤	伯太町	大阪和泉泉南線
⑥	上町	泉大津美原線（新）
⑦	内田町	父鬼和気線

背後地	
①	池上町
②	善正町
③	伯太町
④	上町
⑤	内田町



図-17 環境騒音調査地点図

表-14 道路端における道路騒音調査結果〈環境基準への適合状況〉(令和4年度)

番号	測定場所	道 路 名	用途 地域 コード	車線 数	騒音レベル (dB)		環境基準適合状況		要請限度 適合状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	池田下町	阪和自動車道	0	4	60	52	○	○	○
					49	40			
2	池上町四丁目	国道 26 号	7	6	73	69	×	×	○
					68	60			
3	善正町	国道 170 号	0	2	64	55	○	○	○
					49	38			
4	池田下町	国道 480 号	10	2	69	64	○	○	○
					63	48			
5	伯太町	大阪和泉泉南線	10	2	64	59	○	○	○
					58	44			
6	上町	泉大津美原線	6	4	70	65	○	○	○
					65	55			
7	内田町	父鬼和気線	10	2	67	60	○	○	○
					60	37			

- (注) 1. 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時
2. 騒音レベル：上段〔LAeq〕・下段〔LA50〕
3. 用途地域コード：1（第一種低層住居専用地域）・2（第二種低層住居専用地域）
3（第一種中高層住居専用地域）・4（第二種中高層住居専用地域）
5（第一種住居地域）・6（第二種住居地域）・7（準住居地域）
8（近隣商業地域）・9（商業地域）・10（準工業地域）
11（工業地域）・12（工業専用地域）・0（用途地域指定のない地域）



写真：環境騒音モニタリング調査

表－15 背後地における道路騒音調査結果〈環境基準への適合状況〉（令和４年度）

番号	測 定 場 所	用途地域 コード	騒音レベル（dB）		適 合 状 況	
			昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
1	池上町四丁目	7	57	52	○	○
			56	51		
2	善正町	0	47	40	○	○
			42	35		
3	伯太町	10	48	39	○	○
			42	34		
4	上町	6	52	45	○	○
			51	43		
5	内田町	10	49	42	○	○
			48	36		

- （注） 1. 昼間：午前６時～午後１０時 夜間：午後１０時～午前６時
2. 騒音レベル：上段〔LAeq〕・下段〔LA50〕
3. 用途地域コード： 1（第一種低層住居専用地域）・2（第二種低層住居専用地域）
3（第一種中高層住居専用地域）・4（第二種中高層住居専用地域）
5（第一種住居地域）・6（第二種住居地域）・7（準住居地域）
8（近隣商業地域）・9（商業地域）・10（準工業地域）
11（工業地域）・12（工業専用地域）・0（用途地域指定のない地域）

第2節 騒音・振動の対策

1 法律・条例による規制

(1) 工場・事業場・特定建設作業

騒音・振動の規制として、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に特定の施設を設置する場合、届出や規制基準等の遵守義務が規定されています。

建設工事などで重機等の特定の機械を使用する場合にも同様に規定されています。(表17～19 規制基準)

また、和泉市生活環境の保全等に関する条例には、それらの施設及び規則に定める施設を設置する場合に事前協議するよう規定しており、環境保全の観点から、必要な場合は追加対策を指導・協議しています。

(2) カラオケ・商業宣伝

大阪府生活環境の保全等に関する条例により、飲食店やカラオケボックス等においては、午後11時から翌日の午前6時までの間、カラオケ等の音響機器の使用は原則として禁止されています。(表-20 深夜における音響機器の使用の制限)

また、商業宣伝を目的として拡声器を使用する場合には、静穏を要する病院、学校や図書館等の施設の周辺などでは原則として使用禁止され、その他の地域では使用禁止時間や使用方法、基準による規制があります。

2 工場等の立入調査

騒音・振動を発生する工場等に定期的に及び苦情処理のために立入調査・指導・啓発を実施しています。

立入調査では、騒音・振動を測定し、規制基準に基づく対策指導、法・条例の手続きや周辺への配慮、公害や苦情の未然防止などを啓発しています。

3 航空機騒音対策

大阪府と関係市町で関西国際空港環境監視機構を組織し、連携して環境監視、測定調査、対策の要請等を行っています。

一方、関西国際空港においても開港後の環境監視計画に基づき、定期的に環境への影響について調査を実施しています。

4 交通騒音・振動対策

主要幹線道路の沿道7地点について、毎年継続して騒音を測定しており、交通騒音等の把握に努めています。

また、苦情等に基づき騒音・振動を測定し、必要な場合は道路管理者へ報告・要請しています。

5 生活騒音対策

生活騒音は日常生活から生ずるものであり、発生源が多様なことに加え、誰もが被害者・加害者の関係になり得ます。また、心理的な面や隣人関係にも左右されやすいなどの特徴があり、客観的に騒音の大きさを判断しにくいいため、法令による規制に馴染みません。このため、日常生活において他人への思いやり等、一人ひとりの心がけに委ねられるところが大きい状況にあります。

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、府民は日常生活に伴って発生する騒音により、周辺の生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならないと規定しています。

表-16 に生活環境騒音の心がけを示します。

表-16 生活環境騒音の心がけ（例）

■テレビ、カラオケ、パソコン、スマートフォン	→	夜間、早朝はボリュームを絞ってヘッドホンやイヤホンなどの利用を。
■ピアノ、楽器	→	時間帯に気をつけ、窓やドアを閉め、長時間演奏する場合には防音対策を。
■車の空ぶかし、アイドリング	→	不必要な空ぶかしは控えてアイドリングは必要最小限に。
■掃除機、洗濯機、エアコン、給湯器	→	購入の際には低騒音機器の検討を。深夜の使用はなるべく避けて。
■ペットの鳴き声	→	規則正しい食事と運動を心掛け、ペットのストレスの解消を。
■人の声	→	日頃から声の大きさを気に掛けて、窓やドアを閉める。
■集合住宅の室内や階段の足音	→	階段の昇り降りは静かにゆっくりと。床にはカーペットなどを敷いて。
■集合住宅での給排水	→	深夜の給排水はできるだけ避けて。
■ドア、シャッター、雨戸の開閉	→	ドアクローザーなどの取り付けを。注油などにより、動きをスムーズに。

〈工場・事業場にかかる規制基準〉

表－17 騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後6時～午後9時)	昼 間 (午前8時～午後6時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時)
第一・二種低層住居専用地域・田園住居地域	45 dB	50 dB	40 dB
第一・二種中高層住居専用地域 第一・二種住居地域、準住居地域 市街化調整区域など	50 dB	55 dB	45 dB
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	60 dB	65 dB	55 dB
工業地域、工業専用地域など	65 dB	70 dB	60 dB
工業地域、工業専用地域などで学 校・病院等の周辺など	60 dB	65 dB	55 dB

表－18 振動に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～午前6時)
第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域 第一・二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、市街 化調整区域など	60 dB	55 dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 dB	60 dB
工業地域及び工業専用 地域の一部 既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び上記7の区域の境界 線から 15 メートル以内の区域	65 dB	60 dB
工業地域及び工業専用 地域の一部 その他の区域	70 dB	65 dB

表－19 特定建設作業にかかる規制基準

(騒音規制法第 15 条、振動規制法第 15 条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 94 条)

項目	区域区分	騒音	振動
基準値	1 号	85 dB	75 dB
	2 号		
作業可能時刻	1 号	午前 7 時～午後 7 時	
	2 号	午前 6 時～午後 10 時	
最大作業時間	1 号	10 時間／日	
	2 号	14 時間／日	
最大作業期間	1 号	連続 6 日間	
	2 号		
作業日	1 号	日曜日その他の休日を除く日	
	2 号		

(注)

■ 1 号区域とは、第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用地指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域内の地域を指します。

(ただし、新用途地域に変更されるまでの間は、従来の用途地域が適用されます。)

■ 第 2 号区域とは、工業地域のうち 1 号区域以外の地域のほか、条例では工業専用地域の一部、空港敷地及び水域も該当します。

■ 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値です。

表－20 深夜における音響機器の使用の制限

制 限 の 内 容	地 域	大阪府全域
	業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
	音 響 機 器	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置
	使用禁止時間	午後 11 時から翌日の午前 6 時まで

飲食店・カラオケボックス等においては、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、カラオケ装置などの音響機器を使用してはいけません。ただし、以下の場合には規制の適用は受けません。

- 音響機器から発生する音が防音装置を講ずることにより飲食店等から外部に漏れない場合
- 飲食店等が消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街に立地している場合
- 飲食店等の周囲 50m 以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合 等

第4章 ダイオキシン類

第1節 ダイオキシン類の現状

ダイオキシン類は、意図的かつ工業的に製造される物質ではなく、「もの」の燃焼の課程で、自然に生成される有機塩素化合物であり、その発生源は、廃棄物焼却炉をはじめとして、多岐にわたっています。

令和4年度の府域のダイオキシン類現況調査は、大阪府と関係市により、大気 25 地点、河川水質 64 地点・底質 64 地点、海域水質・底質各 8 地点、地下水質 20 地点、土壌 23 地点でそれぞれ行われました。

1 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が設定されています。

表-21 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下（年平均値）
水 質	1pg-TEQ/L 以下（年平均値）
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
底 質	150pg-TEQ/g 以下

2 ダイオキシン類の排出抑制対策と規制

ダイオキシン類については、平成9年8月に「大気汚染防止法施行令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の改正等が行われ、平成9年12月より焼却施設の煙突から排出されるダイオキシン類の規制が行われました。

また、同法の改正に伴い、廃棄物焼却炉についての規制が強化されました。すなわち、これまで、1時間当たりの焼却能力が200 kg以上の施設が法律の対象となっていたが、改正後、50 kg以上が法律の対象となりました。

さらに、ダイオキシン類による環境汚染の防止を図るため、平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、規制対象施設からの排出ガス及び排出水中のダイオキシン類の濃度について基準が設置されました。



第5章 公害苦情

令和4年度の苦情受付は17件で解決率は100%でした。

苦情内容を公害種類別にみると、大気汚染が1件、騒音が10件、悪臭が3件、水質汚濁が1件、7公害以外が2件となっています。

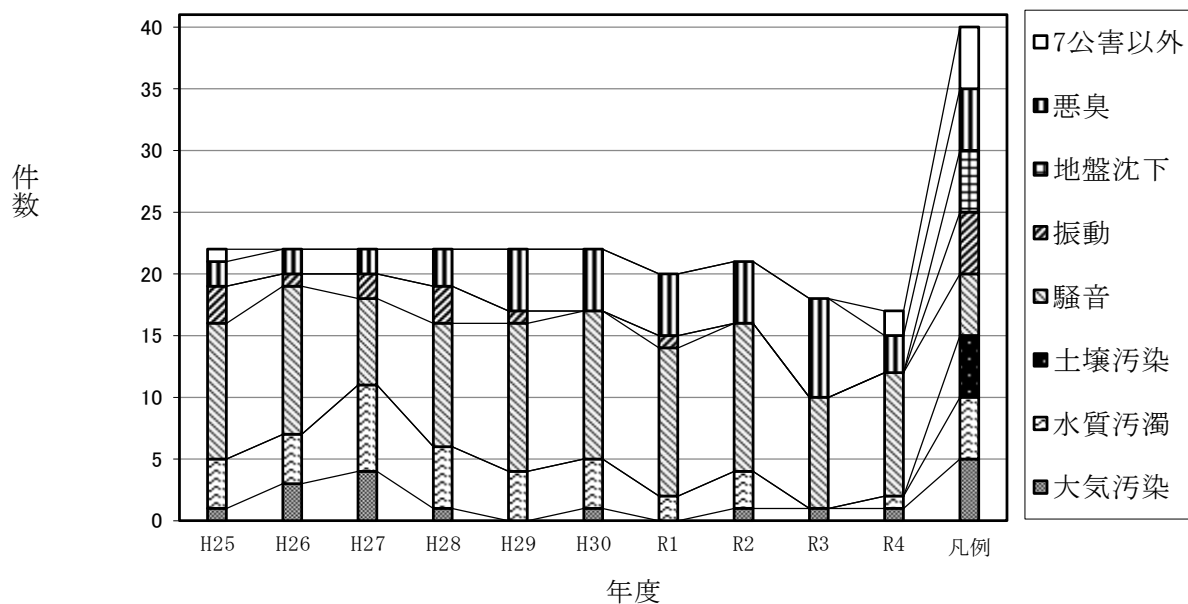


図-18 公害苦情受付件数の年度推移

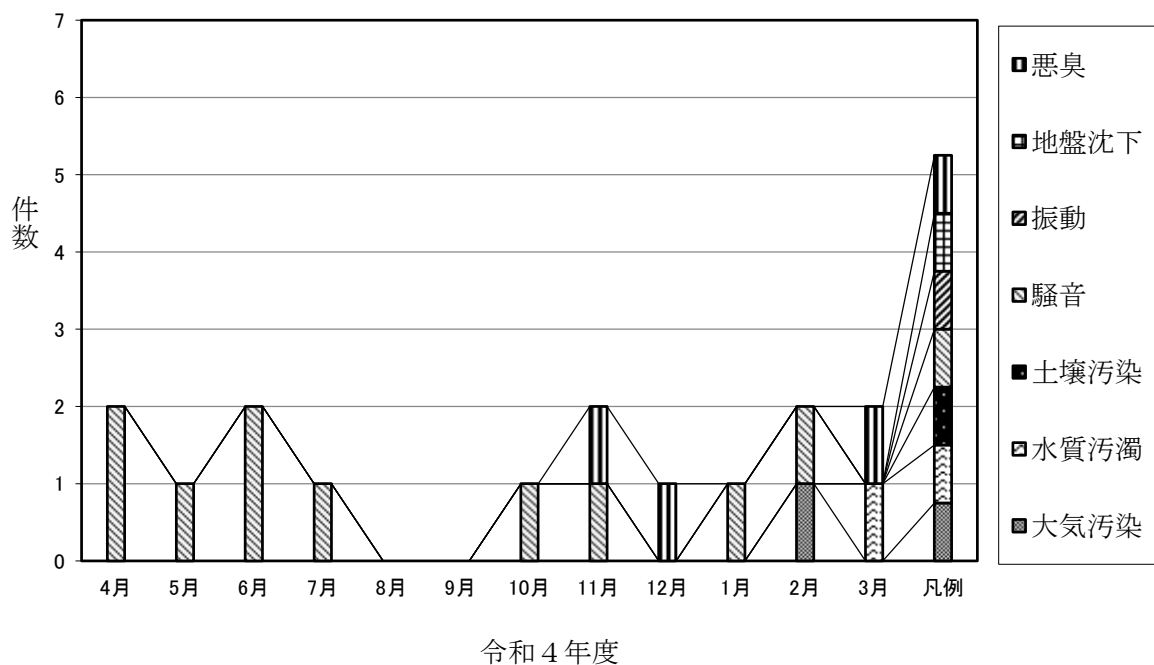


図-19 公害苦情受付件数の月別推移

第6章 定期環境調査結果

平成5年9月25日に近畿自動車道松原すさみ線が供用され、これに伴い発生する大気質と騒音が環境保全目標（環境基準に準ずる。但し騒音は住居地域の基準）を達成しているかを監視するため測定局を設置し、供用開始前の平成4年11月1日から池田下局で、さらに供用後の平成7年4月1日から室堂局で測定をしています。

現在のところ、生活環境に支障を及ぼさない程度で、大気質、騒音ともに横ばいの状況で推移していることもあり、平成12年度より春・秋の2回（各1ヶ月ずつ）の測定に切り替えて実施しています。

表－22 騒音の経年変化について

測 定 局 時 間 帯		室 堂 局		池 田 下 局	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
令和2年	春	55	51	58	51
	秋	58	51	59	52
令和3年	春	56	52	58	51
	秋	56	51	58	51
令和4年	春	55	51	58	52
	秋	58	51	58	52

Leq (dB)

*Leq：等価騒音レベル

表－23 大気の経年変化（室堂局）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		期間	期間	期間	日平均値	期間	日平均値
		平均値	平均値	平均値	の最高値	平均値	の最高値
SO ₂ (ppm)	春	0.005	0.006	0.005	0.007	0.005	0.008
	秋	0.004	0.007	0.003	0.005	0.003	0.004
NO (ppm)	春	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002
	秋	0.001	0.006	0.007	0.002	0.001	0.002
NO ₂ (ppm)	春	0.007	0.011	0.007	0.013	0.007	0.015
	秋	0.009	0.020	0.007	0.010	0.007	0.011
SPM (mg/m ³)	春	0.015	0.035	0.014	0.025	0.015	0.022
	秋	0.009	0.021	0.007	0.016	0.010	0.018

(ppm)

表-24 大気の経年変化（池田下局）

(ppm)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		期間 平均値	日平均値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値
SO ₂ (ppm)	春	0.004	0.006	0.004	0.006	0.004	0.006
	秋	0.003	0.004	0.002	0.003	0.002	0.003
NO (ppm)	春	0.001	0.003	0.001	0.004	0.001	0.002
	秋	0.005	0.012	0.003	0.007	0.004	0.007
NO ₂ (ppm)	春	0.010	0.021	0.009	0.016	0.009	0.023
	秋	0.015	0.027	0.011	0.017	0.013	0.019
SPM (mg/m ³)	春	0.017	0.038	0.016	0.026	0.016	0.023
	秋	0.013	0.024	0.009	0.017	0.010	0.023

※ 春：5月下旬～6月中旬、秋：10月中旬～11月上旬

第7章 空き地の管理

空き地の管理不十分な場合、ごみが不法投棄されたり、雑草が繁茂し、害虫の発生や火災の危険等が生じたりするので、和泉市生活環境の保全等に関する条例に基づき、除草等の指導を行っています。空き地の除草については、美観の維持及び生活環境保全の立場から年間2回以上行うのが望まれます。

空き地に関する苦情件数は他の公害苦情総件数よりも多く、過去5年間では、年間平均約110件を超える苦情が寄せられています。令和4年度に行った指導件数は82件であり、その都度、現状調査を行い、土地所有者に対し文書等で指導・勧告しております。



写真 雑草に覆われた土地

第8章 環境保全啓発

市民の方に環境保全についての知識の普及や啓発を目的として、次の事業を行っています。

第1節 星空観察会

比較的簡単に自分達の住んでいる場所の大気汚染状況を知る方法の一つとして、星の観察を行っています。

和泉市は昭和62年8月に環境庁（現 環境省）の主催によるスターウォッチング・星空の街コンテスト（石尾中学校で観察）に応募し、入選したこともあります。

本市の星空観察会は、環境省の呼び掛けによる全国星空継続観察（スター・ウォッチング・ネットワーク ※現在は休止中）に準じて行っている行事で、昭和63年度から毎年開催しています。

平成27年度までは、夏と冬の年2回、同じ星（夏は「こと座」冬は「すばる」）を観察し、どれくらい星が見えるかを調べる方法で実施してきました。また、平成28年度からは、年1回の開催に切り替えて、「火星の接近」などの話題性のある天文現象を観察対象とする方法で実施しています。

本市での星の見え具合は、和泉山脈の方へ行くほどたくさんの星を見ることができ、市役所の方へ行くほど明るい星しか見ることができないこともわかりました。これは、空気のごれや都市化や夜空の明るさに関係しているようです。

毎年、小学生を中心にとくさんの方々に参加いただいております。参加者の中には、星座や星雲、または火星や土星といった惑星をはじめて観察した方もおられ、感激の声も多く聞かれるほど人気の高いイベントです。



写真 星空観察会風景



写真 星空観察会風景

表－25 星空観察会実施状況

観察年度	観 察 場 所	観 察 対 象 星 座 等
平成 16 年	緑ヶ丘小学校	夏：こと座
		冬：すばる
平成 17 年	南横山小学校	夏：こと座
		冬：すばる
平成 18 年	青葉はつが野小学校	夏：こと座
		冬：すばる
平成 19 年	南松尾中学校	夏：こと座
		冬：すばる
平成 20 年	光明台北小学校	夏：こと座
		冬：すばる
平成 21 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 22 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 23 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 24 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 25 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 26 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 27 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 28 年	いずみふれあい農の里	6 月 2 日： 火星・木星・土星等の観察
平成 29 年	いずみふれあい農の里	9 月 21 日： 星空の解説、ビンゴゲームの実施
平成 30 年	いずみふれあい農の里	12 月 13 日： ふたご座流星群、木星等の観察
令和元年	いずみふれあい農の里	10 月 4 日： 月、木星、夏の大三角の観察
令和 2 年	いずみふれあい農の里	11 月 20 日： 月、木星、土星、火星、ISS
令和 3 年	いずみふれあい農の里	12 月 8 日： 月、木星、土星、金星、ISS
令和 4 年	いずみふれあい農の里	11 月 8 日： 月食、天王星食、木星、土星

第2節 自然観察会

1 水辺の自然観察会

毎年、市民参加を得て、水辺での水生生物や植物などの自然観察会を実施しています。

観察会を通して、水辺環境や河川水質保全の重要性について、理解と認識を深めてもらう機会としています。これまでの結果及び令和4年度の結果を表-26、27に示します。

表-26 水辺の自然観察会実施結果

実 施 日	河川名	実 施 場 所	生物による判定
平成16年8月21日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成17年8月20日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成18年8月12日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成19年8月4日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成20年7月26日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成21年7月25日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成22年7月24日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成23年7月23日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成24年7月28日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成25年7月27日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成26年8月9日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	（台風接近のため中止）
平成27年8月1日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成28年7月30日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成29年7月29日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成30年7月28日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	（台風接近のため中止）
令和元年7月27日	父鬼川	南横山小学校（父鬼町）	（台風接近のため中止）
令和2年8月8日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	（新型コロナのため中止）
令和3年7月31日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
令和4年7月30日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水



写真 水辺の自然観察会風景



写真 観察された魚など

表-27 水辺の自然観察会の観察結果一例

調査場所名		大野町父鬼川あみだ橋付近川原				
年 月 日 (時刻)		令和4年7月30日 10:00～11:30				
天 気		晴れ				
水 温 (℃)		18.0				
川 幅 (m)		約5.0				
生物を採取した場所		川の中心				
生物採取場所の水深 (cm)		約20				
流れの速さ		普通				
川底の状態		こぶし大の石				
水のにごり、におい、その他		無色透明・無臭				
見つかった指標生物の欄に○印、数が多かった上位から2種類（最大3種類）に●印をつける。						
水 質		指 標 生 物				
きれいな水	水質階級Ⅰ	1. ア ミ カ				
		2. ウ ズ ム シ				
		3. カ ワ ゲ ラ				
		4. サ ワ ガ ニ	○			
		5. ナガレトビケラ				
		6. ヒラタカゲロウ				
		7. ブ ユ				
		8. ヘ ビ ト ン ボ	●			
		9. ヤマトビケラ				
少しきたくない水	水質階級Ⅱ	1. イシマキガイ				
		2. オオシマトビケラ				
		3. カ ワ ニ ナ	○			
		4. ゲンジボタル	○			
		5. コオニヤンマ	●			
		6. コガタシマトビケラ				
		7. ス ジ エ ビ				
		8. ヒラタドロムシ				
		9. ヤマトシジミ				
きたない水	水質階級Ⅲ	1. イソコツブムシ				
		2. タイコウチ				
		3. タ ニ シ				
		4. ニホンドロソコエビ				
		5. ヒ ル				
		6. ミズカマキリ				
		7. ミ ズ ム シ				
大変きたない	水質階級Ⅳ	1. アメリカザリガニ				
		2. エ ラ ミ ミ ズ				
		3. サカマキガイ				
		4. セスジユスリカ				
		5. チ ョ ウ バ エ				
水質階級の判定		水質階級	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
		1. ○印と●印の個数	2	3	0	0
		2. ●印の個数	1	1	0	0
		3. 合計 (1.欄+2.欄)	3	4	0	0
		その地点の水質階級	Ⅱ			

2 緑の自然観察会

平成 25 年度より、市民参加を得て、山林・里山等にて陸生生物や植物などの自然観察会を実施しています。

観察会を通して、自然環境の保全の重要性について、理解と認識を深めてもらう機会としています。

表-28 緑の自然観察会実施結果

実 施 日	実 施 場 所	天気	観測結果一例
平成 28 年 9 月 25 日	惣ヶ池周辺	曇り	アキノノゲシ・ショウリョウバッタ ニホンアカガエル・コジュケイなど
平成 29 年 9 月 18 日	惣ヶ池周辺	晴れ	コモウセンゴケ・キンミズヒキ・ミサゴ ・タチカモメヅル・クルマバッタなど
平成 30 年 9 月 17 日	惣ヶ池周辺	晴れ	ジャノメチョウ・ヒメアカネなど
令和元年 9 月 16 日	惣ヶ池周辺	晴れ	クルマバッタ・モンキチョウ・オトギリ ソウ・ムカゴニンジンなど
令和 2 年 9 月 21 日	惣ヶ池周辺	晴れ	ツユクサ・キキョウ・オニカヤツリなど
令和 3 年 9 月 18 日	惣ヶ池周辺	(新型コロナのため中止)	
令和 4 年 9 月 17 日	惣ヶ池周辺	曇り	クルマバッタ・ツチイナゴ・ハネナガイ ナゴ・ホシササキリなど



写真 緑の自然観察会風景

第9章 自然環境調査

第1節 生きものの観察会

和泉市域の自然環境の状況を把握し、環境保全の施策を講じるための基礎資料を作成すること及び自然環境に対する市民の意識高揚を目的として、平成20年度から24年度までの5年間「生きものの観察会」を実施しました。

この「生きものの観察会」は、学識経験者等の助言を受けながら市で企画したもので、講師は地元NPO団体より派遣していただいております。市内でも特徴的な自然環境を有する5ヶ所の調査を毎年実施しました。この取組みは、各調査地点が単一時期の調査のみにならないよう、開催時期をずらしながら実施しておりました。また、この「生きものの観察会」に参加した「生きものの調査員」の方々には、今後、生きものの調査の市民ボランティアとして市内各地で活躍していただきたいと考えております。平成20年度から平成24年度の結果につきましては、表-29及び表-30のとおりです。

表-29 生きものの観察会確認種一覧（植物相）

年度		双子葉植物 (合弁花類)	双子葉植物 (離弁花類)	単子葉植物	裸子植物	シダ植物	合 計	絶滅危惧種
平成20年度	科	26科	64科	16科	5科	17科	128科	16科
	種	163種	284種	142種	7種	62種	658種	18種
平成21年度	科	28科	63科	20科	6科	21科	138科	16科
	種	173種	331種	139種	10種	82種	735種	20種
平成22年度	科	24科	55科	17科	5科	14科	115科	6科
	種	94種	190種	82種	9種	21種	396種	8種
平成23年度	科	20科	50科	16科	5科	15科	106科	3科
	種	87種	160種	66種	8種	20種	341種	3種
平成24年度	科	24科	57科	16科	5科	12科	114科	5科
	種	100種	184種	72種	9種	19種	384種	5種

主な確認種

○双子葉植物（合弁花類）・・・ハハコグサ、モチツツジ、シャシャンボ など

○双子葉植物（離弁花類）・・・カタバミ、コハコベ、シリブカガシ、ヤマモモ など

○単子葉植物・・・・・・ガマ、ツユクサ、シュンラン、コ克蘭 など

○裸子植物・・・・・・イヌガヤ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ など

○シダ植物・・・・・・コシダ、ベニシダ、ワラビ、カニクサ など

表-30 生きもの観察会確認種一覧（動物相）

年度		鳥 類	は虫類	両 生 類	昆 虫 類	合 計	絶滅危惧種
平成 20 年度	科	26 科	2 科	3 科	59 科	90 科	18 科
	種	49 種	4 種	5 種	181 種	239 種	20 種
平成 21 年度	科	27 科	1 科	2 科	60 科	90 科	12 科
	種	46 種	1 種	2 種	146 種	195 種	13 種
平成 22 年度	科	24 科	1 科	-	68 科	93 科	7 科
	種	37 種	1 種	-	147 種	185 種	7 種
平成 23 年度	科	27 科	3 科	1 科	71 科	102 科	13 科
	種	42 種	3 種	4 種	164 種	213 種	13 種
平成 24 年度	科	28 科	3 科	4 科	78 科	113 科	16 科
	種	43 種	4 種	6 種	175 種	228 種	17 種

主な確認種

○鳥類・・・ウグイス、ヒヨドリ、オオタカ、メジロ、ミサゴ など

○両生類・・・トノサマガエル、アカハライモリ など

○は虫類・・・ニホンカナヘビ、ヤマカガシ など

○昆虫・・・ベニシジミ、タカネトンボ など



写真 生きもの観察会

第2節 自然環境調査

本市では、平成25年度から和泉市域において、特徴的な自然環境を有する区域等を年間5メッシュ（1メッシュ：約1km×1km）抽出し、植物、鳥類をはじめとした動植物の自然環境調査を実施しております。

第3次和泉市環境基本計画の中で「生物多様性を守りその恵みを受け継ぐまちをつくる」という基本目標を掲げており、また、生物多様性の確保等を施策の柱として位置づけていることから、その基本目標の実現に向けた自然環境保全施策を展開する上での基礎資料とするために、市内全域における自然環境調査を実施することを目的としています。平成30年度より、調査箇所が1箇所となり、調査結果につきましては表-31及び表-32のとおりで、今回は父鬼町宮ノ谷周辺にて調査を実施しております。また、平成28年度からはホタル類の調査を追加で実施しております。

表-31 自然環境調査確認種一覧（植物相）＜令和4年度＞

地 点		合 計	絶滅危惧種 (準絶滅危惧種含む)
南部地域 父鬼町宮ノ谷周辺	科	117 科	4 科
	種	413 種	6 種

調査地点の風景



写真 南部地域(父鬼町宮ノ谷周辺)



写真 アケボノソウ

表－32 自然環境調査確認種一覧（動物相）＜令和４年度＞

地 点		鳥 類	昆 虫 類	その他	合 計	絶滅危惧種 (準絶滅危惧種含む)
南部地域 父鬼町宮ノ谷周辺	科	17 科	53 科	6 科	76 科	10 科
	種	26 種	136 種	8 種	170 種	13 種

主な確認種の写真

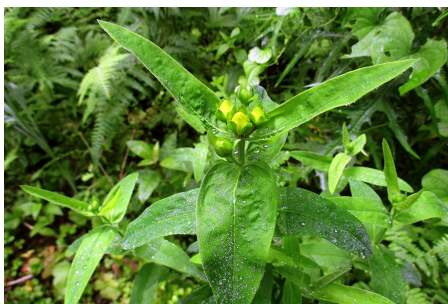


写真 トモエソウ



写真 ナツエビネ



写真 ウラナミアカシジミ

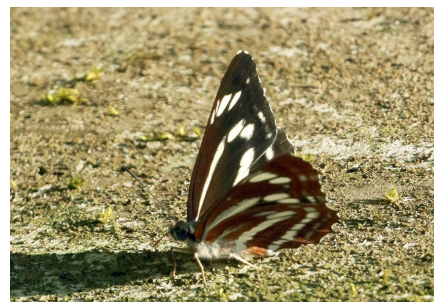


写真 ミスジチョウ

第 10 章 循環型社会に向けた取り組み

第 1 節 第 3 次和泉市環境基本計画

1 計画の目的

『和泉市環境基本条例』の基本理念に基づき、すべての人々が一体となって、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現を目指して環境の保全に関する総合的な取り組みを進めるために、平成 13 年 9 月に『和泉市環境基本計画』を策定し、環境施策を推進してきました。平成 22 年度には、この計画の大幅な見直しを実施し、平成 23 年 3 月に『第 2 次和泉市環境基本計画』を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

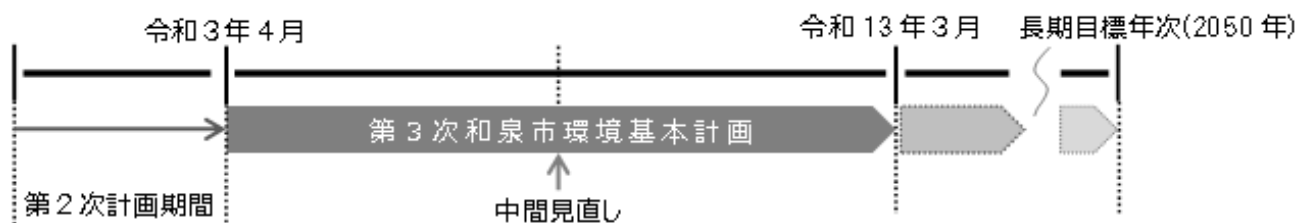
近年、SDGs の採択やパリ協定の発効など、国際社会全体が協力して温室効果ガスの排出削減等脱炭素化や資源循環、自然共生などに取組むための枠組みの整備が進んでおります。本市においても、国際的な動向や環境を取り巻く状況の変化に対応していくため、前計画の方向性を維持しながら持続的な取組みを強化するために前計画の見直しを行い、令和 3 年 3 月に「第 3 次和泉市環境基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、『和泉市環境基本条例』に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとして、目標や施策の大綱を定めるものです。国の環境基本計画や「第 5 次和泉市環境基本計画」などの上位計画と整合性を図るとともに、環境の保全・創造などに関する各種計画と連携し、本市における環境行政を総合的・計画的に進めるための計画として位置づけるものです。

3 計画の対象及び期間

本計画の対象区域は和泉市全域とし、計画期間は令和 3（2021）年度を初年度とし、令和 12 年（2030）年度までの 10 年間とします。



4 施策の体系

(1) 望ましい環境像 ～みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」～

「すくすくと生き物が育つ健全な環境」「こんこんといずみが湧くような健全な環境」「ワクワクするような和泉の環境」を望ましい環境像に託し、実現するための環を広げていくことを目指します。

(2) 基本目標と基本施策

「望ましい環境像」の実現に向けて、具体的な5つの基本目標を定めています。

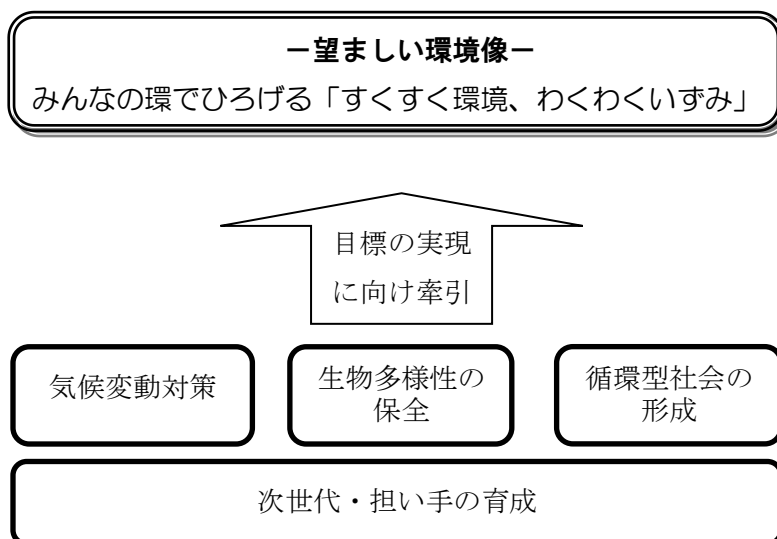
表-33 基本目標と基本施策

基本目標	基本施策
1 みんなで考え取り組むまちをつくる (参加・協働)	1 環境学習の推進
	2 環境活動の支援・促進
2 脱炭素化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる (気候変動)	1 エネルギーの適切な利用
	2 環境に配慮した移動の促進
	3 気候変動対策の推進【新規】
3 生物多様性を守りその恵みを受け継ぐまちをつくる (生物多様性)	1 生物多様性の確保
	2 自然の保全と人との共生
4 もったいないの心で資源を大切にするまちをつくる (循環型社会)	1 ごみの削減と自然循環の推進
	2 廃棄物の適切な処理の推進
5 健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる (安心・安全)	1 健康なまちづくりの推進
	2 安全なまちづくりの推進
	3 魅力あるまちづくりの推進

5 重点プロジェクト

市の望ましい環境像及び基本目標を実現するため、重要度が高く優先的に取り組むべき事項を重点的プロジェクトとして位置付けています。

「気候変動対策」「生物多様性の保全」「循環型社会の形成」の各分野及び横断的な視点として「次世代・担い手の育成」という視点から設定します。



6 代表指標とモニター指標

(1) 代表指標と目標値

本計画では、以下に示すように5つの基本目標の到達度の把握のため、目標値を掲げる「代表指標」を設定します。

表-34 代表指標

基本目標	指標	現状値 令和元(2019)年	目標 令和12(2030)年
1 みんなで考え 取り組むまちをつくる (参加・協働)	環境に関する学習会等の参加件数(出前講座、体験型イベント、見学会・学習会等の合計値)	266 回	現状値以上
	「町会・自治会や近隣住民と十分にコミュニケーションが取れている」と思う市民の割合	44.0%	50.0% (令和7(2025)年度目標)
2 脱炭素化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる (気候変動)	市民1人あたりCO ₂ 排出量割合(市民数は当該年度の前年度3月末時点)	平成29(2017)年度 約4.61 t-CO ₂ /年・人 860千 t-CO ₂ /年	平成25(2013)年度 排出量より約30%削減 約3.61 t-CO ₂ /年・人 597千 t-CO ₂ /年
	人口に対する公共交通(鉄道、一般路線バス、地域バス)の利用率	鉄道利用率 31.7 % バス利用率 5.7 % 地域バス利用率 0.16 %	現状値以上
3 生物多様性を守りその恵みを受け継ぐまちをつくる (生物多様性)	貴重動植物の数	6 種類	現状維持
	緑被率	73.4%	現状維持
4 もったいないの心で資源を大切に するまちをつくる (循環型社会)	家庭系ごみ1人・1日あたりの排出量	471.23g/人・日	449.36g/人・日 (令和7(2025)年度目標)
	事業系ごみ年間排出量	20,419t/年	17,065 t/年 (令和7(2025)年度目標)
5 健康で安全な魅力ある 住み続けた いまちをつくる (安心・安全)	環境基準達成状況	大気： 100 % 水質： 100 % 騒音： 85.7 %	大気： 100 % 水質： 100 % 騒音： 現状値以上
	雨水管整備面積の割合	49.07%	49.23% (令和7(2025)年度目標)

(目標年次が2030年ではない項目については、関連計画が改定されたときに更新)

(2) モニター指標

本計画では、目標値は設定しませんが、目標達成に向けた取組みの推進について、その動向を把握するための参考とする「モニター指標」を設定します。

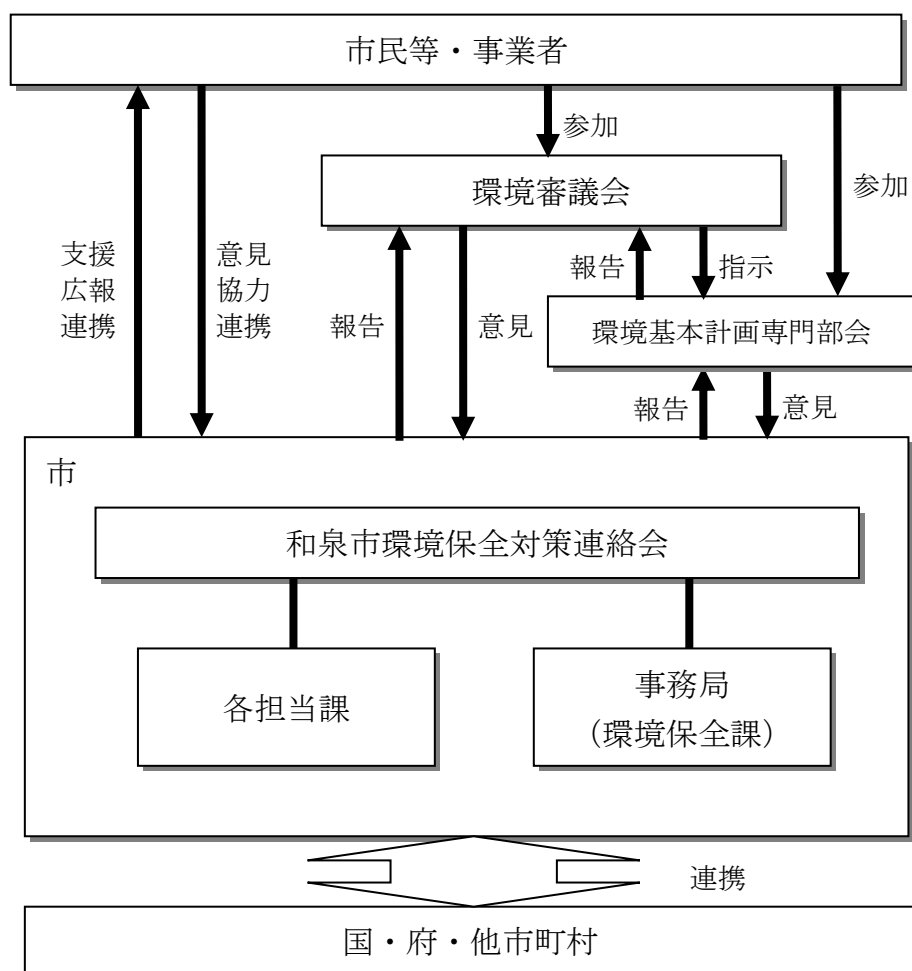
表－35 モニター指標

基 本 目 標	指 標
1 みんなで考え取り組むまちをつくる (参加・協働)	学校教育における環境教育にかけた時間 (時間/年)
	環境に関する情報の発信回数 (回/年)
	「環境にやさしい暮らしを営むことができる」と思う市民の割合 (%)
2 脱炭素化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる (気候変動)	部門別温室効果ガス排出量の削減率 (平成 25(2013)年度比) (%)
	再生可能エネルギー等設備導入量 (kW)
	森林整備面積 (ha)
3 生物多様性を守り、その恵みを受け継ぐまちをつくる (生物多様性)	森林経営計画に基づくいずもくの年間搬出材積 (m ³)
	一人当たりの都市公園・緑地の面積 (m ² /人)
	「公園等のみどりに接する環境が整っている」と思う市民の割合 (%)
4 もったいないの心で資源を大切にするまちをつくる (循環型社会)	資源化率 (%)
	「ごみのリサイクルが進み、衛生的なまちづくりが行われている」と思う市民の割合 (%)
5 健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる (安心・安全)	地域清掃の回数 (回/年)
	「地震や台風等の災害に対する備えができる」と思う市民の割合 (%)

7 計画の推進体制

本市の望ましい環境像の実現を目指し、本計画で示した取組みについて効果的・総合的に推進していくためには、市だけでなく、市民等、事業者がそれぞれの役割分担と責任のもと、お互いに協力して進めていきます。

また、広域化する環境問題に対応するため、国や府、周辺市町との連携による取組みについても進めていきます。



※環境基本計画専門部会については、計画改定時など必要に応じて設置します。

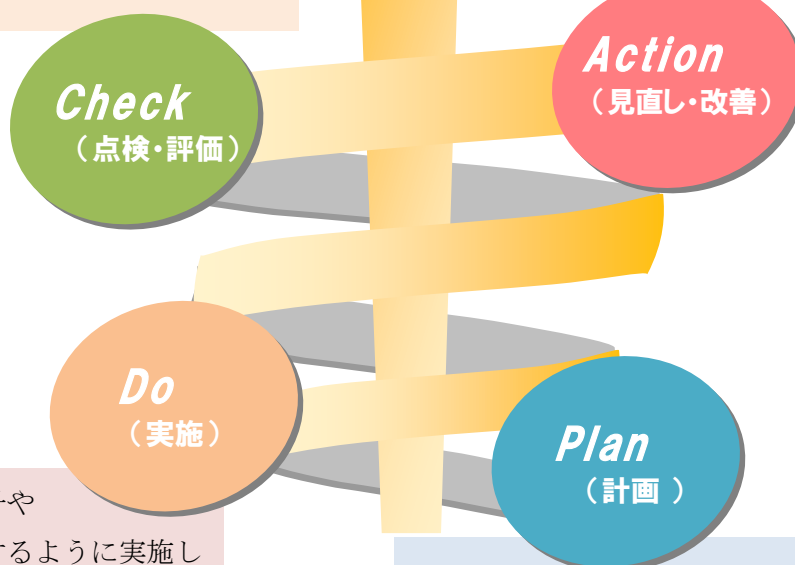
8 計画の進行管理

本計画の実効性を高めていくため、目標年次の令和 12（2030）年度まで毎年、各施策や重点プロジェクトに関する取組みの進捗状況、環境の状態などを把握し、その結果を公表して広く市民等・事業者の意見を求めながら、環境施策の総合的な進行管理を行います。

進行管理にあたっては、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の考え方に基づく PDCA サイクルを基本とします。PDCA サイクルは、計画の方針・目標を立て（Plan）、目標達成に向けて取組みを実施し（Do）、その実施状況の点検・評価を行い（Check）、その結果により計画を見直す（Action）という一連の流れを繰り返し行い、継続的に改善を図りながら推進するものです。

市民ニーズを的確にとらえ柔軟に対応するために広く市民等・事業者から意見を求めるとともに、専門的な知見からの助言を環境審議会に求めます。これらに基づいて担当課が自ら評価をし、庁内の連絡会で総合的な評価を行って環境施策の総合的な進行管理を行います。

評価の結果を、次年度の計画に反映させます。



各施策の方針や目標を達成するように実施します。1 年間の各施策の進捗状況及び市民・事業者の取組みの状況、環境の状態などを把握し、その結果を「和泉市の環境」などで公表します。

各課が行う各施策の方針・構想及び計画において環境の保全と創造に対する配慮の方針や具体的な取組みの目標などを決めます。特に新しい施策については、構想の段階から必要に応じて環境への影響を把握し、環境負荷をできるだけ抑える調査及び検討・取組みが必要です。

第2節 和泉市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化は、大気中に排出された二酸化炭素やメタン、ハイドロフルオロカーボン、一酸化二窒素などの温室効果ガスにより地球の平均気温が上昇する現象です。この現象は私たちの事業活動や日常生活と密接に関係しており、このまま放置しておくと、これから地球規模で様々な問題が発生すると考えられているため、温室効果ガス削減対策を行う必要があります。そのために、私たちの事業活動や日常生活を見直すことにより温室効果ガス排出抑制に努めていかなければなりません。

本市では、日常業務を通じて発生する温室効果ガスを削減することを目的に、職員一人一人が環境に配慮した取組を実行していくための行動計画として、国で平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「和泉市地球温暖化対策実行計画」を平成14年3月に策定しました。その後、平成19年6月に、「第二次和泉市地球温暖化対策実行計画」、平成25年3月に、「第三次和泉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁舎等の省エネルギー化や環境の保全に関する職員研修の実施など、地球温暖化の対策に向けた取り組みを進めています。

この間、平成27年にフランスのパリにおいて、気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催され、“世界の平均気温上昇を2℃以内に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力をすること”を目的としたパリ協定が採択されました。また、我が国においても平成28年5月に新しい「地球温暖化対策計画」が策定され、2030年度の温室効果額削減目標を「平成25年度比で26%削減する」とし、さらに、庁舎などの施設においては40%の削減目標を掲げています。

本市においても、地球温暖化に関する国内外の動向等を踏まえ、平成31年3月に、「第四次和泉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を新たに策定しました。

本計画は庁内の省エネや省資源、廃棄物の減量化などの取組に関する指針となるもので、計画の期間は、令和元年度（2019年度）から令和12年度（2030年度）までとしております。計画の見直しについては、計画期間のおよそ中間年にあたる令和7年度（2025年度）に実態把握及び評価を行うとともに、情勢等が大きく変化した場合などはその都度見直しを行います。

削減目標は、本市の事務・事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を令和12年度（2030年度）末までに、平成25年度（2013年度）比で約40%削減するというものです。

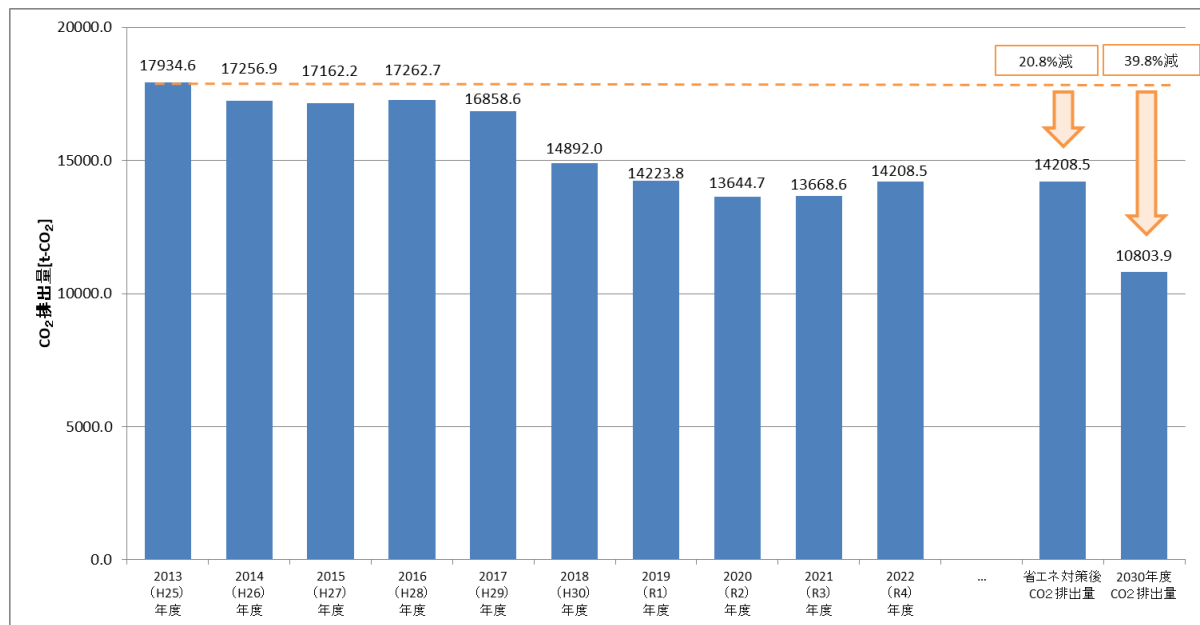


図-20 温室効果ガスの排出量削減目標

第3節 和泉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 現状及び課題

地球温暖化対策は世界共通の課題となっており、今後、このまま地球温暖化が進めば、自然環境や人間社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、本市においても地域における地球温暖化対策として、市民等・事業者・市が協働して地球温暖化防止のための取組みを積極的に推進し、温室効果ガスの削減に取り組むことが求められています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「和泉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と位置づけ、本市域から排出される温室効果ガスの削減について目標を示すとともに、達成に向けた取組みを推進していきます。

2 削減目標

和泉市全体における温室効果ガス排出量を、基準年度である平成25（2013）年度の911千t-CO₂と比較して、令和12（2030）年度までに約30%削減することを目標とします。

和泉市の目標設定

単位：千t-CO₂/年

	2013年度	2030年度	削減率
産業部門	144	134	7%
業務部門	242	145	40%
家庭部門	254	154	39%
運輸部門	250	181	28%
廃棄物部門	22	22	0%
計	911	636	

※和泉市では、エネルギー転換部門の対象施設はない。

※小数点以下の端数を四捨五入しているため、各部門の加算額と合計額に差が生じている。

（参考）国の目標設定

単位：百万t-CO₂/年

	2013年度	2030年度	削減率
産業部門	429	401	7%
業務部門	279	168	40%
家庭部門	201	122	39%
運輸部門	225	163	28%
エネルギー転換部門	101	73	28%
計	1,235	927	25%

※出典 環境省 HP：日本の約束草案（2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標）

○雨水貯留タンク設置費補助金交付事業

雨水の貯留による有効利用を促進し、もって和泉市内の雨水浸水防除機能の向上と温室効果ガスの削減を図ることを目的に、「雨水貯留タンク設置費補助金交付事業」を平成24年度から行っています。

事業概要

・対象となる設備

- ①建築物の雨どいからの雨水を集め、当該建築物等の施設内で一時的に一定量貯留する機能を有する設備であること
- ②80 リットル以上の貯留容量を有する設備であり、雨水貯留タンクとして販売されている専用製品であること

・補助金額

雨水タンク 1 基の購入価格（工事費を除く・消費税込）の 2 分の 1
（1,000 円未満は切り捨て）
上限額は 30,000 円

事業実績

○令和3年度

申請件数：16 件
交付件数：16 件
申請総額：259,000 円（予算：50 万円）
交付総額：259,000 円
平均容量：171.25 リットル

○令和4年度

申請件数：9 件
交付件数：9 件
申請総額：166,000 円（予算：50 万円）
交付総額：166,000 円
平均容量：189.67 リットル



第4節 和泉市役所本庁舎における環境マネジメントシステムの取組推進

1 和泉市環境マネジメントシステムの目的

「和泉市環境基本条例」(平成12年4月1日施行)に基づき、市民や事業者と連携しながら、環境の保全と創造に向けた施策を積極的に推進する一方、事業者及び消費者の立場でもある市役所自らが環境負荷を低減するため、日常業務の中で率先して環境に配慮した行動に取り組むことが、環境保全の先導的な役割を果たす上で極めて有効であると考えます。

このため、その第一歩として、本市役所の本庁舎の事務・事業活動において、環境マネジメントシステムを構築し、職員一人ひとりができることから継続的かつ着実に環境を改善する取り組みを推進するために、平成13年11月14日に、ISO 14001 の認証を取得いたしましたが、平成27年3月末を以って認証を返上し、同年4月から新たに和泉市環境マネジメントシステムを導入しております。

2 庁舎全体での取組の進捗状況

6項目を庁舎全体の目標にあげて、それぞれ数値目標を設けて取り組みを進めています。

表-36 本庁舎全体における目標項目と実績

項 目	実 績	
	令和3年度	令和4年度
1 電気使用量の削減 (kWh)	1,037,848	1,087,530
2 都市ガス使用量の削減 (m ³)	52,129	42,931
(参考)電気及び都市ガス使用量に係るCO ₂ 排出量 (t)	489.3	420.9
3 水道使用量の削減 (m ³)	5,144	4,967
4 公用車燃料消費量の削減 (ℓ)	33,784	34,132
5 紙の購入量の削減 (枚) ※	7,119,479	7,114,080
6 可燃ごみの削減 (kg)	28,160	24,910

※ 本実績値は、本庁舎内で購入した紙の購入量をA4換算で集計した値であり、

出先機関(和泉シティプラザ、各学校園等)での購入量は除外して計算しています

※令和3年5月に新庁舎へ移転、令和5年1月に駐車場、物販棟がオープンしました

「電気使用量(kWh)」の増加及び「都市ガス使用量(m³)」の減少は、庁舎移転に伴い、エアコンがガスヒートポンプ方式から電気式(一部はガスヒートポンプ方式を導入)に変更されたためと考えられます。また、駐車場、物販棟が完成し、新庁舎がグランドオープンしたことも増加の要因と考えられます。

「可燃ごみ(kg)」については、令和3年度は新庁舎への移転により、ごみの排出量が増加したため、令和4年度は減少したものと考えられます。

3 環境監査の実施

「環境監査員」に任命された職員（全４４名）で、３名１組の班をつくり、各室・課（５３）をまわって環境監査を実施し、継続的改善を行いながら環境管理活動ができているかをチェックしています。（令和４年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、監査員が自身の所属室・課の監査を行いました。）

○実施期間：令和５年２月１日（水）～２月２８日（火）

○実施内容：監査用のチェックリストに基づき監査を行い、指摘事項等があれば指導及び是正処置書を提出し、改善を促す。

資 料 編 1

調査測定結果及び参考資料

1 大気汚染測定結果

(1) 窒素酸化物

化学発光法による常時測定

① 二酸化窒素

令和4年度における二酸化窒素濃度月別測定結果

測定局	年 月 項 目		令 和 4 年									令和5年		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
緑ヶ丘小学校	有 効 測 定 日 数	(日)	30	31	27	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	測 定 時 間	(時間)	713	736	712	735	736	713	736	711	736	734	665	734
	月 平 均 値	(ppm)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.003	0.004	0.005	0.007	0.007	0.007	0.009	0.008
	1 時 間 値 の 最 高 値	(ppm)	0.020	0.036	0.023	0.025	0.017	0.019	0.016	0.033	0.024	0.039	0.047	0.026
	日 平 均 値 の 最 高 値	(ppm)	0.008	0.012	0.008	0.010	0.006	0.010	0.008	0.011	0.011	0.017	0.024	0.015
	1 時間値が 0.2 ppm を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時間値が 0.1 ppm 以上 0.2 ppm 以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平 均 値 が 0.06 ppm を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

二酸化窒素濃度の測定結果（令和4年度）

測定局	令別表 第3の 区 分	用途 地域	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	1 時 間 値 が 0.2 ppm を超え た 時 間 数 と そ の 割 合		1 時 間 値 が 0.1 ppm 以上 0.2 ppm 以下 の 時 間 数 と そ の 割 合		日 平 均 値 が 0.06 ppm を 超えた日数と そ の 割 合		日 平 均 値 が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm 以下 の 日 数 と そ の 割 合		日平均値 の 年 間 98% 値	98%値評価 に よ る 日平均値が 0.06 ppm を 超えた日数
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
緑ヶ丘小学校	59	住	365	8661	0.006	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0

（注）「98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98%値の範囲にあって、かつ 0.06ppm を超えたものの日数である。

② 一酸化窒素

令和4年度における一酸化窒素濃度月別測定結果

測定局	年 月 項 目		令 和 4 年									令和5年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
緑ヶ丘小学校	有効測定日数	(日)	30	31	27	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	測定時間	(時間)	713	736	712	735	736	713	736	711	736	734	665	734
	月平均値	(ppm)	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値の最高値	(ppm)	0.004	0.006	0.010	0.006	0.005	0.004	0.004	0.009	0.015	0.032	0.021	0.010
	日平均値の最高値	(ppm)	0.001	0.001	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.005	0.004	0.002

一酸化窒素濃度及び窒素酸化物濃度の測定結果（令和4年度）

測定局	令別表 第3の 区分	用途 種別	一酸化窒素（NO）					窒素酸化物（NO+NO ₂ ）					
			有効 測定日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	有効 測定日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値の NO ₂ /（NO+NO ₂ ）
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
緑ヶ丘小学校	59	住	365	8661	0.001	0.032	0.002	365	8661	0.006	0.033	0.013	91.3

(2) 光化学オキシダント

令和4年度における光化学オキシダント濃度月別測定結果

測定局	年 月 項 目		令 和 4 年									令和5年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
緑ヶ丘小学校	昼間測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	昼間測定時間	(時間)	447	462	446	462	463	447	462	443	461	462	417	456
	昼間の1時間値の月平均値	(ppm)	0.047	0.053	0.038	0.037	0.035	0.034	0.035	0.031	0.031	0.032	0.033	0.040
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	15	25	13	14	12	12	8	6	0	0	0	6
		(時間)	112	187	57	70	48	43	31	18	0	0	0	27
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		(時間)	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.086	0.098	0.092	0.128	0.112	0.087	0.078	0.070	0.051	0.052	0.057	0.078
	昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.062	0.071	0.054	0.057	0.054	0.053	0.050	0.047	0.041	0.041	0.044	0.054

光化学オキシダント濃度の測定結果（令和４年度）

測 定 局	用途地域	昼 間 測定日数	昼 間 測定時間	昼 間 の １時間値の 年 平 均 値	昼間の１時間値が 0.06ppm を超えた 日 数 と 時 間 数		昼間の１時間値が 0.12ppm 以上の 日 数 と 時 間 数		昼 間 の １時間値の 最 高 値	昼間の日最高 １ 時 間 値 の 年 平 均 値
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
緑ヶ丘小学校	住	365	5428	0.037	111	593	1	3	0.128	0.052

(3) 浮遊粒子状物質

令和４年度における浮遊粒子状物質濃度月別測定結果

測定局	年 月 項 目		令和 4 年										令和 5 年		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
緑ヶ丘小学校	有 効 測 定 日 数	(日)	30	31	27	31	31	30	31	30	31	31	28	31	
	測 定 時 間	(時間)	716	740	664	738	741	714	741	716	741	737	668	741	
	月 平 均 値	(mg / m ³)	0.015	0.015	0.014	0.015	0.016	0.011	0.010	0.013	0.009	0.011	0.012	0.015	
	1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が 0.10 mg/ m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1 時 間 値 の 最 高 値	(mg / m ³)	0.071	0.040	0.048	0.092	0.069	0.032	0.027	0.046	0.037	0.057	0.032	0.052	
	日 平 均 値 の 最 高 値	(mg / m ³)	0.024	0.024	0.022	0.027	0.026	0.018	0.017	0.024	0.016	0.035	0.021	0.031	

浮遊粒子状物質濃度の測定結果（令和４年度）

測 定 局	用途地域	有 効 測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20 mg / m ³ を超えた 時間数とその割合		日 平 均 値 が 0.10 mg / m ³ を超えた 日 数 と その 割 合		1 時間値 の最高値	日平均値 の 2 % 除 外 値	日 平 均 値 が 0.10 mg/m ³ を 超えた日が 2 日以上連続し たことの有無	環 境 基 準 の 長期的評価に よる日平均値 が 0.10 mg/m ³ を超えた日数
		(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有(○) 無(×)	(日)
緑ヶ丘小学校	住	362	8657	0.013	0	0.0	0	0.0	0.092	0.025	○	0

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

令和4年度における微小粒子状物質濃度月別測定結果

測定局	年 月 項 目		令和4年										令和5年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
緑ヶ丘小学校	有効測定日数	(日)	30	31	27	31	31	30	30	30	31	31	28	31	
	測定時間	(時間)	717	741	666	741	741	717	737	717	741	740	669	741	
	月平均値	($\mu\text{ g/m}^3$)	9.2	10.0	8.6	8.5	9.2	6.4	5.8	7.8	5.6	7.5	7.9	9.6	
	日平均値の最高値	($\mu\text{ g/m}^3$)	17.5	16.6	14.8	18.6	15.0	12.8	12.0	18.0	10.8	29.0	17.3	17.2	
	日平均値が $35\mu\text{ g/m}^3$ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

微小粒子状物質濃度の測定結果（令和4年度）

測定局	用途地域	有効 測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		98%値評価による 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準 達成状況	
		(日)	(時間)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	(mg/m^3)	長期基準	短期基準
緑ヶ丘小学校	住	361	8668	8.0	17.2	0	0.0	0	○	○

2 大気関係の法律・条例に基づく届出等の状況

(1)ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出の状況

(令和4年度)

届出の区分	使 用	設 置	廃止	合 計
届出件数	0	0	1	1

(2)ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

(令和5年3月31日現在)

特定施設	大気基準 適用施設	水質基準対象施設		施設数合計	工場等数
	廃棄物 焼却炉	湿式集じん 施 設	灰の貯留 施 設		
工場・事業数	5	3	3	11	3

3 簡易法による二酸化窒素の調査

(1) 二酸化窒素濃度の測定結果（令和4年度）

〔単位：ppm〕

No.	測定地点名	NO ₂ 濃度				
		春期（R4）	夏期（R3）	秋期（R4）	冬期（R3）	平均
1	池上小学校	0.0098	0.0060	0.0104	0.0094	0.0089
2	幸小学校		0.0059		0.0096	0.0076
3	和泉市役所		0.0056		0.0086	0.0076
4	芦部保育園		0.0045		0.0076	0.0061
5	北松尾保育園	0.0054	0.0045	0.0113	0.0086	0.0075
6	室堂局		0.0041		0.0072	0.0057
7	石尾中学校		0.0034		0.0069	0.0052
8	光明台北小学校		0.0025		0.0055	0.0040
9	緑ヶ丘小学校		0.0022		0.0127	0.0075
10	南部リージョンセンター		0.0031		0.0072	0.0052
11	くすのき公園		0.0023		0.0061	0.0042
13	南横山小学校		0.0010		0.0033	0.0022
12	南松尾小学校		0.0013		0.0049	0.0031
14	上代町		0.0072		0.0123	0.0098
15	国府小学校		0.0055		0.0098	0.0077
16	つくしの公園		0.0043		0.0076	0.0060
17	青少年センター	0.0080		0.0094		0.0087
18	JA いずみの北池田支店	0.0093		0.0111		0.0102
19	消防署南分署前	0.0057		0.0078		0.0068
20	青葉はつが野小学校	0.0099		0.0079		0.0089
21	サン燦プール駐車場	0.0179		0.0162		0.0171
22	大阪広域水道企業団 南部水道事業所	0.0091		0.0079		0.0085

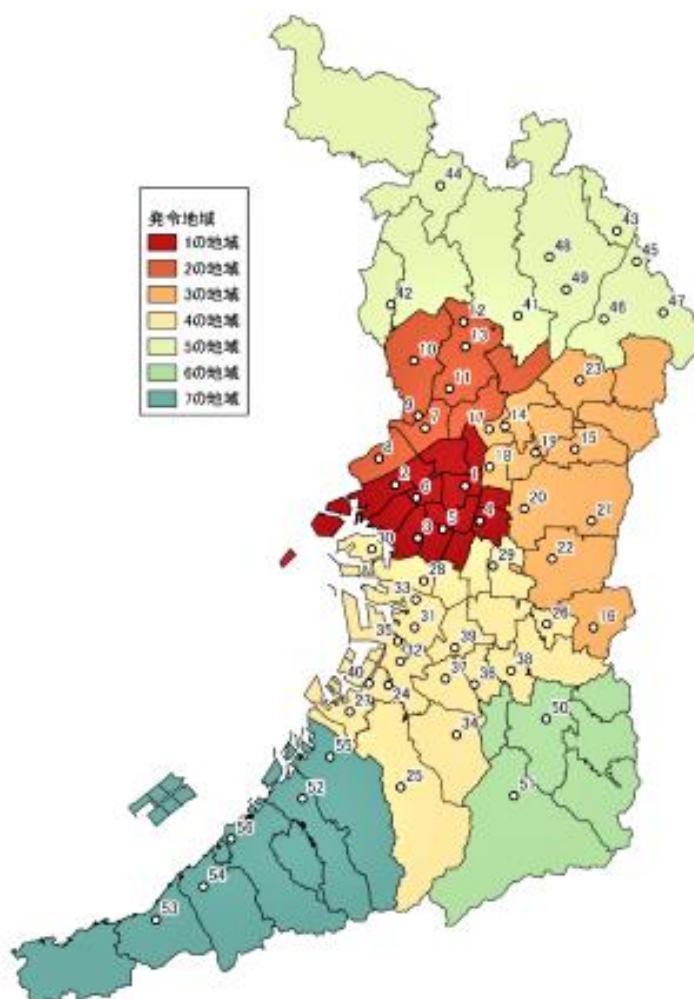
※R4年度は調査地点を16地点から8地点へ変更

4 光化学スモッグ

(1) オキシダント緊急時等の発令基準等

発令 区分		発 令 基 準	解 除 基 準
予 報		当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.08ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
オ キ シ ダ ン ト 緊 急 時	注 意 報	当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.12ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。 なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
	警 報	当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.24ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
	重 大 緊 急 警 報	当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.40ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。

(2) オキシダント濃度測定点及び発令に係る地域の区分



光化学発令判断局設置状況（2022年4月1日）

図 2-1-1 光化学オキシダント濃度測定点及び発令に関する地域の区分

地域区分	測定点名称	地域区分	測定点名称	地域区分	測定点名称
1 大阪市中心部 の地域	1 国設大阪	3 東大阪地域	20 東大阪市西保健センター	4 堺市 及び その周辺地域	38 美原
	2 此花区役所		21 東大阪市六万寺		39 金岡南
	3 平尾小学校		22 八尾市保健所		40 高石消防署高師派出張所
	4 桃谷中学校		23 寝屋川市役所		41 茨木市役所
	5 今宮中学校		24 高石中学校		42 池田市立南郷会館
	6 九条南小学校		25 緑ヶ丘小学校		43 島本町役場
2 大阪市北部 及び その周辺地域	7 野中小学校	4 堺市 及び その周辺地域	26 藤井寺市役所	5 北大阪地域	44 豊能町役場
	8 出来島小学校		27 泉大津市役所		45 鶴舞
	9 豊中市千成		28 清江小学校		46 牧方市役所
	10 豊中市役所		29 摂陽中学校		47 王仁公園
	11 吹田市垂水		30 南港中央公園		48 高槻北
	12 吹田市北消防署		31 少林寺		49 庄西
3 東大阪地域	13 吹田市高野台		32 浜寺	6 南河内地域	50 富田林市役所
	14 西郡コミュニティセンター		33 三宝		51 三日市公民館
	15 大東市役所		34 雲松台	7 泉南地域	52 貝塚市消防署
	16 府立修徳学院		35 石津		53 南海団地
	17 大宮中学校		36 登美丘		54 泉南市役所
	18 聖賢小学校		37 深井		55 岸和田中央公園
	19 茨田北小学校				56 佐野中学校

(3) 光化学スモッグ予報等発令状況

地域		平成 20	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4
大阪府	予 報 (回)	8	7	13	5	12	9	2	9	5	5	3	1
	注 意 報 (回)	7	4	7	3	11	7	1	5	5	4	1	1
	被害の訴え (回)	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4 の 地 域	予 報 (回)	7	5	5	1	9	6	1	7	5	1	2	1
	注 意 報 (回)	5	2	4	1	7	1	1	4	4	1	1	1
	被害の訴え (回) (和泉市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 4の地域とは、「堺市及びその周辺地域」のことで、和泉市、大阪市住之江区・住吉区・東住吉区・平野区、堺市、泉大津市、松原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、忠岡町が含まれます。

5 水質汚濁

(1) 河川水質

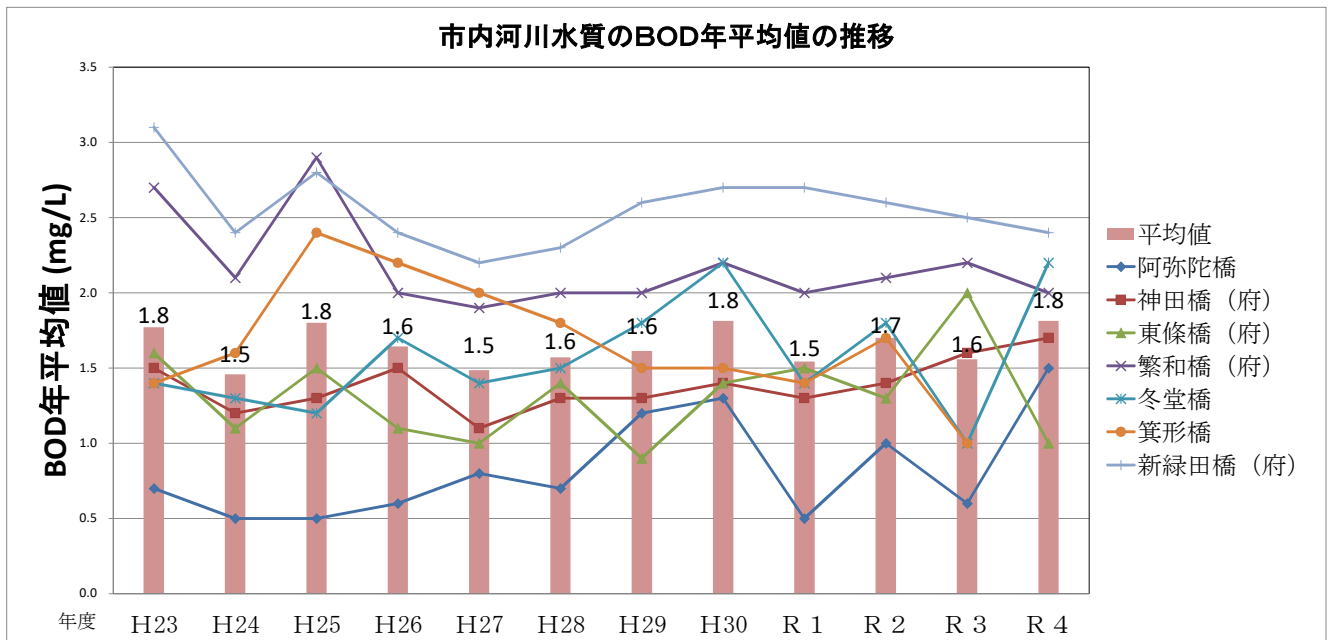
令和4年度 水質測定結果表(河川)

河 川 名		松尾川				松尾川				父鬼川				槇尾川				槇尾川				
地 点 名		冬堂橋				箕形橋				阿弥陀橋				城前橋				桑原大橋				
調 査 機 関 名		和泉市				和泉市				和泉市				和泉市				和泉市				
測 定 値		最小値	最大値	平均値	測定	最小値	最大値	平均値	測定	最小値	最大値	平均値	測定	最小値	最大値	平均値	測定	最小値	最大値	平均値	測定	
生活環境項目	流 量	(m³/S)	0.02	0.06	0.04	4	0.00	0.11	0.05	4	0.08	0.15	0.12	4	0.08	0.24	0.18	4	0.03	0.14	0.07	4
	p H	(-)	8.0	9.1	8.6	4	7.9	8.4	8.1	4	7.7	7.9	7.8	4	7.9	8.9	8.2	4	8.1	9.8	9.0	4
	D O	(mg/L)	9.8	14	12	4	7.0	14	11	4	8.7	13	10	4	10	15	12	4	16	20	19	4
	B O D	(mg/L)	1.5	2.8	2.2	4	1.2	2.6	1.9	4	0.8	1.9	1.5	4	1.5	2.9	2.0	4	1.5	3.9	2.3	4
	C O D	(mg/L)	5.0	5.2	5.1	4	4.7	5.5	5.1	4	1.2	1.9	1.5	4	3.2	4.9	4.2	4	4.3	5.9	5.0	4
	S S	(mg/L)	2	3	3	4	<1	4	2	4	<1	<1	<1	4	<1	5	4	4	2	5	4	4
	大腸菌数	(CFU/100mL)	1.6×10¹	7.8×10²	3.4×10²	4	2×10⁰	5.1×10²	2.2×10²	4	5.8×10¹	3.9×10²	2.0×10²	4	6.5×10¹	4.2×10²	3.0×10²	4	1×10⁰	1.6×10²	4.1×10¹	4
	全窒素	(mg/L)	0.84	1.8	1.3	4	0.35	1.6	0.89	4	0.72	0.85	0.80	4	1.1	1.5	1.3	4	0.70	2.0	1.3	4
	全りん	(mg/L)	0.062	0.11	0.089	4	0.023	0.066	0.049	4	0.01	0.027	0.020	4	0.039	0.11	0.073	4	0.070	0.11	0.086	4
	全亜鉛(水生生物)	(mg/L)	0.027	0.027	0.027	1	0.018	0.018	0.018	1	0.018	0.018	0.02	1	0.014	0.014	0.014	1	0.013	0.013	0.013	1
	ノニルフェノール(水生生物)	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	LAS(水生生物)	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
	全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
	六価クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	1,2-ジ'クロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1
	1,1-ジ'クロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	シス-1,2-ジ'クロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,3-ジ'クロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	
特殊項目	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
	セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	ふっ素	(mg/L)	0.11	0.11	0.11	1	0.09	0.09	0.09	1	<0.08	<0.08	<0.08	1	0.10	0.10	0.10	1	0.10	0.10	0.10	1
	ほう素	(mg/L)	0.08	0.08	0.08	1	0.05	0.05	0.05	1	0.05	0.05	0.05	1	0.24	0.24	0.24	1	0.19	0.19	0.19	1
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	4	<0.005	<0.005	<0.005	4	<0.005	<0.005	<0.005	4	<0.005	<0.005	<0.005	4	<0.005	<0.005	<0.005	4
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1
	フェノール類	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
	銅	(mg/L)	0.006	0.006	0.006	1	0.011	0.011	0.011	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	0.008	0.008	0.008	1
	鉄(溶解性)	(mg/L)	0.27	0.27	0.27	1	0.12	0.12	0.12	1	<0.08	<0.08	<0.08	1	<0.08	<0.08	<0.08	1	<0.08	<0.08	<0.08	1
	マンガン(溶解性)	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
全クロム	(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	
陰イオン界面活性剤	(mg/L)	0.01	0.05	0.02	4	0.01	0.05	0.02	4	<0.01	<0.01	<0.01	4	0.01	0.02	0.01	4	0.01	0.02	0.02	4	
アンモニア性窒素	(mg/L)	0.05	0.05	0.05	1	0.13	0.13	0.13	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	0.04	0.04	0.04	1	0.05	0.05	0.05	1	
硝酸性窒素	(mg/L)	1.1	1.1	1.1	1	0.77	0.77	0.77	1	0.81	0.81	0.81	1	1.1	1.1	1.1	1	1.0	1.0	1.0	1	
亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.04	0.04	0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	
りん酸性りん	(mg/L)	0.062	0.062	0.062	1	0.032	0.032	0.032	1	0.022	0.022	0.022	1	0.044	0.044	0.044	1	0.036	0.036	0.036	1	
その他項目	全鉄	(mg/L)	0.49	0.49	0.49	1	0.39	0.39	0.39	1	<0.08	<0.08	<0.08	1	0.14	0.14	0.14	1	0.15	0.15	0.15	1
	全マンガン	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	1	0.04	0.04</														

市内河川水質のBOD年平均値の推移

(単位: mg/L)

河川名	年度 調査地点	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	平均値
父鬼川	阿弥陀橋	0.7	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	1.2	1.3	0.5	1.0	0.6	1.5	0.8
	神田橋(府)	1.5	1.2	1.3	1.5	1.1	1.3	1.3	1.4	1.3	1.4	1.6	1.7	1.4
東横尾川	東條橋(府)	1.6	1.1	1.5	1.1	1.0	1.4	0.9	1.4	1.5	1.3	2.0	1.0	1.3
横尾川	繁和橋(府)	2.7	2.1	2.9	2.0	1.9	2.0	2.0	2.2	2.0	2.1	2.2	2.0	2.2
松尾川	冬堂橋	1.4	1.3	1.2	1.7	1.4	1.5	1.8	2.2	1.4	1.8	1.0	2.2	1.6
	箕形橋	1.4	1.6	2.4	2.2	2.0	1.8	1.5	1.5	1.4	1.7	1.0	1.9	1.7
	新緑田橋(府)	3.1	2.4	2.8	2.4	2.2	2.3	2.6	2.7	2.7	2.6	2.5	2.4	2.6
平均値		1.8	1.5	1.8	1.6	1.5	1.6	1.6	1.8	1.5	1.7	1.6	1.8	1.6



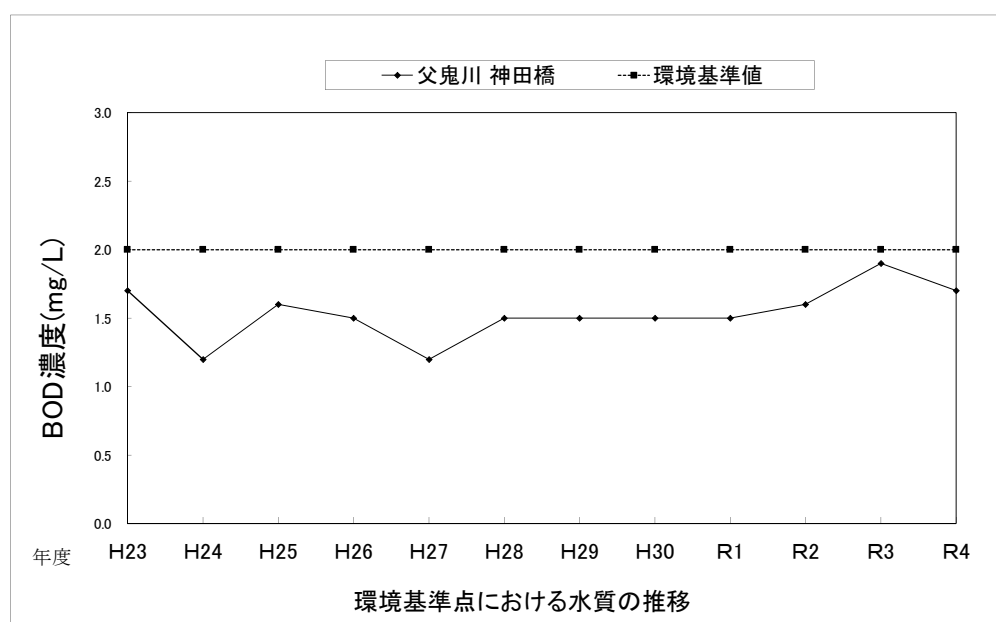
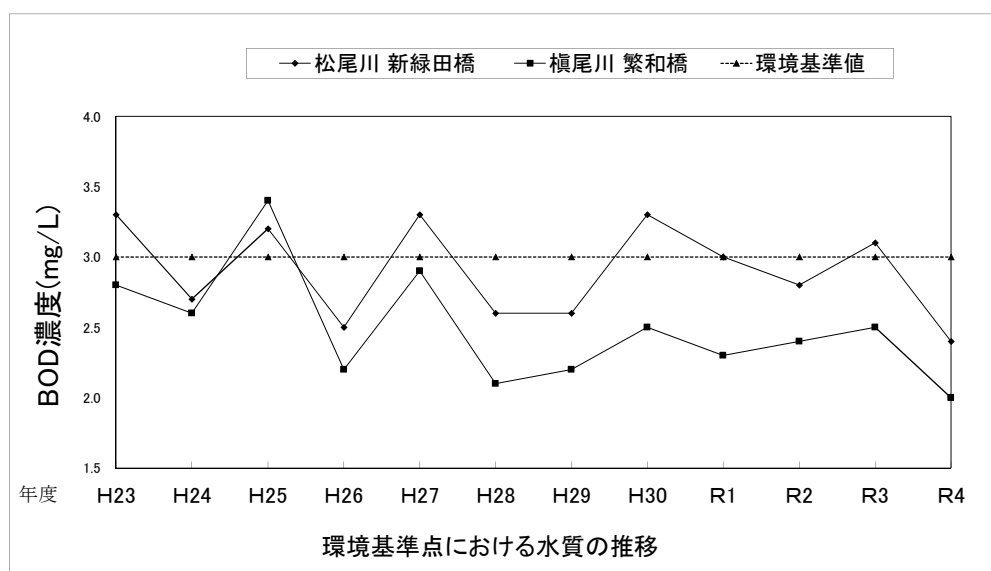
環境基準点におけるBOD75%値の推移

(単位: mg/L)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
松尾川 新緑田橋	3.3	2.7	3.2	2.5	3.3	2.6	2.6	3.3	3.0	2.8	3.1	2.4
横尾川 繁和橋	2.8	2.6	3.4	2.2	2.9	2.1	2.2	2.5	2.3	2.4	2.5	2.0
環境基準値	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

(単位: mg/L)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
父鬼川 神田橋	1.7	1.2	1.6	1.5	1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.9	1.7
環境基準値	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0



(2) 河川水質の推移

項目	調査 機関	年度 測定地点	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
水素イオン濃度 (pH)	和泉市	冬 堂 橋	7.8～8.0	7.8～8.0	8.0～8.1	7.1～8.1	7.9～8.0	7.6～7.7	7.8～8.4	7.8～9.2	8.2～9.0	9.0～9.7	8.1～9.2	8.0～9.1
		箕 形 橋	7.9～8.4	8.1～8.8	8.1～9.4	7.7～8.6	8.0～8.6	7.8～8.2	7.9～9.0	8.2～9.0	7.9～8.6	8.2～8.9	7.6～8.5	7.9～8.4
		阿 弥 陀 橋	7.5～7.8	7.8～8.0	7.7～8.0	7.8～8.3	7.4～7.8	7.5～8.1	7.9～8.3	7.8～8.2	7.6～7.9	7.7～7.9	8.0～8.4	7.7～7.9
	大阪府	新 緑 田 橋	6.7～9.1	6.6～9.1	6.9～9.7	7.2～9.3	7.1～9.2	6.6～9.2	7.0～9.1	6.7～9.2	7.1～9.2	7.3～9.3	7.7～9.3	7.6～9.4
		繁 和 橋	6.6～9.4	6.6～9.2	6.7～9.1	6.7～9.2	6.3～10.1	6.7～9.3	6.8～9.3	6.5～9.6	7.1～9.4	7.3～9.5	7.3～9.9	7.6～9.5
		神 田 橋	6.6～9.2	6.7～8.7	7.0～9.0	6.5～9.4	6.9～9.2	6.7～9.3	7.2～9.3	6.7～9.2	7.3～10.3	7.2～9.6	6.9～8.8	7.5～9.5
		東 條 橋	6.7～8.4	7.1～8.2	7.3～8.6	7.1～8.6	6.8～8.6	6.9～8.5	7.2～8.4	6.7～8.4	7.4～9.3	7.2～9.0	7.3～8.8	7.5～8.5
	(BOD) mg/L	冬 堂 橋	1.4	1.3	1.2	1.7	1.4	1.5	1.8	2.2	1.4	1.8	1.0	2.2
		箕 形 橋	1.4	1.6	2.4	2.2	2	1.8	1.5	1.5	1.4	1.7	1.0	1.9
		阿 弥 陀 橋	0.8	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	1.2	0.7	<0.5	1.0	0.6	1.5
浮遊物質 (SS) mg/L	和泉市	冬 堂 橋	5	6	4	2	2	3	5	4	8	2	6	3
		箕 形 橋	6	3	7	3	5	3	2	2	5	2	3	2
		阿 弥 陀 橋	<1	<1	1	1	1	1	<1	3	<1	<1	1	<1
	大阪府	新 緑 田 橋	6	5	4	4	4	6	7	6	6	3	3	4
		繁 和 橋	7	3	7	8	6	4	6	4	4	3	3	2
		神 田 橋	2	1	2	3	6	2	4	1	1	2	1	2
		東 條 橋	4	2	2	1	2	4	2	3	2	2	1	1
	(DO) mg/L	冬 堂 橋	9.9	9.5	9.9	9.6	9.0	8.9	9.7	13.0	11.2	12.8	6	12
		箕 形 橋	11.0	11.0	15.0	10.0	11.0	10.1	11.1	14.0	10.8	11.5	3	11
		阿 弥 陀 橋	11.0	10.0	11.0	10.0	10.0	10.0	10.3	11.0	10.3	10.1	10	10
大腸菌群数 (Coli-G) MPN/ 100 ml	和泉市	冬 堂 橋	1.5×10 ⁴	1.7×10 ⁴	8.6×10 ³	1.2×10 ⁴	4.6×10 ⁴	7.8×10 ³	7.8×10 ³	6.5×10 ³	7.0×10 ³	1.4×10 ³	9.6×10 ³	3.4×10 ² (※)
		箕 形 橋	1.1×10 ⁴	1.8×10 ⁴	2.7×10 ³	8.4×10 ³	1.3×10 ⁴	2.7×10 ³	2.7×10 ³	2.4×10 ³	1.1×10 ⁴	2.5×10 ⁴	3.8×10 ³	2.2×10 ² (※)
		阿 弥 陀 橋	1.9×10 ³	3.9×10 ³	3.2×10 ³	1.5×10 ³	5.6×10 ³	1.6×10 ³	1.6×10 ³	1.5×10 ⁴	1.4×10 ³	4.2×10 ³	2.0×10 ³	2.0×10 ² (※)
	大阪府	新 緑 田 橋	8.3×10 ³	1.2×10 ⁴	1.7×10 ⁴	1.1×10 ⁴	5.0×10 ⁵	7.1×10 ⁴	2.7×10 ⁴	2.3×10 ⁴	3.7×10 ⁴	3.1×10 ⁴	1.6×10 ⁴	5.1×10 ¹
		繁 和 橋	1.7×10 ⁴	8.2×10 ³	3.5×10 ⁴	1.1×10 ⁴	2.5×10 ⁴	5.9×10 ⁴	1.4×10 ⁴	9.0×10 ³	1.2×10 ⁴	2.0×10 ⁴	8.5×10 ³	6.6×10 ¹
		神 田 橋	5.2×10 ³	5.0×10 ³	5.2×10 ³	1.5×10 ⁴	1.3×10 ⁴	1.6×10 ⁴	1.4×10 ⁴	1.0×10 ⁴	5.9×10 ³	1.1×10 ⁴	1.0×10 ⁴	4.8×10 ¹
		東 條 橋												
	(Coli-G) MPN/ 100 ml	冬 堂 橋												
		箕 形 橋												
		阿 弥 陀 橋												

(※) 令和4年度より大腸菌群数 (MPN/100 ml) →大腸菌数 (CFU/100 ml) に変更

(3) 市街地水路等の水質

令和4年度 市街地水路等の水質調査結果

採水日：令和4年9月5日

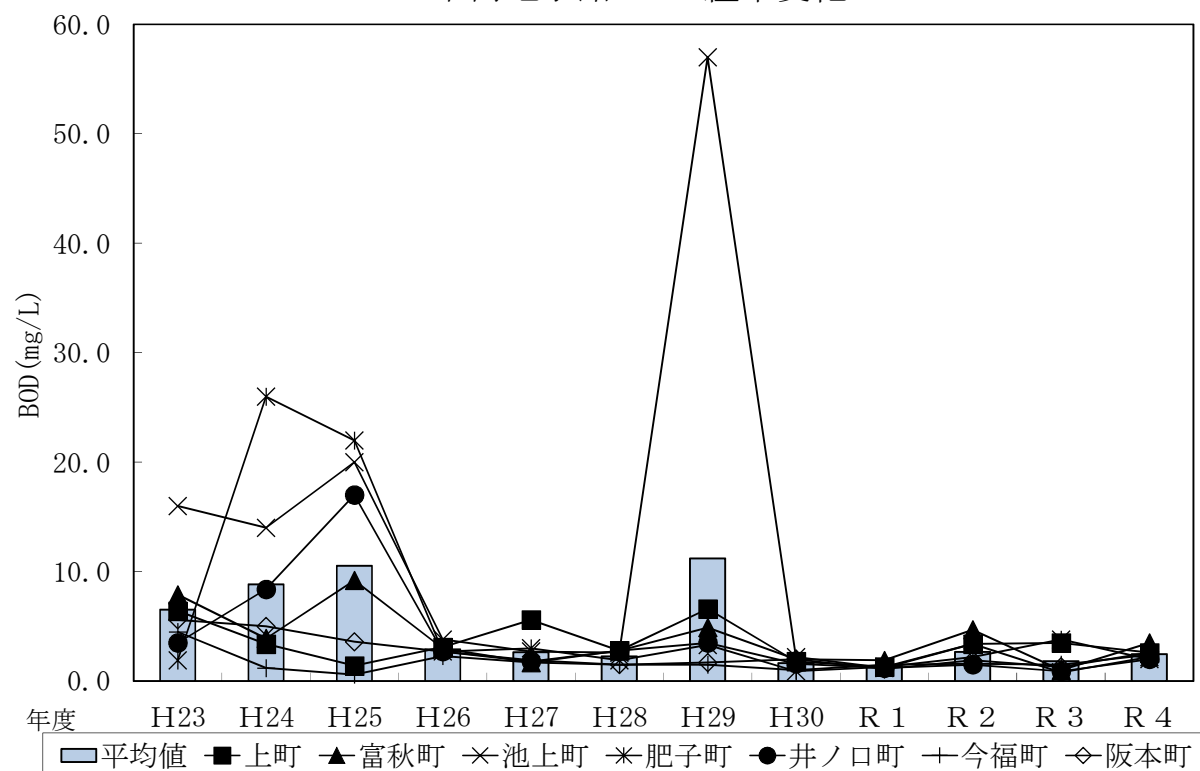
番 号			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	平均値	最小値	最高値
調 査 地 点			上町	富秋町	池上町	肥子町	井ノ口町	今福町	阪本町	池田下町	黒石町	春木川橋			
水 質	pH		8.3	8.9	8.8	8.0	8.0	8.4	8.5	8.0	8.0	8.0	8.3	8.0	8.9
	D O	(mg/L)	9.2	15.0	10.0	8.4	10.0	8.2	10.0	8.2	7.0	8.3	9.4	7.0	15.0
	B O D	(mg/L)	2.6	3.5	2.2	2.0	2.0	2.4	2.6	1.9	2.9	1.5	2.4	1.5	3.5
	C O D	(mg/L)	6.0	7.3	4.7	5.5	5.1	5.6	6.0	5.8	4.8	3.6	5.4	3.6	7.3
	S S	(mg/L)	3	3	1	4	7	6	3	13	<1	3	4.0	<1	13.0
	大腸菌数	(CFU/100 mL)	2.0×10^2	8.6×10^1	1.8×10^3	1.3×10^3	2.2×10^2	3.4×10^2	6.4×10^1	2.8×10^2	6.0×10^2	4.6×10^2	5.4×10^2	6.4×10^1	1.8×10^3
	全窒素	(mg/L)	1.60	3.00	1.90	2.30	2.00	1.60	2.20	1.00	0.87	0.94	1.70	0.87	3.00
	全りん	(mg/L)	0.10	0.30	0.20	0.20	0.12	0.11	0.37	0.04	0.06	0.02	0.15	0.02	0.37
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	0.04	0.09	0.03	<0.01	<0.01	0.01	0.03	<0.01	0.01	<0.01	0.03	<0.01	0.09
電 気 伝 導 度			(mS/m)	31	34	25	31	30	34	29	21	22	19	28	34

市街地水路等のBOD経年変化

年度	測 定 地 点							平均値
	上町	富秋町	池上町	肥子町	井ノ口町	今福町	阪本町	
H23	6.4	7.9	16	1.9	3.5	4.5	5.6	6.5
H24	3.4	3.9	14	26	8.4	1.2	5	8.8
H25	1.4	9.2	20	22	17	0.6	3.6	10.5
H26	3.1	3.0	3.8	2.7	2.7	2.3	2.7	2.9
H27	5.6	1.7	2.7	3.0	1.8	1.7	1.9	2.6
H28	2.8	2.8	2.6	1.9	2.8	1.5	1.5	2.3
H29	6.6	4.9	57	3.3	3.5	1.5	1.7	11.2
H30	1.8	2	2.2	0.9	1.6	1	2	1.6
R 1	1.3	1.9	1.2	1.3	1.2	1.5	1.1	1.4
R 2	3.4	4.7	3.4	2.2	1.5	1.6	1.9	2.7
R 3	3.5	1	0.8	3.8	0.9	1.5	1.3	1.8
R 4	2.6	3.5	2.2	2	2	2.4	2.6	2.5
平均値	3.5	3.9	10.5	5.9	3.9	1.8	2.6	4.6

(単位 : mg/L)

市街地水路のBOD経年変化



令和4年度 支川等の水質調査結果

分析項目	単位	西ノ川	除谷池	東松尾川	長谷川	今池	小川	東横尾川	環境基準※
		2月14日	2月14日	2月14日	2月14日	2月14日	2月14日	2月14日	
pH	(-)	8.1	8.1	8.2	8.2	8.1	8.3	8.2	—
DO	(mg/L)	12	12	12	13	8.9	13	13	—
BOD	(mg/L)	1.2	1.5	0.8	2.1	7.9	0.7	0.7	—
COD	(mg/L)	5.7	6.6	6.1	5.7	36	2.2	1.9	—
カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02mg/L以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
チオベンゼンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	0.17	0.16	0.20	0.14	0.34	0.17	0.35	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	0.20	0.17	0.13	0.07	0.40	0.03	0.02	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
フェノール類	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.008	0.008	<0.005	—
亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.04	<0.04	<0.04	0.05	<0.04	<0.04	<0.04	10mg/L以下
硝酸性窒素	(mg/L)	0.53	0.20	1.3	1.2	<0.04	1.0	0.52	
電気伝導度	(mS/m)	150	95	46	30	83	30	23	—

※人の健康の保護に関する環境基準

6 河川生物調査

河川生物調査実施場所および結果まとめ（大津川水域水質保全対策協議会より）
（平成4年度～令和4年度）

※令和2・3年度は新型コロナ感染拡大防止のため中止しました。

調査地点		年度		大津川水系河川生物調査結果（経年変化）																														
		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
横尾川流域	①桑原大橋																																	
	②川中橋																																	
	③神田橋																																	
	④旧ダム予定地																																	
	⑤鍋谷橋																																	
松尾川流域	⑥新緑田橋																																	
	⑦源田谷橋																																	
	⑧久保惣美術館裏																																	
	⑨牛神橋																																	
牛滝川流域	⑩上川原橋																																	
	⑪松瀬橋																																	
	⑫林道東手谷線(牛滝山)																																	
大津川流域	⑬南海線大津川橋梁																																	

新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず

平成12年3月以降は、この判定方法は使用されていない。
…ⅠとⅡの間 …ⅢとⅣの間

※ 凡例（見つけた水生生物による評価）
…Ⅰ きれいな水 …Ⅱ 少しよごれてい …Ⅲ きたない …Ⅳ 大変きたない

平成12年3月以降は、この判定方法は使用されていない。

… I と II の間

… III と IV の間

… IV 大変きたない

… III きたない

… II 少しよごれてい

… I きれいな水

※ 凡例（見つけた水生生物による評価）

… I きれいな水

… II 少しよごれてい

… III きたない

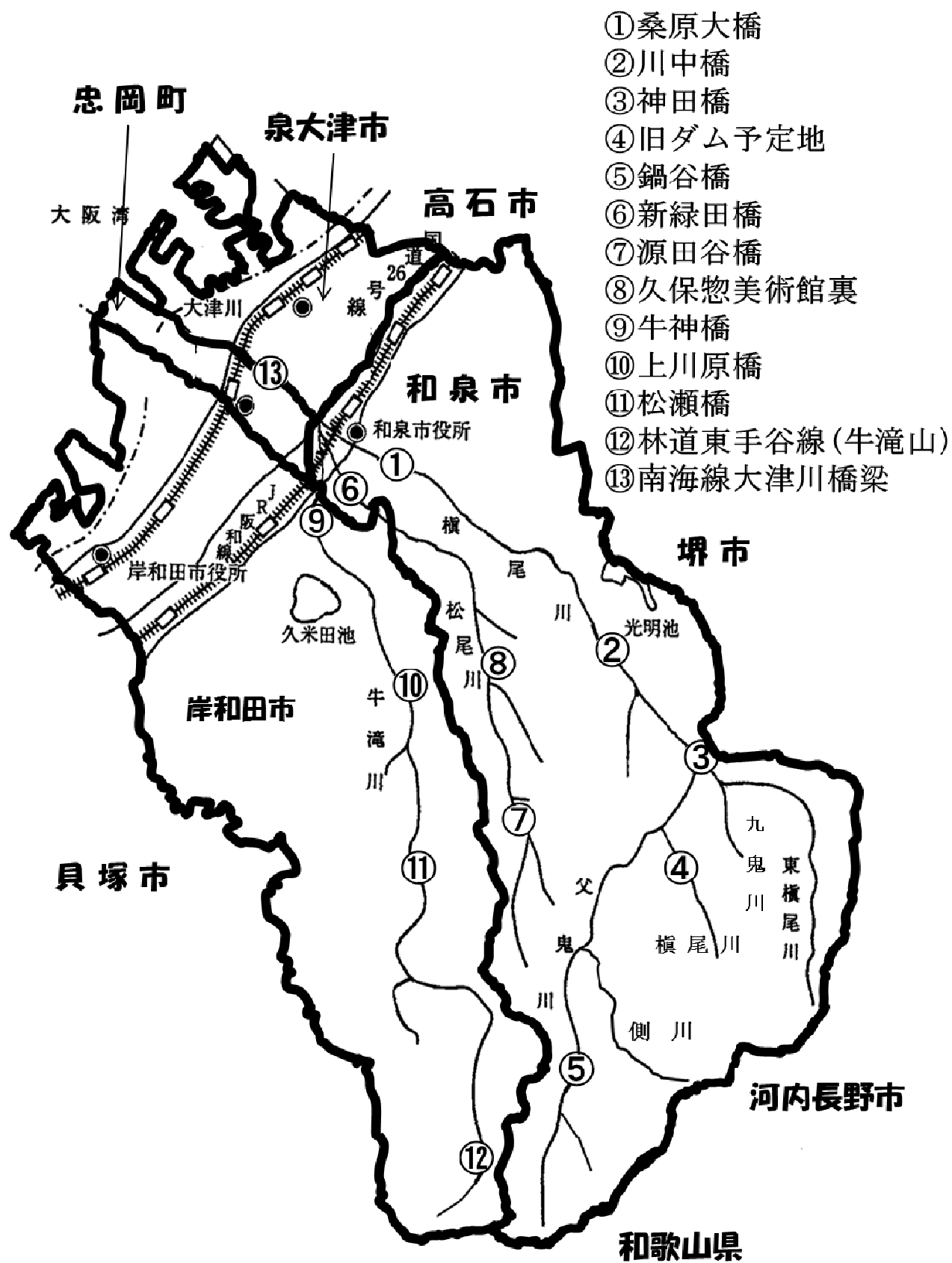
… IV 大変きたない

… III と IV の間

… I と II の間

… III と IV の間

平成12年3月以降は、この判定方法は使用されていない。



河川生物調査 地点一覧図

7 水質関係の法律・条例に基づく届出状況

(1) 水質汚濁防止法（水濁法）、瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（府条例）に基づく届出の状況（令和4年度）

区 分		瀬戸内法	水 濁 法	府 条 例	合 計
届出の区分	設 置・使 用	0	5	0	5
	構造変更	0	1	0	1
	氏名変更	0	4	0	4
	使用廃止	0	1	0	1
	承 継	0	2	0	2
	汚染状態・量(総量)	0	0	0	0
合 計		0	13	0	13

(2) 水濁法・瀬戸内法・府条例に基づく届出事業場数（令和4年度末現在）

平均排水量(m ³ /日)	事業場数
30 未満	156
30 以上～50 未満	4
50 以上～100 未満	2
100 以上～200 未満	2
200 以上～1,000 未満	0
1,000 以上	1
合 計	165

流 域	事業場数
王 子 川	69
槇 尾 川	38
松 尾 川	38
和 田 川	6
新 川	6
下水道・その他	8
合 計	165

8 道路騒音調査

道路騒音調査(背後地)結果一覧表(令和4年度)

番号	測定年月日	測定場所	用途地域 コード	路線名	時間区分	等価騒音 レベル (dB)	適否	環境基準
①	2023/2/8 ~2023/2/9	池上町四丁目	7	国道26号	昼	57	○	70
					夜	52	○	65
②	2023/2/8 ~2023/2/9	善正町	0	国道170号	昼	47	○	70
					夜	40	○	65
③	2023/2/8 ~2023/2/9	伯太町	10	大阪和泉泉南線	昼	48	○	70
					夜	39	○	65
④	2023/2/8 ~2023/2/9	上町	6	泉大津美原線(新)	昼	52	○	70
					夜	45	○	65
⑤	2023/2/8 ~2023/2/9	内田町	10	三林岡山線	昼	49	○	70
					夜	42	○	65

(注) 1. 昼間:午前6時~午後10時、夜間:午後10時~午前6時

(注) 2. 1(第一種低層住居専用地域)・2(第二種低層住居専用地域)
 3(第一種中高層住居専用地域)・4(第二種中高層住居専用地域)
 5(第一種住居地域)・6(第二種住居地域)・7(準住居地域)
 8(近隣商業地域)・9(商業地域)・10(準工業地域)
 11(工業地域)・12(工業専用地域)・0(用途地域指定のない地域)

道路騒音調査(道路端)結果一覧表(令和4年度)

番号	測定年月日	測定場所	路線名	用途地域 コード	車線 数	時間 区分	等価騒音 レベル (dB)	適 否	環境 基準	適 否	要請 限度	平均車速 (km/h)	交通量 (台/10分)
①	2023/2/8 ～2023/2/9	池田下町	阪和自動車道	0	4	昼	60	○	70	○	75	80	363
						夜	52	○	65	○	70	80	120
②	2023/2/8 ～2023/2/9	池上町四丁目	国道26号	7	6	昼	73	×	70	○	75	52	333
						夜	69	×	65	○	70	58	74
③	2023/2/8 ～2023/2/9	善正町	国道170号	0	2	昼	64	○	70	○	75	43	9
						夜	55	○	65	○	70	47	1
④	2023/2/8 ～2023/2/9	池田下町	国道480号	10	2	昼	69	○	70	○	75	32	69
						夜	64	○	65	○	70	42	11
⑤	2023/2/8 ～2023/2/9	伯太町	大阪和泉泉南線	10	2	昼	64	○	70	○	75	37	48
						夜	59	○	65	○	70	39	15
⑥	2023/2/8 ～2023/2/9	上町	泉大津美原線(新)	6	4	昼	70	○	70	○	75	39	150
						夜	65	○	65	○	70	38	16
⑦	2023/2/8 ～2023/2/9	内田町	三林岡山線	10	2	昼	67	○	70	○	75	33	49
						夜	60	○	65	○	70	36	5

(注) 1. 昼間: 午前6時～午後10時、夜間: 午後10時～午前6時
(注) 2. 1(第一種低層住居専用地域)・2(第二種低層住居専用地域)
3(第一種中高層住居専用地域)・4(第二種中高層住居専用地域)
5(第一種住居地域)・6(第二種住居地域)・7(準住居地域)
8(近隣商業地域)・9(商業地域)・10(準工業地域)
11(工業地域)・12(工業専用地域)・0(用途地域指定のない地域)

9 騒音・振動関係の法律・条例に基づく届出状況

(1) 騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（府条例）に基づく届出の状況（令和4年度）

区 分		騒音規制法	振動規制法	府 条 例	合 計
届出の区分	設 置	4	2	2	8
	使用	0	0	0	0
	数等変更	0	5	1	6
	騒音・振動防止方法変更	0	0	0	0
	使用方法変更	0	0	0	0
	氏名等変更	3	2	5	10
	使用全廃	0	0	0	0
	承継届出	0	0	0	0
合 計		7	9	8	24

(2) 騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（府条例）に基づく工場・事業場総数（令和4年度末現在）

区分	工場・事業場総数
騒音規制法	1102
振動規制法	633
府条例	649
計	2384

(3) 特定建設作業実施届出件数

- ① 騒音規制法及び大阪府生活環境保全条例（騒音）に基づく特定建設作業届出件数
(令和4年度)

特定建設作業の種類		件数
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	0
2	びょう打機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業（注1）	0
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	0
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	0
6	バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（注2）	0
7	トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（注2）	0
8	ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（注2）	1
9	6, 7, 8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20kWを越えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業	213
10	コンクリートカッターを使用する作業	14
11	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0
計		228

② 振動規制法及び大阪府生活環境保全条例（振動）に基づく特定建設作業届出件数
(令和4年度)

特 定 建 設 作 業 の 種 類	件 数
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	0
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0
3 舗装版破碎機を使用する作業（注1）	0
4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（注1）	0
5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）を使用する作業	211
計	211

注1）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

注2）一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（この場合は9の条例での届出を行うことになります。）

10 公害苦情状況

年度別苦情受付件数

公害の 種類 年度	典 型 7 公 害								7 公害 以外	合計	前年比 (%)
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計			
平成 23	4	5		10	4		2	25		25	96
平成 24	2	2		6	3		9	22	1	23	92
平成 25	1	4		11	3		2	21	1	22	96
平成 26	3	4		12	1		2	22		22	100
平成 27	4	7		7	2		2	22		22	100
平成 28	1	5		10	3		3	22		22	100
平成 29		4		12	1		5	22		22	100
平成 30	1	4		12	0		5	22		22	100
令和元	0	2		12	1		5	20		20	91
令和 2	1	3		12			5	21		21	105
令和 3	1			9			8	18		18	86
令和 4	1	1		10			3	15	2	17	94

月別苦情受付件数

公害の 種類 年月	典 型 7 公 害								7 公害 以外	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計		
令和 4 年 4 月				2				2		2
令和 4 年 5 月				1				1		1
令和 4 年 6 月				2				2		2
令和 4 年 7 月				1				1	1	2
令和 4 年 8 月										
令和 4 年 9 月										
令和 4 年 10 月				1				1		1
令和 4 年 11 月				1			1	2		2
令和 4 年 12 月							1	1		1
令和 5 年 1 月				1				1		1
令和 5 年 2 月	1			1				2		2
令和 5 年 3 月		1					1	2	1	3
合 計	1	1		10			3	15	2	17

令和4年度 用途地域別苦情受付件数

用途地域 公害の 種類	典 型 7 公 害								7 公害 以外	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計		
第一種低層住居専用地域							1	1		1
第一種中高層住居専用地域				3				3		3
第二種中高層住居専用地域	1			1				2		2
第一種住居地域				3			1	4		4
第二種住居地域										
準住居地域		1						1		1
近隣商業地域				1				1		1
商業地域										
準工業地域				1			1	2		2
工業専用地域										
調整区域				1				1	2	3
合 計	1	1		10			3	15	2	17

令和4年度公害苦情処理状況

	前年度からの 繰り越し件数①	令和4年度 受付件数②	対応件数 ①+②(A)	処理件数 (B)	次年度への 繰り越し件数	解決率(%) (A)÷(B)×100
大 気 汚 染		1	1	1	0	100
水 質 汚 濁		1	1	1	0	100
土 壌 汚 染					0	100
騒 音		10	10	10	0	100
振 動					0	100
地 盤 沈 下					0	100
悪 臭		3	3	3	0	100
7 公 害 以 外		2	2	2	0	100
合 計		17	17	17	0	100

典型 7 公害以外の種類別苦情受付件数

項 目 名	件 数
電波障害	0
家庭生活に関するもの	0
空地の管理に関するもの	0
その他	2
計	2

令和 4 年度被害の種類別苦情受付件数

被害 の種類	公害の 種類	典 型 7 公 害							典 型 7 公害 以外	合計
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計	
健 康										
財 産										
感覚的・心理的		1			10			3	14	14
そ の 他			1						1	2
合 計		1	1		10			3	15	17

令和4年度公害苦情防止対策

公害の種類 防止対策	典 型 7 公 害								典型7公害以外	合 計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
作業方法、使用方法の改善	1	1		9			2			13
その他の方法									2	3
防止対策は何も講じていない				1			1			1
不明										

令和4年度公害の発生源別・種類別苦情件数

公害の種類 発生源	典 型 7 公 害								典型7公害以外	合 計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
個人										
会社・事業所				1						1
農業・林業										
漁業										
鉱業、採石業、砂利採取業										
建設業									2	2
製造業	1	1		3						5
電気・ガス・熱供給・水道業										
情報通信業										
運輸業、郵便業				1						1
卸売業、小売業				1			1			2
金融業、保険業										
不動産業、物品賃貸業										
学術研究、専門・技術サービス業										
宿泊業、飲食サービス業				4			1			5
生活関連サービス業、娯楽業										
教育、学習支援業										
医療、福祉										
複合サービス事業										
サービス業（他に分類されないもの）										
公務（他に分類されるものを除く）										
分類不能の産業										
その他							1			1
不明										

11 定期環境調査結果

大気質・気象 期間測定結果表 [二酸化硫黄]

測定期間：令和4年5月18日～令和4年6月14日

測 定 局	有効 測定 日数	測 定 時間数	期間平均値	1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 最 高 値	1時間値が 0.10 ppm を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.04 ppm を 超えた日数と その割合		日平均値が 0.04 ppm を 超えた日が2日以上連続 したことの有無
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	有× 無○
池田下局	28	669	0.004	0.008	0.006	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	28	669	0.005	0.011	0.007	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象 期間測定結果表 [浮遊粒子状物質]

測定期間：令和4年5月18日～令和4年6月14日

測 定 局	有効 測定 日数	測 定 時間数	期間平均値	1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 最 高 値	1時間値が 0.20 mg/m ³ を超え た時間数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m ³ を超え た日数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m ³ を超 えた日が2日以上連続した ことの有無
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	有× 無○
池田下局	28	669	0.016	0.049	0.023	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	28	669	0.015	0.042	0.022	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象 期間測定結果表【二酸化硫黄】

測定期間：令和4年10月15日～令和4年11月11日

測 定 局	有効 測定 日数	測 定 時間数	期間平均値	1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 最 高 値	1時間値が 0.10 ppm を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.04 ppm を 超えた日数と その割合		日平均値が 0.04 ppm を 超えた日が2日以上連続 したことの有無
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	有× 無○
池田下局	28	670	0.002	0.005	0.003	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	28	669	0.003	0.006	0.004	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象 期間測定結果表【浮遊粒子状物質】

測定期間：令和4年10月15日～令和4年11月11日

測 定 局	有効 測定 日数	測 定 時間数	期間平均値	1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 最 高 値	1時間値が 0.20 mg/m ³ を超え た時間数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m ³ を超え た日数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m ³ を超 えた日が 2日以上連続した ことの有無
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	有× 無○
池田下局	28	670	0.010	0.040	0.023	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	28	669	0.010	0.041	0.018	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象 期間測定結果表【一酸化窒素】

測定期間：令和4年5月18日～令和4年6月14日

測 定 局	有効測定 日 数	測 定 時間数	期間平均値	1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 最 高 値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
池田下局	28	665	0.001	0.015	0.002
室堂局	28	665	0.001	0.009	0.002

大気質・気象 期間測定結果表【二酸化窒素】

測定期間：令和4年5月18日～令和4年6月14日

測 定 局	有効 測定 日数	測 定 時間数	期間 平均値	1 時 間 値 の 最 高 値	日平均値の最高 値	1 時間値が 0.20 ppm を超えた時 間数とその割合		1 時間値が 0.10 ppm 以上 0.20 ppm 以下の時間 数とその割合		日平均値が 0.06 ppm を超えた日数とその割 合		日平均値が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm 以下の日数とそ の割合	
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)
池田下局	28	665	0.001	0.045	0.023	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
室堂局	28	665	0.007	0.044	0.015	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

大気質・気象 期間測定結果表【窒素酸化物】

測定期間：令和4年5月18日～令和4年6月14日

測 定 局	有効測定 日 数	測 定 時間数	期間平均値	1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 最 高 値	年平均値の NO ₂ /(NO+NO ₂)
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
池田下局	28	665	0.011	0.051	0.024	90.7
室堂局	28	665	0.007	0.053	0.017	91.4

大気質・気象 期間測定結果表【一酸化窒素】

測定期間：令和4年10月15日～令和4年11月11日

測 定 局	有効測定 日 数	測 定 時間数	期間平均値	1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 最 高 値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
池田下局	28	664	0.004	0.047	0.007
室堂局	28	664	0.001	0.018	0.002

大気質・気象 期間測定結果表【二酸化窒素】

測定期間：令和4年10月15日～令和4年11月11日

測 定 局	有効 測定 日数	測 定 時間数	期間 平均値	1 時 間 値 の 最 高 値	日平均値の最高 値	1 時間値が 0.20 ppm を超えた時 間数とその割合		1 時間値が 0.10 ppm 以上 0.20 ppm 以下の時間 数とその割合		日平均値が 0.06 ppm を超えた日数とその割 合		日平均値が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm 以下の日数とそ の割合	
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)
池田下局	28	664	0.013	0.036	0.019	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
室堂局	28	664	0.007	0.024	0.011	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

大気質・気象 期間測定結果表【窒素酸化物】

測定期間：令和4年10月15日～令和4年11月11日

測 定 局	有効測定 日 数	測 定 時間数	期間平均値	1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 最 高 値	年平均値の NO ₂ /(NO+NO ₂)
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
池田下局	28	664	0.016	0.077	0.025	76.5
室堂局	28	664	0.008	0.042	0.013	88.9

12 環境行政の推移

年 月	事 項
昭和 31 年 9 月	市制施行
39 年 11 月	公害事務は、事業部経済課商工係の所掌となる
42 年 8 月	公害対策基本法制定
43 年 6 月	大気汚染防止法、騒音規制法制定
44 年 4 月	大阪府公害防止条例制定
45 年 2 月	泉州地区地盤沈下対策協議会設置
4 月	総務部交通公害課公害係を新設
12 月	水質汚濁防止法制定
	大津川水域水質保全対策協議会結成 (岸和田市、泉大津市、和泉市、忠岡町)
46 年 3 月	大阪府公害防止条例制定 (全面改正) 大気汚染測定装置を市庁舎屋上に設置
6 月	悪臭防止法制定
47 年 4 月	機構改革により産業衛生部交通公害課公害対策係となる
48 年 1 月	信太中学校に大気汚染観測室を設置 (測定項目：硫黄酸化物、風向、風速)
	市役所局を石尾中学校へ移設
5 月	幸小学校に大気汚染観測室を設置 (測定項目：窒素酸化物、オキシダント)
10 月	瀬戸内海環境保全臨時措置法制定
49 年 7 月	公害対策係が公害対策第 1 係、第 2 係と改組される 公害移動観測車による大気汚染測定の開始 (測定項目：窒素酸化物オキシダント、硫黄酸化物、風向、風速、一酸化炭素)
50 年 1 月	大阪府公害防止条例、地下水採取規制の地域指定施行
12 月	硫黄酸化物に係る総量規制地域第 2 次指定 (和泉市ほか)
51 年 6 月	振動規制法制定
52 年 4 月	公害対策第 1 係、第 2 係が公害対策係と改組される
53 年 1 月	工業用水法地域指定施行
6 月	瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 (瀬戸内海環境保全特別措置法) 及び水質汚濁防止法の一部改正する法律制定
7 月	二酸化窒素に係る環境基準の改正
55 年 1 月	大阪府合成洗剤対策推進要綱策定
4 月	化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定
56 年 4 月	公害移動観測車を廃止し、固定測定局を整備充実
6 月	大気汚染防止法施行令の一部改正 (窒素酸化物に係る総量規制基準等の導入)
9 月	大気汚染防止法施行規則の一部改正 (窒素酸化物に係る総量規制基準等の設定)
11 月	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正 (冷凍調理食品製造業等 8 業種を規制対象へ追加等)
	化学的酸素要求量に係る総量規制基準 (環境庁告示) の一部改正
57 年 3 月	和泉市環境保全条例を制定
4 月	測定局見直しに伴い信太中学校測定局を廃止
5 月	大気汚染防止法施行規則の一部改正 (ばいじん排出基準を改正)
10 月	大阪府公害防止条例の一部改正 (カラオケ騒音等規制)
	大気汚染防止法による窒素酸化物総量削減計画の策定
12 月	大阪府環境総合計画 (STEP21) 策定

年 月		事 項
58 年	9 月	大気汚染防止法施行規則等の一部改正（固体燃料ボイラーの窒素酸化物の排出基準の改正等）
59 年	2 月	大阪府環境影響評価要綱を制定
	8 月	環境影響評価実施要綱閣議決定
60 年	3 月	湖沼水質保全特別措置法施行
	4 月	機構改革により産業部交通公害課公害対策係となる
	6 月	大気汚染防止法施行令一部改正（小型ボイラー規制）
	7 月	大気汚染防止法施行令一部改正（水質審議会を都道府県公害対策審議会に統合）
	12 月	瀬戸内海関係 13 府県に対し「燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定について」指示
61 年	2 月	関西国際空港環境監視機構設立
	3 月	「大阪府域における当面の窒素酸化物対策について」策定
	4 月	建設省所管事業に係る環境影響評価の実施体制の整備
		燐及びその化合物に係る削減指導方針の再策定
62 年	3 月	化学的酸素要求量に係る第 2 次総量削減計画の策定
	9 月	大阪府アスベスト対策検討委員会設置
	10 月	大気汚染防止法施行令一部改正（ガスタービン、ディーゼル機関規制追加）
63 年	1 月	環境庁主催による「星空の街のコンテスト」に入選
	3 月	大阪府生活排水対策推進要綱制定
	8 月	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令一部改正（規制対象事業場として、共同調理場、飲食店等追加）
	9 月	大阪府生活排水対策推進会議設立
平成元年	1 月	固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱制定
	3 月	水質汚濁防止法施行令一部改正（有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン追加）
	6 月	水質汚濁防止法一部改正（有害物質を含む水の地下浸透の禁止等）
		大気汚染防止法の一部改正（特定粉じんとして石綿を指定）
	9 月	悪臭防止法施行令一部改正（悪臭 4 物質追加）
	3 月	大阪府環境保全基金の設置
	5 月	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る環境庁暫定指導指針設定
	7 月	大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱策定
	9 月	水質汚濁防止法施行令の一部改正（指定地域特定施設関係）
3 年	3 月	化学的酸素要求量に係る第 3 次総量削減計画策定
	4 月	機構改革により公害対策係が公害対策第 1 係と公害対策第 2 係となる
4 年	6 月	環境と開発に関する国連会議（地球サミット）開催 172 ケ国参加
	7 月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正
5 年	2 月	大阪地域公害防止計画（第 5 次）策定
	11 月	環境基本法制定
	12 月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行
6 年	3 月	大阪府環境基本条例及び大阪府生活環境の保全等に関する条例制定
	12 月	環境基本計画閣議決定
7 年	6 月	生活排水対策重点地域の指定
8 年	3 月	和泉市生活排水対策推進計画を策定
		大阪府環境総合計画策定
	4 月	機構改革により生活環境部環境保全課公害対策係となる
	10 月	「南海本線・JR 阪和線騒音振動問題協議会」設置

年 月		事 項
平成 9 年	5 月	「南海本線・JR 阪和線騒音・振動等問題協議会」において、騒音・振動対策の中間報告を取りまとめ
	6 月	「環境影響評価法」制定
	8 月	「ダイオキシン対策に関する 5 カ年計画」発表 大気汚染防止法施行令の一部改正（ダイオキシン類を指定物質に追加） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律政省令の一部改正
	9 月	ダイオキシン類に係る大気環境指針値設定 （当面、年平均値 0.8pg-TEQ/m ³ ）
	10 月	大阪府浄化槽指導要綱の改正（浄化槽の原則：合併化）
	11 月	大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針策定（平成 9 年 12 月 1 日施行）
	12 月	COP3 開催
	10 年 3 月	「大阪府環境影響評価条例」制定
	7 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（アイドリング規制施行）
	10 月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布
11 年	11 月	「建設工事等における産業廃棄物に係る元請業者の処理責任に関する指導指針」制定 「大阪府産業廃棄物不適正処理対策要綱」制定
	3 月	騒音に係る環境基準の改正を受け、「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」を改正（大阪府公告第 29 号）
	4 月	「騒音に係る環境基準」の施行（等価騒音レベルの採用等）
	6 月	環境影響評価法施行
12 年	9 月	平成 10 年度ダイオキシン類緊急全国一斉調査結果公表
	10 月	平成 10 年度環境ホルモン緊急全国一斉調査結果公表
	1 月	ダイオキシン類対策特別措置法の施行
	3 月	「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」の改正（平成 12 年 4 月 1 日より施行） 和泉市環境基本計画のあり方について（諮問）
	4 月	和泉市環境基本条例及び和泉市生活環境の保全等に関する条例施行
	5 月	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」公布 「環境会計システムの確立に向けて（2000 年報告）」公表
	6 月	「循環型社会形成推進基本法」公布、一部施行 「ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリ）」公表
	8 月	「平成 11 年度公共用水域等のダイオキシン類調査結果について」公表
	9 月	「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」策定
	10 月	「平成 11 年度内分泌攪乱化学物質にかかる全国一斉調査」結果の公表
13 年	11 月	「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」答申（中央環境審議会） 「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」を改訂
	1 月	環境省発足
	2 月	「環境報告書ガイドライン（2000 年度版）」公表
	9 月	「和泉市環境基本計画」策定
14 年	11 月	市役所本庁舎で ISO 14001 認証取得
	3 月	「和泉市地球温暖化対策実行計画」策定
15 年	6 月	市民・事業者・行政 三者協働による環境保全組織「いずみ環境くらぶ」発足
	2 月	「土壌汚染対策法」施行 「和泉市地域新エネルギービジョン」策定
	7 月	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」改正
16 年	10 月	ISO 14001 更新審査受審・合格

年	月	事 項
17 年	4 月	「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」施行
18 年	4 月	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」施行
	6 月	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正
		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」改正
	12 月	「環境影響評価法」改正
19 年	3 月	「和泉市環境基本計画」中間見直し実施
	6 月	「第四次和泉市総合計画」策定
	6 月	「第二次和泉市地球温暖化対策実行計画」策定
	10 月	ISO 14001 更新審査受審・合格
	10 月	「和泉市生活環境の保全等に関する条例」改正
	10 月	「和泉市生活環境の保全等に関する条例施行規則」改正
20 年	5 月	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正
	5 月	「生物多様性基本法」制定
	6 月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正
21 年	11 月	気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）開催
22 年	3 月	「和泉市地球温暖化対策地域推進計画」策定
	3 月	「第 3 次一般廃棄物処理基本計画」策定
	10 月	ISO 14001 更新審査受審・合格
23 年	10 月	生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）開催
	3 月	「第 2 次和泉市環境基本計画」策定
25 年	3 月	「第三次和泉市地球温暖化対策実行計画」策定
27 年	3 月	ISO 14001 EMS の認証を返上
	4 月	I-EMS（和泉市環境マネジメントシステム）を発足
	12 月	パリ協定採択（COP21）
28 年	3 月	「第 4 次一般廃棄物処理基本計画」策定
		「第 2 次和泉市環境基本計画」中間見直し
	4 月	「大阪府森林環境税」創設
	5 月	「地球温暖化対策計画」閣議決定
	6 月	「大阪府循環型社会推進計画」策定
	9 月	「第 5 次和泉市総合計画」策定
30 年	4 月	「第 5 次環境基本計画」策定
	6 月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定
	7 月	「第 5 次エネルギー基本計画」策定
		「大阪 21 世紀の新環境総合計画」改定
	11 月	「気候変動適応法」制定
		「気候変動適応計画」策定
	12 月	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」改正
31 年	1 月	「和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力金に関する条例」制定
	3 月	「第 4 次和泉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
	4 月	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」施行
		「文化財保護法」改正
令和元年	6 月	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定
	10 月	「いずみプラスチックごみゼロ宣言」
令和 2 年	4 月	「新学習指導要領スタート（小学校 2020 年度～、中学校 2021 年度～、高等学校 2020 年度～）」
	11 月	「菅首相、2050 年までに脱炭素化実現を表明」
		「和泉市みどりの基本計画」改定

年 月	事 項
令和３年 ３月	「第５次和泉市総合計画」改訂 「第２期和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定 「第３次和泉市環境基本計画」策定 「大阪府生物多様性地域戦略」改訂 「和泉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定 「第５次和泉市一般廃棄物処理基本計画」策定
令和３年 ４月 10月	「2030 大阪府環境総合計画」策定 「和泉市ゼロカーボンシティ」表明 「地球温暖化対策計画」閣議決定 「気候変動適応計画」閣議決定
令和４年 ４月 6月	環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」実施表明 30by30 ロードマップの策定・30by30 アライアンスの発足 「持続可能なまちづくりに向けた産業廃棄物の在り方検討専門部会」設置

和泉市環境審議会規則

平成12年1月24日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市環境基本条例（平成11年和泉市条例第23号。以下「条例」という。）

第21条第7項の規定に基づき、和泉市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第21条第5項の市長が適当と認める者は、次のとおりとする。

- (1) 公共的団体の代表
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公募による市民

(平15規則44・平23規則51・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平18規則50・一部改正)

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の招集の特例)

第5条 会長は、災害その他の理由により審議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第6条 会長は、専門的事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する者をもって充てる。
- 3 部会に属する委員は、会長が指名する。

(臨時委員)

第7条 審議会において臨時の事項を調査し、又は審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、臨時の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境保全担当課において行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日までの間に改正前の和泉市環境保全対策審議会規則第3条第2項及び第7条第2項の規定に基づき委嘱又は任命された委員は、条例第21条第5項及びこの規則第6条第2項の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。
- 3 施行日又は委員の任期満了の後最初に行われる会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則（平成15年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第35号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前になされた委員の委嘱又は任命については、なお従前の例による。

和泉市生活排水対策推進協議会規則

平成24年 7 月11日

規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市生活排水対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活排水対策推進計画の策定に関すること。
- (2) 生活排水対策の普及啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか生活排水対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 河川管理者
- (3) 光明池土地改良区の代表者
- (4) いずみの農業協同組合の代表者
- (5) 自治会の代表者
- (6) 和泉保健所の代表者
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協議会の招集の特例)

第7条 会長は、災害その他の理由により協議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生活排水対策担当部署において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則36号）

この規則は、公布の日から施行する。

和泉市生活排水対策指導員設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和泉市生活環境保全等に関する条例第13条の規定に基づき、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、本市の生活排水に係る啓発活動の中核となる生活排水対策指導員（以下「指導員」という。）の設置について定める。

(任務)

第2条 指導員は、地域又は団体において、生活排水対策推進のリーダーとなって、又市とのパイプ役となって、次の任務を行う。

- (1) 家庭における生活排水対策の普及、啓発に関すること。
- (2) 地域又は団体における生活排水対策を推進するための実践活動の指導及び支援に関すること。
- (3) 生活排水対策の推進に関する提言、情報交換等に関すること。
- (4) その他市が行う生活排水対策の啓発事業等への参加協力。

(定数)

第3条 指導員の定数は、おおむね40人とする。

(任期)

第4条 指導員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第5条 指導員は、一般公募者及びその他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(事務局)

第6条 この要領についての事務局は、環境保全担当課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この訓令は、平成8年11月26日から施行する。

附 則（平成10年10月14日）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成11年3月31日までとする。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成13年4月30日までとする。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成15年4月30日までとする。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成17年4月30日までとする。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。

- 2 第4条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成19年4月30日までとする。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成21年4月30日までとする。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、委嘱日から2年間とする。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成29年4月17日一部改正）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この訓令の令達の日において指導員である者の任期は、委嘱日から2年間とする。

資 料 編 2

環境基準及び大阪府環境保全目標等

環境基準及び環境保全目標等

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められている。

大阪府では環境総合計画において、府民の健康を保護し生活環境を保全するための望ましい水準として環境保全目標を定めている。なお、環境保全目標は、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いている。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 12 年 1 月 15 日施行）により、大気・水質・土壌の環境基準が設定されている。

(1) 大気環境

① 大気汚染に係る環境基準及び環境保全目標

項 目	環 境 基 準 値 及 び 環 境 保 全 目 標 値	対象地域
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	府内全域 ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内またはそれ以下であること。	
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること	
微 小 粒 子 状 物 質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	
ダ イ オ キ シ ン 類	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	
※ 悪 臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。	府内全域

- (注) 1 二酸化窒素、微小粒子状物質（1 日平均値に係る目標値）に係る評価は、年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの（1 日平均値の年間 98%値）で行う。
- 2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。
- ・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
 - ・長期的評価は、年間における 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。ただし、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いはしない。
- 3 表の※印は、環境保全目標の項目である。

(2) 水質汚濁に係る環境基準及び環境保全目標

① 健康項目

項 目	目 標 値	対象水域
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	全 公 共 用 水 域
全 シ ア ン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L 以下	
六 価 ク ロ ム	0.025mg/L 以下	
砒 素	0.01mg/L 以下	
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L 以下	
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004mg/L 以下	
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1mg/L 以下	
シス-1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04mg/L 以下	
1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1mg/L 以下	
1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006mg/L 以下	
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/L 以下	
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/L 以下	
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002mg/L 以下	
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下	
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L 以下	
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	
セ レ ン	0.01mg/L 以下	
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10mg/L 以下	
ふ つ 素	0.8mg/L 以下	
ほ う 素	1mg/L 以下	
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05mg/L 以下	
ダ イ オ キ シ ン 類	1pg-TEQ/L 以下	

(注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることををもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注)3のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする。

4 TEQ(毒性等量)は、複数の種類があるダイオキシン類の毒性を評価するため、測定されたダイオキシン類の量を、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDD(四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)の毒性に換算して表したもの。

② 生活環境項目（環境基準）

類型		AA	A	B	C	D	E	
項目		利用目的 の適応性	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下 の欄に掲げ るもの	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2 級 農 業 用 水 及び E の欄に 掲げるもの	工業用水 3 級 環 境 保 全
基準 値 （ 目 標 値 ）	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下	
	浮 遊 物 質 量 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	
	溶 存 酸 素 量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上	
	大 腸 菌 数	20 CFU /100 mL 以下	300 CFU /100 mL 以下	1,000 CFU /100 mL 以下	—	—	—	
対象河川水域名		—	父 鬼 川	槇 尾 川 松 尾 川 牛 滝 川 大津川上流	大津川下流	—	—	

(注) 1 目標値は、日間平均値とする。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

3 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。

4 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

③ 生活環境項目：水生生物保全

類 型	水生生物の生息状況 の適応性	目標値	目標値	目標値	対象河川 水域名
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下	—

生物特A	生物Aの水域のうち、 生物Aの欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁 殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全 が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02mg/L 以下	—
生 物 B	コイ、フナ等比較的 高温域を好む水生 生物及びこれらの 餌生物が生息する 水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05mg/L 以下	父鬼川 槇尾川 松尾川 牛滝川 大津川上流 大津川下流
生物特 B	生物A又は生物B の水域のうち、生物 Bの欄に掲げる水 生生物の産卵場（繁 殖場）又は幼稚仔の 生育場として特に 保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—

（注） 目標値は、年間平均値とする。

④ 底 質（環境保全目標）

項 目	環 境 保 全 目 標	対 象 水 域
P C B	10mg/kg	全 公 共 用 水 域
水 銀	25mg/kg	
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g	

(3) 地盤環境（環境保全目標）

① 地盤沈下

項 目	環 境 保 全 目 標	対 象 地 域
地 盤 高	地盤沈下を進行させない	府 内 全 域

② 地下水質

項 目	目 標 値	対象地域
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	府 内 全 域
全 シ ア ン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L 以下	
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L 以下	
砒 素	0.01mg/L 以下	
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L 以下	
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	
ク ロ ロ エ チ レ ン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004mg/L 以下	
1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1mg/L 以下	
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04mg/L 以下	
1 , 1 , 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1mg/L 以下	
1 , 1 , 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006mg/L 以下	
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/L 以下	
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/L 以下	
1 , 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002mg/L 以下	
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下	
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L 以下	
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	
セ レ ン	0.01mg/L 以下	
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10mg/L 以下	
ふ つ 素	0.8mg/L 以下	
ほ う 素	1mg/L 以下	
1 , 4 - ジ オ キ サ ン	0.05mg/L 以下	
ダ イ オ キ シ ン 類	1pg-TEQ/L 以下	

③ 土壌汚染

項 目	目 標 値	対象地域
カ ド ミ ウ ム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること	府 内 全 域
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと	
有 機 リ ン	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
六 価 ク ロ ム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	
砒 素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること	
総 水 銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること	
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと	
P C B	検液中に検出されないこと	
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
四 塩 化 炭 素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
ク ロ ロ エ チ レ ン （別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002 mg以下であること	
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
チ ウ ラ ム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
シ マ ジ ン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
ベ ン ゼ ン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
セ レ ン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
ふ つ 素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること	
ほ う 素	検液 1L につき 1mg 以下であること	
1 , 4 - ジ オ キ サ ン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	
ダ イ オ キ シ ン 類	土壌 1g につき 1,000pg-TEQ 以下であること	

- (注) 1 検液とは土壌（重量）の 10 倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。
- 2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(4) 騒音に係る環境基準及び環境保全目標等

① 騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値		該 当 地 域
	昼 間 〔午前 6 時から〕 午後 10 時まで	夜 間 〔午後 10 時から翌日〕 の午前 6 時まで	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立こんごう福祉センターの敷地
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の 規定により定められた第一種低層住居専用地 域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住 居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田 園住居地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一 種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並 びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地 域の指定のない地域（AA に該当する地域、関西国 際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立 地を除く。）
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣 商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空 港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地 域（関西国際空港の敷地を除く。）

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基準値	
	昼 間 〔午前 6 時から〕 午後 10 時まで	夜 間 〔午後 10 時から翌日〕 の午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する 地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する 地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地 域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間 〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕	夜 間 〔午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで〕
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間であっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注

- (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - ① 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。）
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

② 航空機騒音（環境基準）

地域の類型	目標値(L _{den})	対 象 地 域
I	57 dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 関西国際空港及び八尾空港の敷地 2 国土利用計画法第 9 条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域以外の地域である地域
II	62 dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。

(注) L_{den}とは、飛来する航空機の騒音を連続的に測定し、時間帯別(夕方、夜間)に騒音レベルに重み付けをした 1 日の平均騒音レベルです。

③ 新幹線鉄道騒音（環境基準）

地域の類型	目 標 値	対 象 地 域
I	70 デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75 デシベル以下	地域の種類別の当てはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 300 メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 400 メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面に表示する地域を含む)をいう。

④ 鉄軌道騒音、建設作業騒音、その他の飛行場騒音、振動、低周波音

項 目	目 標 値	対 象 地 域
鉄 軌 道 騒 音 (新幹線鉄道を除く)	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域
建 設 作 業 騒 音		
その他の飛行場騒音*		
振 動		
低 周 波 音		

*…航空機騒音に係る環境基準の適用を受けない飛行場騒音を対象とする。

(5) 自動車公害に係る交通規制等の要請限度

① 自動車排出ガス

自動車排出ガス	測定方法	要請限度
一酸化炭素	非分散型赤外線分析計法	1時間値の月間平均値が10ppm

② 自動車騒音

区域の区分		時間の区分	
		昼間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 午前6時まで〕
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考 a区域、b区域及びc区域とは、以下の区域として市町村長が定めた区域をいう。

a区域 専ら住居の用に供される区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域）

b区域 主として住居の用に供される区域（第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域）

c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

③ 道路交通振動

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第一種区域	65デジベル	60デジベル
第二種区域	70デジベル	65デジベル

備考 第一種区域及び第二種区域とは、以下の区域として市町村長が定めた区域をいう。

第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、田園住居地域）

第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

資 料 編 3

環 境 関 係 用 語

■用語集

(あ)

ISO

International Organization for Standardization の略で、「国際標準化機構」と訳される。1947 年に設立された非政府組織で、世界の標準化のための専門組織。

有名なものには、「非常口のマーク」や「カメラのフィルム」、「ネジ」などがある。

ISO 14001

ISO（国際標準化機構）が定める環境に関する国際規格で、1992 年の地球サミットを受けて、地球環境問題に自主的に取り組むために作られた規格

悪臭物質

不快なにおいの原因となり、生活環境を損なう恐れのある物質を言い、悪臭防止法では、悪臭苦情の主要な原因物質としてアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の 22 物質を指定している。

アスベスト

天然に産出する鉱物のうちで高い抗張力と柔軟性を持つ絹糸状光沢の特異な繊維状集合をなすものの俗称である。石綿とも言い、耐熱性、耐薬品性等優れた性質を持つことから、建築物の耐火被覆材、保温材、吸音材及び自動車のブレーキライニング等に多く使われている。

微細な繊維の状態で容易に大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫等の健康障害をおこすことがある。

(い)

和泉市環境マネジメントシステム (I-EMS)

本市の組織が行う事務事業における環境負荷の低減及び環境保全の推進を図ることを目的として、平成 27 年度より本市で全庁的に推進している取組。

本庁舎全体の光熱費や公用車燃料消費量、紙の購入量等計 6 項目について削減目標を定めている。

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄 (SO)、二酸化硫黄 (SO₂・亜硫酸ガス)、三酸化硫黄 (SO₃・無水硫酸) などが含まれる。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。

一酸化炭素 (CO)

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するとき、あるいは二酸化炭素が赤熱した炭素と接触するときを生ずる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害する。

いずみプラスチックごみゼロ宣言

令和元（2019）年 10 月に和泉市長名で行われた宣言。3R 運動の更なる推進、全庁あげてのマイバック持参運動や使い捨てプラスチック代替製品の活用など、プラスチックごみゼロに向けて不断の取組を行うことが宣言されている。

(え)

SDGs

Sustainable Development Goals の略で「持続可能な開発目標」と訳される。2015 年 9 月の国連サミットにて全会一致で採択された 2030 年を年限とする 17 の国際目標。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目的とする。

(お)

オキシダント

オキシダントとは、オゾン、二酸化窒素、PAN（ペルオキシアシルナイトレート）、過酸化物等の酸化性物質で、中性よう化カリウム溶液からよう素を遊離する物質の総称。全オキシダントから二酸化窒素を除いたものが光化学オキシダントとされている。

オゾン層

大気中の酸素が紫外線の作用で光化学反応し約 30 億年かけて形成されたものであり、地上約 25km を中心とした成層圏に存在する。オゾン層は生物に有害な紫外線を吸収するため、生物の生存には不可欠なものであるが、近年フロン放出等によるオゾン層破壊が確認されており、特定フロン（オゾン破壊性の強いフロン）の 1995 年末の生産全廃などが合意されている。

汚濁負荷量

BOD 等で表される汚濁物質が水環境に排出される量のことをいい、汚濁物質の濃度とこれを含む排水量

との積で表される（例えば、g/日）。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのこと。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。また、平成27年に三ふっ化窒素が新たに温室効果ガスに加えられた。

（か）

化学的酸素要求量（COD）（Chemical Oxygen Demandの略）

海水や河川水の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が大きいほど水中の汚濁物質の量も多いことを示している。

カドミウム（Cd）

水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質であるといわれており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害（気腫）、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血液変化（白血球・赤血球の減少）のおこることもある。

主な発生源は、カドミウム精錬所、メッキ工場や電気機器工場などである。

（き）

規制基準

公害の防止のため、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の原因となる物質、並びに騒音・振動について事業者等が遵守しなければならない許容限度である。

（こ）

公 害

一般に公害と呼ばれる現象は、人間の活動の結果として生み出され、一般公衆や地域社会に有害な影響を及ぼす現象として、幅広くとらえられたことがある。しかし、環境基本法などの法律では、こうした広い概念のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に対して総合的に対策を推進することが定められている。この7つは、広い意味の公害に対し、典型7公害とも呼ばれている。

光化学スモッグ

大気中に共存する窒素酸化物と炭化水素が太陽光（紫外線）の下で反応し、オゾン、PAN（ペルオキシアシルナイトレート）等のオキシダント、アルデヒド類等を生成する現象である。

光化学スモッグは、夏季の日ざしが強く風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は目への刺激やのどの痛みなどの人体影響のほか、植物に葉の変色等の症状を与えるなど広範にわたる。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下するばいじんをいう。

降下ばいじんは、不溶解性物質（水に溶解しないもの）と溶解性物質に分かれる。不溶解性物質のタール分には発ガン物質などの有害物質が含まれている。

降下ばいじんは、簡易ばいじんびん、ダストジャー又はデポジットゲージで測定し、その結果はt/km²/月で表す。

（さ）

再生可能エネルギー

自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。太陽光・太陽熱・風力・水力・地熱などをエネルギー源としたもので、自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。

酸性雨（Acid Rain）

通常、雨水は大気中の炭酸ガスを吸着して弱酸性を示すため、pH5.6以下の降水を酸性雨としている。大気中の硫酸酸化物や窒素酸化物等の酸性物質が雨水に取り込まれ、酸性雨となる。

ヨーロッパやアメリカでは湖沼の酸性化による生態系の破壊や建築物への被害が大きな問題となり、原因物質が国境を越えて被害を及ぼすことが国際問題となっている。日本でも最近注目され、各地で酸性雨の調査が行われている。

（し）

紫外線（UV）

可視光線より波長の短い電磁波である。地上20～30kmにあるオゾン層は、可視光線を透過させるが、波長の短い有害な紫外線（UV-B）を吸収する働きがある。近年、フロン等のオゾン層破壊物質によるオゾン層の破壊が問題となっており、UV-Bが直接地表に到達することによる皮膚ガンの増加や生態系への影響などを生じることが懸念されている。

新型コロナウイルス

「新型コロナウイルス」はコロナウイルスのひとつである。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大にあたり、各国ではロックダウン措置が行われるなどの措置が行われ、国内でも緊急事態宣言が出され、生活や事業活動のスタイルが一変した。このように短期的に新型コロナウイルス撲滅が困難であることを前提とした感染症対策と経済活動を両立させるための新たな戦略や生活様式のことをウィズコロナという。また、新型コロナウイルス感染拡大により、様々な変革を世の中にもたらしていることから、ウィズコロナは新型コロナウイルス感染症によって変わったこれからの社会を指す言葉としても表現される。

振動レベル

振動の加速度を dB で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位はデシベル (dB) を用いる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害用振動レベル計により測定した値である。

地震の震度でみると人体が振動を感じない、いわゆる「震度ゼロ」は 55dB 以下であり、「震度 1」が 55～65dB に相当する。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

森林環境税は、令和 6 年度から課税される国税であり、都道府県・市区町村での森林整備などを行う財源として扱われる。

森林環境譲与税は、森林環境税によって国に集められた税金の全額を、森林整備や人材育成、木材利用の促進などを実施する自治体の私有林及び人工林面積や林業就業者数、人口といった客観的な基準で譲与・配分を決定し、取組みを推進するために使用される。また、自治体は森林環境譲与税の使途の公表が義務化されている。大阪府においては、平成 28 年度から独自に森林環境税を活用し、自然災害から府民の暮らしを守るとともに、健全な森林を次世代につなぐ取組みを行っている。

(す)

水銀 (Hg) (アルキル水銀、総水銀)

常温で唯一の液体の金属である。湿った空气中で酸化物になりやすく、有害である。神経系をおかし、手足のふるえ、言語障害、食欲不振、聴力視力の減退をもたらす。

なお水銀化合物の種類は多く、生体に対する作用の上から無機水銀と有機水銀に大別される。無機水銀化合物は、金属水銀及び塩化第二水銀が主で、その他、硫化水銀、酸化水銀、硝酸水銀、雷酸水銀等がある。

有機水銀化合物の種類は非常に多く、酢酸フェニール水銀やアルキル基と水銀が結合したアルキル水銀 (メチル水銀、エチル水銀、ジメチル水銀、ジエチル水銀等) がある。

アルキル水銀のうち、メチル水銀が「水俣病」の原因物質とされている。

また、検体に含まれる水銀又は水銀化合物の両者を合わせて、金属水銀の量としていくらかを分析したものを総水銀値 (量) としている。

水素イオン濃度 (pH)

溶液中の水素イオンの濃度をいい、溶液 1L 中の水素イオンのグラム当量数で表し、

一般には $\text{pH} = -\log \frac{[\text{H}^+]}{\text{mol/L}}$ として定義される ($[\text{H}^+]$

は H^+ (水素イオン) のモル濃度である)。pH=7 で中性、pH<7 で酸性、pH>7 でアルカリ性であり、特殊な例を除いて河川水等の表流水は中性付近の pH 値を示す。水道用水として望ましい水質は pH6.5 から 8.5 までの範囲である。

(せ)

生物化学的酸素要求量 (BOD) (Biochemical Oxygen Demand の略)

河川水等の汚れの度合を示す指標で、水中の汚濁物質 (有機物) が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量から求める。単位は一般的に mg/L で表し、この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

生物指標

化学的酸素要求量 (COD) のような理化学的な指標に対して、どのような生物が生棲しているかを調べることで、水質の状況を知る指標。水質の状況を総合的に知る指標として特色がある。

ゼロカーボンシティ

「2050 年に温室効果ガス (二酸化炭素) 実質排出ゼロ」を目差すことを、市町村長、都道府県知事自らが又は地方自治体として公表したまちのこと。

(そ)

騒音レベル

音の感覚は音圧レベルの他に周波数によっても変化する。この聴感補正 (A 特性) の回路を組み込んだ騒音計により測った値を騒音レベルといい、単位はデシベル (dB) で表される。

総量規制

一定の地域内の汚染（汚濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（汚濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。工場等の排出ガスや排水に含まれる汚染（汚濁）物質の濃度のみを対象とした従来の濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として総量規制が行われている。

（た）

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナポリ塩化ビフェニルの3種類の有機化学物質のこと。ものを燃やすときに発生しやすく、毒性が強い。

脱炭素社会

省エネを徹底することにより、地球温暖化の原因となるCO₂などの温室効果ガスの排出を抑制するとともに、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を推進するなどして、温室効果ガス排出量の実質ゼロを実現する社会のこと。

炭化水素（HC）

炭素と水素から成り立っている化合物の総称で鎖式炭化水素、芳香族炭化水素のほか、縮合環式化合物、脂環化合物に属する多くの炭化水素がある。すべて完全に酸化すれば水と二酸化炭素になる。

（ち）

地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。温室効果ガス濃度上昇の原因は、石炭・石油などの化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

窒素酸化物（NO_x）

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）、一酸化二窒素（N₂O）、三酸化二窒素（N₂O₃）、五酸化二窒素 N₂O₅などが含まれる。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつ。

（て）

適正処理

廃棄物は、そのまま排出されると、環境に大きな負荷を与えることになる。このため、廃棄物を公衆衛生や生活環境の保全上支障が生じないように、廃棄物処理法に定める処理基準等に従って処理することをいう。

テトラクロロエチレン（パークレン）（CCl₂=CCl₂）

有機塩素系化合物で、エーテル様の芳香のある無色透明の液体で不燃性である。水に不溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤として用いられている。毒性はトリクロロエチレンと同様。

（と）

トリクロロエチレン（CHCl=CCl₂）

有機塩素系化合物で、クロロホルム臭のある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。水に難溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤・一般溶剤として用いられる。

目、鼻、のどを刺激し、皮膚にくりかえし接触すると皮膚炎をおこす。また、蒸気を吸入すると、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害等をおこす。

（な）

鉛（Pb）

鉛及び鉛化合物は有害物質として古くから知られている。他の重金属と同じく原形質毒で造血機能を営む骨髄の神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱をおこし強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが、粉じんとして吸入し、あるいは経口摂取のおそれがある。

75%水質値

水質環境基準の生活環境項目であるBOD、CODの適合状況を判断する場合、河川の低水流量に対応する水質値として、75%水質値を用いて評価している。

すなわち、年12回の測定であるなら、75%水質値は12×0.75=9で低いほうから9番目（高いほうから4番目）の数値が基準値に適合しているか否かで判断する。

（に）

二酸化硫黄（SO₂）

燃料中の硫黄分が燃焼により酸化され、SO₂として

排出される。無色、刺激臭のある気体で、粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されている。

二酸化窒素 (NO₂)

空気中の窒素や燃料中に含まれている窒素分が燃焼過程で酸素と結合して一酸化窒素となり、これが大気中で酸化されて二酸化窒素となる。低濃度の二酸化窒素を長期間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、60ppm～150ppmといった高濃度になると、数時間のうちに鼻やのど、胸が痛み、呼吸が困難になることもある。

(は)

廃棄物

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等法令で規定された 19 種類の廃棄物をいう。また、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、ごみ、し尿等である。

パリ協定

2015 年 12 月に、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) にて採択された、2030 年までの温室効果ガスの排出削減の目標を定める枠組。世界共通の長期削減目標として、「産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続すること」、「主要排出国・途上国を含むすべての国が、削減目標を策定し国内措置を遂行、5 年ごとに同目標を提出すること」等について言及されている。

我が国は、2030 年度に 2013 年度比 46.0%減を目標としている。

排水基準

排水基準は、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び上乗せ条例に規定されている工場または事業場からの排水の規制を行うための基準であり、カドミウムなどの有害物質や BOD などの生活環境項目ごとに定められている。

(ひ)

ppm (parts per million の略)

百万分中の幾分であることを示す分率であり、大気汚

染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに繁用されている。

水質汚濁では、1L 中に 1mg 汚濁物質が存在する場合の濃度を 1ppm で示し、大気汚染では 1m³の大気中に 1cm³の汚染物質が存在する場合の濃度を 1ppm で表す。なお、pphm (parts per hundred million の略) は 1 億分の幾分であることを表示する分率で 1ppm の 100 分の 1 に相当し、また、ppb (parts per billion の略) は十億分中の幾分であることを表示する分率で 1ppm の 1000 分の 1 に相当する。

炭化水素類については、炭素原子数を基準として表した ppm 値である ppmC を用いる。

ヒ素 (As)

金属光沢があり、灰色で、鶏冠石、石黄、硫ヒ鉄鉱などに硫化物として含有されている。ヒ酸鉛、三酸化ヒ素などは殺虫剤として農薬に用いられる。

ヒ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を呈す。水道水のヒ素許容量は 0.01ppm 以下ときめられている。

PM2.5 (particulate matter 2.5 の略)

大気中に浮遊している粒子状物質で、大きさが 2.5 μm (1 μm は 1mm の千分の 1) 以下の粒子のことをいう。PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されている。

(ふ)

富栄養化

水の出入の少ない閉鎖性水域では、工場排水、家庭排水、農業排水などにより、水中の栄養塩類である窒素、リンなどが増えると藻類やプランクトンなどが太陽光線を受けて爆発的に増殖し、腐敗過程で更に水中にリンや窒素が放出され、次第に栄養塩が蓄積される。

浮遊物質 (SS) (Suspended Solid (懸濁物質) の略)

水中に浮遊している微細な固形物の量をいう。

浮遊粉じん

浮遊粉じんは、大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、物の破碎、選別、土砂のまきあげ、燃料等の燃焼過程等により発生する。このうち、粒径 10 ミクロン以下のものを浮遊粒子状物質と呼ぶ。

(ほ)

ポリ塩化ビフェニール (PCB) (Polychlorinated Biphenyles の略)

PCB は、不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質でその使用範囲は絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等多数である。

カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、昭和47年に製造中止となっている。

(め)

メタン (CH₄)

無色の可燃性気体で、都市ガスの主成分である。有機物が水中で腐敗発酵する時に生じ、化石燃料の採掘や、水田、湖沼、海洋などから発生する。地球の温暖化の原因となる温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度は約 1.9ppm であって、地球の温暖化に及ぼす寄与率は約 23%である。

(よ)

溶存酸素量 (DO) (Dissolved Oxygen の略)

水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。汚濁度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。一般的にきれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態になる。

令和 6 年 3 月 発行

「和 泉 市 の 環 境」

発 行 和泉市 環境産業部 環境保全課
〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
TEL 0725-41-1551 (代)